

ダイワ外貨MMF

(Daiwa Gaika MMF)

アイルランド籍オープン・エンド契約型外国投資信託



投資信託説明書（請求目論見書）

2022年9月30日

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド
(SMT FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED)

- 1 ダイワ外貨MMF受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2022年6月30日に関東財務局長に提出しており、2022年7月1日にその届出の効力が発生しております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2022年9月30日に関東財務局長に提出しております。
- 2 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。
- 3 ダイワ外貨MMF受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- 4 ファンドは必ずしもすべての投資者の皆様にとって適切な金融商品であるというわけではありません。適切な金融商品は投資者の皆様ご自身の投資目的、投資経験、保有資産規模等により異なります。したがって、投資に関する最終決定は、それらを考慮の上、投資者の皆様ご自身でなさるようお願いいたします。

請 求 目 論 見 書

ダイワ外貨MMF
(Daiwa Gaika MMF)

2022年6月30日有価証券届出書提出
2022年9月30日有価証券届出書の訂正届出書提出

発行者名	エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)
代表者の役職氏名	取締役 中 村 佳 史 取締役 カール・マケネフ (Karl McEneff)
本店の所在の場所	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)
代理人の氏名又は名称	弁護士 三 浦 健
代理人の住所又は所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称	ダイワ外貨MMF (Daiwa Gaika MMF)
届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額	USドル・ポートフォリオ 100億アメリカ合衆国ドル(約1兆3,461億円)を上限とする。 (注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2022年7月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=134.61円)による。
縦覧に供する場所	該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	13
3 投資リスク	23
4 手数料等及び税金	40
5 運用状況	54
第2 管理及び運営	62
1 申込（販売）手続等	62
2 買戻し手続等	65
3 資産管理等の概要	66
4 受益者の権利等	74
第3 ファンドの経理状況	77
1 財務諸表	77
2 ファンドの現況	138
第4 外国投資信託受益証券事務の概要	139
第三部 特別情報	140
管理会社の概況	140
1 管理会社の概況	140
2 事業の内容及び営業の概況	141
3 管理会社の経理状況	143
4 利害関係人との取引制限	192
5 その他	193
別紙A 定義	194
別紙B USドル・ポートフォリオ	202
別紙C ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段	205
別紙D 公認の証券取引所の一覧	212

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ダイワ外貨MMF(Daiwa Gaika MMF)

(注) ダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオという1つのポートフォリオにより構成されているオープン・エンド型のアンブレラ型ファンドである。アンブレラとは、その傘の下で一または複数の投資信託(ポートフォリオ)を設定できる仕組みのものをいう。以下「ファンド」ということがある。ポートフォリオは欧州における短期金融商品に関するルール(2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(改訂済)(以下「MMF規則」という。))における公債コンスタントNAV MMFとして分類されている。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券で、USドル・ポートフォリオについて一種類とする。(以下「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。)

受益証券は追加型である。

ファンド証券について、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 発行(売出)価額の総額

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約1兆3,461億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上2022年7月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=134.61円)による。

(注2) ダイワ外貨MMFは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。

(4) 発行(売出)価格

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される、以下の1口当たり純資産価格

USドル・ポートフォリオ

1アメリカ合衆国セント

「取引日」とは、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日であり、以下の各日を指す。

USドル・ポートフォリオ アイルランド、英国、日本およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日

(注) 1口当たり純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせのこと。

(5) 申込手数料

該当事項なし。

(6) 申込単位

1口以上1口単位

(7) 申込期間

2022年7月1日(金曜日)から

2023年6月30日(金曜日)まで

(注1) 申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。

(注2) 申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 申込取扱場所

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」という。)

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

内藤証券株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル19階

(以下「内藤証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(以下「SMBC日興証券」という。)

ひろぎん証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

(以下「ひろぎん証券」という。)

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

(以下「あかつき証券」という。)

(以下、上記各社を併せて「日本における販売会社」という。)

(注) 上記各金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 払込期日

投資者は、申込みの行われた取引日の翌取引日に申込金額を日本における各販売会社に支払うものとする。各取引日の発行価額の総額は、日本における各販売会社によって申込みのあった取引日の翌取引日にポートフォリオの口座に米ドルで払い込まれる。

(10) 払込取扱場所

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項なし。

(12) その他

① 申込証拠金

該当事項なし。

② 引受等の概要

(イ) 日本における販売会社は、管理会社との間で締結された受益証券販売買戻契約に基づき日本におけるファンド証券の募集を行う。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または販売・買戻取扱会社(以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務に係る契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融機関をいう。

(ハ) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券を指定している。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格(以下「純資産価格」という。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

③ 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。申込金額は円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、日本における販売会社により各申込日の翌取引日にポートフォリオの口座に米ドルで払い込まれる。

④ 日本以外の地域における販売

日本における募集に並行して、海外で、アメリカ合衆国市民、国民および同国居住者ならびにアイルランド居住者以外の者に対してUSドル・ポートフォリオの受益証券の販売が行われる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けA I F C N A V M M F (「別紙A」に定義される。以下同じ。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、A I F M法令およびMMF規則(「別紙A」に定義される。以下同じ。)にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書(改訂済)に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、A I F M D (「別紙A」に定義される。以下同じ。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をA I F M Dに規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、A I F M Dの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。)を確保する責任を負う。

ダイワ外貨MMFは、一または複数のクラス証券を発行することができる複数のポートフォリオから成るアンブレラ型ファンドである。ポートフォリオのクラスの受益証券は、あらゆる点においてそれぞれ同等のものと位置付けられるが、通貨、ヘッジ戦略(特定クラスの通貨に適用される場合)、配当方針、課される手数料および費用のレベル、申込・買戻手続、適用ある最小保有額または最低申込額等において異なることがある。ポートフォリオの資産は、ポートフォリオの投資目的および方針に従い、ポートフォリオのために別個に維持される。ポートフォリオの別個の監査済財務書類が、ダイワ外貨MMFの年次報告書に記載される。

ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しは、該当ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。

ポートフォリオの基準通貨は、別紙に記載されている。本書の日付現在、ダイワ外貨MMFが設定しているポートフォリオおよびクラス証券の基準通貨は、以下のとおりである。追加のクラス証券は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得た上で管理会社が発行することができる。

ポートフォリオ	基準通貨
USドル・ポートフォリオ	米ドル

信託金の限度額に制限はない。

② ファンドの性格

ファンドの投資目的は、別紙Dに定義される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

(2) ファンドの沿革

1995年4月25日	管理会社の設立
1996年7月5日	ダイワ外貨MMF信託証券締結
1996年7月17日	ダイワ外貨MMF第一補足信託証券締結
1996年7月24日	USドル・ポートフォリオおよびオーストラリア・ドル・ポートフォリオの運用開始
1999年1月19日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2000年9月25日	ダイワ外貨MMF第二補足信託証券締結
2003年5月23日	ダイワ外貨MMF第三補足信託証券締結
2003年6月11日	カナダ・ドル・ポートフォリオの運用開始
2004年6月30日	ダイワ外貨MMF第四補足信託証券締結
2004年7月23日	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用開始
2005年9月29日	ダイワ外貨MMF第五補足信託証券締結
2006年6月22日	ダイワ外貨MMF第六補足信託証券締結
2008年6月16日	ダイワ外貨MMF第七補足信託証券締結(2008年6月20日付で効力発生)
2012年10月31日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2015年6月18日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証券締結
2019年1月21日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証券締結
2020年6月30日	カナダ・ドル・ポートフォリオの償還
2020年9月30日	オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの償還

② 管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2019年1月21日に受託会社との間で締結されたファンドの改訂・再録信託証書は、ダイワ外貨MMFの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ダイワ外貨MMFの終了等について規定している。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2019年1月21日付の管理会社との間で締結された改訂・再録信託証書は、受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業務、支払代行業務等について規定している。
ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)	投資運用会社	2004年6月30日付および2004年7月30日付で管理会社との間で締結された投資運用契約 ^(注1) は、ダイワ外貨MMFに関する投資運用業務について規定している。
大和アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2004年6月30日付および2004年7月30日付で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約は、投資運用会社に対して投資助言業務を提供する。
大和証券株式会社	代行協会員	1996年7月5日付、2003年5月23日付および2004年6月30日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書により修正済) ^(注2) は、代行協会員としての業務について規定している。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってダイワ外貨MMFの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「アイルランド会社法」という。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社である。アイルランド会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されている。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

(ロ) 事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことである。管理会社は、ダイワ外貨MMFのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ外貨MMFの資産の管理・運用を行う義務がある。

(ハ) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2022年7月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約6,554万円)および6,250万ユーロ(約85億7,813万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、2022年7月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=163.86円、1ユーロ=137.25円)による。以下同じ。

(ニ)会社の沿革

1995年4月25日設立。

(ホ)大株主の状況

(2022年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

(4) ファンドに係る法制度の概要

① 準拠法の名称

ダイワ外貨MMFの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

② 準拠法の内容

(イ)ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定がある。

(ロ)アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法第4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

(i) ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

(ii) ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第4、5および6条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) ユニット・トラスト法によるその他の要件

(i) 公募または売出しの申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 信託証券の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証券を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

(iii) 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定している。

(iv) 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともAIFルールブックに記載される情報を含まなければならない。

(v) 財務状況の報告および監査

AIFルールブックは、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

(vi) 財務報告書の提出

AIFルールブックは、ダイワ外貨MMFに対し、後述のとおり、年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に公表し、提出することを義務付けている。

(vii) 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断される。

(d) AIFルールブックは、ダイワ外貨MMFに対し、各会計年度に関する年次報告書の公表を義務付けている。

(i) ダイワ外貨MMFは、関連する会計年度末から6か月以内に年次報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出するものとする。ダイワ外貨MMFは、AIFM規則およびAIFルールブックに特定される情報を年次報告書に含めなければならない。

(ii) ダイワ外貨MMFは、会計年度の上半期を対象とする半期報告書を公表しなければならない。ダイワ外貨MMFは、関連する報告期間の終了から2か月以内に半期報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出しなければならない。ダイワ外貨MMFは、AIFルールブックに特定される情報を半期報告書に含めなければならない。

(iii) ダイワ外貨MMFは、要求に応じて、年次報告書および半期報告書の写しを無料で受益者に提供しなければならない。

(iv) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。

(v) 年次報告書および半期報告書は、要求に応じて、無料で受益者に提供されるものとする。

(vi) ダイワ外貨MMFは、個別のポートフォリオに関して個別の定期報告書を作成することができる。この場合、各ポートフォリオの報告書には、他のポートフォリオの名称を記載し、当該ポートフォリオの報告書が要求に応じて管理会社から無料で入手可能である旨を記載しなければならない。

(5) 開示制度の概要

① アイルランドにおける開示

(イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランドにおいてまたはアイルランドから公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された監査人により監査されなければならない。ダイワ外貨MMFの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のダブリン事務所である。ダイワ外貨MMFは、AIFルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

受託会社および管理会社の間における信託証書の全文(改訂を含む。)およびAIFルールブックは受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができる。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。ダイワ外貨MMFに関する主要な契約は、AIFM法令、AIFルールブックおよび信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

年次および半期報告書には、ポートフォリオのそれぞれの単独の監査済みおよび未監査の会計報告書が記載される。ダイワ外貨MMFの連結報告書は作成されない。

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料50米ドルで受託会社が受益者に送付する。

管理会社またはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の情報を記載する。

- (1) ポートフォリオの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ポートフォリオの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) ファンドの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされる。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時
電子的通信	電子的送信が受益者の指定する電子情報システムに送付された日

受益者に対する定期開示

管理会社は、明確かつ公表可能な方法により、ポートフォリオの受益者に対し、以下の事項を定期的に開示する。

- (a) ポートフォリオの資産のうち、その非流動的な性質により特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (b) ポートフォリオの流動性の管理に関する新たな重要な取決め
- (c) ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (d) ポートフォリオの過去のパフォーマンス

かかる開示は、年次報告書の開示と同時に受益者に開示される。場合により、管理会社は、一または複数の受益者に対し、かかる者の法律上、規制上または構造上の要件により、特定の様式または特定のフォーマットによる情報の開示を要求されることがある。かかる場合において、管理会社および取締役は、受益者全員に対して同水準の情報が提供されることを確保するよう、あらゆる合理的な努力を尽くす。

② 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。))に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、財務書類等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ダイワ外貨MMFにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ダイワ外貨MMFの資産について、ダイワ外貨MMFの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のダイワ外貨MMFの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 監督官庁の概要

ダイワ外貨MMFはアイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

① 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドにおいて設立された投資信託(以下「認可投資信託」という。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

② 認可の拒否または取消

投資信託の管理会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。ダイワ外貨MMFまたはその受任者により任命される投資会社は、アイルランドの認可投資信託の投資運用会社として行為することをアイルランド中央銀行により許可されなければならない。ダイワ外貨MMFまたはその受任者により任命される受託会社は、受託会社として行為することをアイルランド中央銀行により承認されなければならない。アイルランド中央銀行の要件を満たさなければならない。

アイルランド中央銀行が、(i)認可投資信託の認可要件が満たされなくなると判断する場合、(ii)投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または(iii)(前記(ii)に反することなく)認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供

し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利がある。

③ 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出および了解されなければならない。

④ ダイワ外貨MMFの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するいかなる情報もアイルランド中央銀行に提供しなければならない。

2 投資方針

(1) 投資方針

ポートフォリオの特定の投資目的および投資方針は、後記別紙に記載され、ポートフォリオの設定時に管理会社が策定する。

ポートフォリオの投資目的は変更することができず、適式に招集され開催されるポートフォリオの受益者集会における受益者の過半数の承認なくしてポートフォリオの投資方針の重大な変更を行うことができない。重大な変更とは、ポートフォリオの資産の種類、信用度、借入限度額またはリスク・プロファイルを大幅に変更することをいう。ポートフォリオの投資目的および/または方針を変更する場合、当該ポートフォリオの受益者は、当該変更が実施される前に保有する受益証券を買い戻すことができるよう、当該変更について合理的な通知を受ける。

効率的なポートフォリオ運用

管理会社は、別紙Cに定めるアイルランド中央銀行による規定および制限に従い、ポートフォリオのリスク・プロファイルを考慮したうえ、ポートフォリオのために、効率的なポートフォリオ運用(コストおよびリスクの削減、適切なリスクレベルでのポートフォリオの元本もしくは収益の増加を含む。)を行うための技法および手段を採用することができる。かかる技法および手段には、先物、オプション、スワップ、先渡し、レポ、リバースレポ契約および株貸付契約を含むがこれらに限られない。

ポートフォリオに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがある。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接および間接的な運用コストを差し引いた額が、当該ポートフォリオに返還される。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接および間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ファンドの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体

が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記される。

ポートフォリオの効率的運用および／または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク ①リスク要因－「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

効率的なポートフォリオ運用および／または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりである。

先物

ポートフォリオは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および／または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができる。また、ポートフォリオは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできる。

オプション

ポートフォリオは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができる。

先渡し

通貨先渡しは、関連するポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ポートフォリオに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができる。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができる。

レポ／リバースレポ契約および株貸付契約

A I Fルールブックに定める規定および制限に従い、ポートフォリオはレポ契約、リバースレポ契約および／または株貸付契約を利用し、ポートフォリオの収益を増加することができる。レポ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引である。リバースレポ契約は、ポートフォリオが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引である。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいう。

投資家は、本書の「3 投資リスク ① リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

管理会社は現時点では、ポートフォリオのために金融派生商品に投資することを意図していないが、将来において金融派生商品に投資しようとする場合、アイルランド中央銀行に対してリスク管理プロセスが提出されるまでは、そのような金融派生商品の使用は行われない。

ヘッジされたクラス

管理会社は、効率的にポートフォリオを運用する目的で、特定のクラスに帰属するポートフォリオの資産の為替エクスポージャーを当該クラスの通貨にヘッジするために一定の通貨に関連する取引を行うことができる(ただし、義務ではない。)。一または複数のクラスにつき当該戦略を実行するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産/負債であるが、関連クラスに帰属し、かつ当該金融商品の損益および費用は、専ら当該クラスに計上される。各クラスの為替エクスポージャーは、ポートフォリオの他クラスと統合または相殺することができない。各クラスに帰属する資産の為替エクスポージャーは、その他のクラスに配分することができない。各クラスは為替ヘッジ取引の結果としてレバレッジがかけられない。

管理会社の意図ではないものの、ダイワ外貨MMFの支配できない事由によりオーバーヘッジまたはアンダーヘッジ・ポジションが生じる場合がある。オーバーヘッジ・ポジションは、関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないものとする。ヘッジされたポジションは、オーバーヘッジ・ポジションが関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないように監視される。かかる監視はまた、関連するクラスの純資産価額の100%を大幅に上回るポジションが毎月繰り越されないことを確保する手続にもなる。

流動性管理方針および買戻権

管理会社は、流動性管理方針を策定しており、かかる方針により、管理会社は、ファンドおよびポートフォリオの流動性リスクの特定、監視および管理、ならびにファンドの投資対象の流動性特性がファンドの対象債務の履行を促進することの確保が可能になる。管理会社の流動性方針は、ファンドおよびそのポートフォリオの投資方針、流動性特性、買戻方針およびその他の対象債務を考慮に入れたものになっている。流動性管理システムおよび手続には、ファンドおよびそのポートフォリオについて予想されるもしくは実際の流動性不足またはその他の破綻状況に対処するための適切なエスカレーション措置が定められている。

要約すると、流動性管理方針は、ポートフォリオが保有する投資対象の特性を監視するとともに、当該投資対象が英文目論見書または関連するポートフォリオの英文目論見書補遺に記載される買戻方針に適合していることを確保し、ファンドの対象債務の履行を促進する。さらに、流動性管理方針には、ストレス変化が広範に及ぶポートフォリオの流動性リスクを管理するために投資運用会社の実施する定期的なストレステストについての詳細が定められている。

ファンドは、ポートフォリオの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、買戻しが原資産価格またはポートフォリオの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

受益者の買戻権(通常および例外的な状況における受益者の買戻権を含む。)および既存の買戻取決めについての詳細は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載されている。

(2) 投資対象

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3) 運用体制

① 投資運用体制

ダイワ外貨MMFの運用体制は、以下のとおりである。

投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーがダイワ外貨MMFを運用する。マネージング・ディレクターとコンプライアンス・オフィサーは、ダイワ外貨MMFの運用業務を監視する。投資顧問会社は、ダイワ外貨MMFを監視し、組入証券に関する助言を投資運用会社に提供する。

② 投資運用方針の意思決定プロセス

ポートフォリオの投資運用方針は以下のプロセスにより決定される。

投資運用会社は、投資ポートフォリオについて定期的に議論を行い、月次の会議に向けた月間戦略を策定する。投資運用会社は、必要があれば投資制限の範囲内で短期戦略をいつでも変更することができる。投資運用会社は、かかる戦略を投資顧問会社に提示し、投資顧問会社との月次定例会議において意見を交換する。投資顧問会社は、リスク管理部門を加えて、ポートフォリオの組入証券とリスクを監視し、ポートフォリオの組入証券に関するコメントと提案を行う。投資運用会社は、これらのプロセスを経て、最終的な投資決定を行う。

③ 職務および権限

ポートフォリオ・マネジャーがほとんどの投資決定を行う。ポートフォリオ・マネジャーは債券利回りと市場動向を調査する。ポートフォリオ・マネジャーは、ブローカーに対し証券に関わる預託を行い、売買注文を発し、また管理会社に対し取引の報告を行う。ポートフォリオ・マネジャーはまた、年次報告書と半期報告書を作成する。

④ 会議

投資運用会社は、ポートフォリオ・マネジャーとマネージング・ディレクターが参加する月次戦略会議を開催する。同会議では、議論の上でポートフォリオの月間戦略が設定される。ダイワ外貨MMFのリスクと運用成績は定期的な監視を受ける。ポートフォリオ・マネジャーは、市場の変動を理由に必要があれば、月次戦略会議で決定された短期投資戦略を是正することができる。また投資運用会社は、コンプライアンス問題の監視のための定例会議を開催する。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

ダイワ外貨MMFに関して管理会社の職務を監視する各機関について以下に述べる。

管理会社は、ダイワ外貨MMFに関する一任運用機能の執行を投資運用会社に対し、または受益証券の販売を日本における販売会社に対し全面的に委託している。

下記の各機関がダイワ外貨MMFの管理事務に関わる機能を監視する。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスク・マネジメントは、管理会社の特別プロセスの管理と運用リスク委員会との協調に責任を負う。オペレーショナル・リスク・マネジメントはビジネス・コンティニューティとの協調にも責任を負う。

内部監査

監査・コンプライアンス委員会の指示するところに応じて、内部監査は管理会社のすべての事業運営機能に及ぶ監査上の精査を計画し実行する。

内部監査は、内部監査報告書を通じて提案を行い、監査・コンプライアンス委員会はかかる提案の妥当性を査定し、提起された問題に対応して管理事務担当幹部が適時に措置を講じることを確保する。

コンプライアンスおよびAML

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令を遵守していることを確保し、特に、ダイワ外貨MMFに参加する全投資家のすべての身元がマネーロンダリング禁止の目的上確認済みであることを確保する。本事項は、関係するマネーロンダリング禁止の検査を実行する規制対象の主体によってダイワ外貨MMFを購入した全投資家が紹介されていること、または管理会社がかかる検査を社内的に実行することを確保することにより成し遂げられる。

ファンド・コンプライアンス

ファンド・コンプライアンス部門の主たる機能は、ファンド文書および欧州連合とアイルランド政府の発する法令に規定される投資制限／方針のダイワ外貨MMFによる堅守を監視することである。ダイワ外貨MMFがその投資制限と方針制限に違反していないことを確保することについての主たる責任は、投資運用会社に委託されている。

(4) 分配方針

管理会社は、ポートフォリオの取引日に当該ポートフォリオの分配を宣言する。分配は、当該ポートフォリオの1口当たり純資産価格が取引日における当該ポートフォリオの基準価格を超えた場合に限り宣言される。分配可能な額は、各取引日に管理会社により計算される1口当たり純資産価格により決定される。ポートフォリオの1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が関連ポートフォリオの基準価格となるような金額である。分配は、当該取引日の評価基準時(各取引日においてポートフォリオの投資対象の価額が決定される時刻を意味し、ポートフォリオにつき、アイルランド時間午後4時または管理会社が随時決定する時点である。)の直前に宣言されたものとみなされる。

1口当たりの分配額は、小数以下第10位を切り捨て第9位まで計算される。受益者に支払われる合計額は関係通貨のセントの単位に切り捨てられる。すべての調整額は、関連ポートフォリオに帰属する。

分配は、当該ポートフォリオの純収益(すなわち、利息または分配金から生じる収益、純実現・純未実現売買益から発生費用を差引いた額)から支払われる。ポートフォリオの受益証券の各受益者は、そのポートフォリオの分配可能総額に対し、その受益者が保有する当該ポートフォリオ受益証券口数に応じて分配を受ける権利を有する。

分配は、投資者から申込金の支払があった日から日々発生する。したがって、投資者は、決済日に宣言された分配に対する権利を有する。管理会社が受益者から書面をもってこれと異なる指示を受けない限り、関連するポートフォリオの各暦月の最終取引日の直前の取引日(以下「分配再投資日」という。)に、分配再投資日まで(当日を含む。)に宣言され、発生済みで未払いのすべての分配金は、(アイルランドおよび受益者が居住するその他の国において支払が要求される源泉税およびその他の税金(もしあれば)を控除後)自動的に再投資され、分配再投資日に決定される1口当たり純資産価格で受益証券が発行される。再投資のための申込金の決済は、翌取引日に効力を生じる。分配金の再投資においては、手数料は支払われない。受益証券の端数は発行されない。

分配再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者に対しては、買戻しの対象となった受益証券に関し、受益証券が買戻された日まで(当日を含む。)に宣言された分配金が、現金で買戻代

金と共に支払われる。暦月の最終取引日に買戻しを請求した受益者に関しては、受益証券(受益者の請求により買い戻された受益証券に関する分配金によって直前の分配再投資日に発行された受益証券の部分を含む。)が買い戻され、買戻代金と共に当該取引日に宣言された分配金が支払われる。支払日から6年間未請求の分配金は失効し、当該ポートフォリオに帰属するものとする。

(注) 前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5) 投資制限

ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件ならびにAIFM法令およびAIFルールブックに規定される投資制限を遵守することを要する。管理会社は、ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよびポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

1 適格資産

ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に限り、MMF規則に明記される条件に従ってのみ投資するものとする。

- 1.1 短期金融商品
- 1.2 適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABCP」という。）
- 1.3 金融機関の預金
- 1.4 金融派生商品
- 1.5 MMF規則第14条に定める条件を満たすレポ契約
- 1.6 MMF規則第15条に定める条件を満たすリバースレポ契約
- 1.7 その他のMMFの受益証券または投資証券

2 投資制限

2.1 ポートフォリオは、

- (a) その資産の5%を超えて、同一の機関により発行される短期金融商品、証券化商品およびABCPに投資してはならない。
- (b) その資産の10%を超えて、同一の金融機関の預金に投資してはならない。ただし、MMFが所在するEU加盟国の銀行セクターの構造上、当該分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他のEU加盟国で預金することが経済的に実行可能ではない場合、ポートフォリオの資産の15%までを同一の金融機関に預金することができる。

2.2 第2.1項(a)の適用除外として、変動NAV MMFは、その資産の5%を超えて投資する各発行体において、当該変動NAV MMFが保有する短期金融商品、証券化商品およびABCPの合計がその資産の価値の40%を超えないことを条件として、同一発行体により発行された短期金融商品、証券化商品およびABCPにその資産の10%を上限として投資することができる。

2.3 証券化商品およびABCPに対するポートフォリオのすべてのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の15%を超えてはならない。

MMF規則第11条(4)に言及される委任された行為適用日以降、証券化商品およびA B C Pに対するMMFのすべてのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の20%を超えてはならないが、この場合、シンプルで透明性があり標準化された(S T S)証券化商品およびA B C Pの基準を満たさない証券化商品およびA B C PにMMFの資産の15%を上限として投資することができる。

- 2.4 MMF規則第13条に定める条件を満たす店頭デリバティブ取引の同一の取引相手方に対するポートフォリオのリスク・エクスポージャーの合計は、ポートフォリオの資産の5%を超えてはならない。
- 2.5 レポ契約の一部としてポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えないものとする。
- 2.6 リバースレポ契約においてポートフォリオの同一の取引相手方に対して提供される現金総額は、ポートフォリオの資産の15%を超えてはならない。
- 2.7 上記第2.1項および第2.4項にかかわらず、合算した場合MMFの資産の15%を超えて単一の機関に投資されることになる場合、MMFは以下のいずれも合算してはならない。
 - (a) 当該機関により発行される短期金融商品、証券化商品およびA B C Pへの投資
 - (b) 当該機関の預金
 - (c) 当該機関に対する取引相手方リスクのエクスポージャーを提供する店頭金融派生商品
- 2.8 第2.7項に定める分散要件の適用除外として、MMFが所在するEU加盟国の金融市場の構造上、当該分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、ポートフォリオが他のEU加盟国の金融機関を使用することが経済的に実行可能ではない場合、ポートフォリオは、単一の機関へのポートフォリオの資産の20%の最大投資額を上限として、(a)から(c)に言及される種類の投資を合算することができる。
- 2.9 EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品に対し、ポートフォリオはその資産の100%を上限として投資することができる。
- 2.10 第2.9項は、以下の要件のすべてが満たされる場合にのみ適用されるものとする。
 - (a) MMFが、当該発行体により発行される少なくとも6つの異なる銘柄の短期金融商品を保有すること。
 - (b) MMFが、同一の銘柄の短期金融商品への投資を、その資産の30%を上限とすること。
 - (c) MMFがその資産の5%を超えて投資しようとする短期金融商品を個別にまたは共

同で発行または保証する第2.9項に言及されるすべての行政機関、機関または組織をそのファンド規則または設立文書に明記すること。

- (d) MMFが、適用除外の利用について注意を喚起し、かつ、MMFがその資産の5%を超えて投資しようとする短期金融商品を個別にまたは共同で発行または保証する第2.9項に言及されるすべての行政機関、機関または組織を示す目につく記述をその目論見書および販売資料に含めること。
- 2.11 第2.1項に定める個々の制限にかかわらず、ポートフォリオは、EU加盟国にその登録上の事務所を有し、債券保有者を保護することを目的とした特別な公的監督に法律により服する単一の金融機関により発行される債券に、その資産の10%までを投資することができる。特に、当該債券の発行代金は、法律に従い、当該債券の存続期間にわたり当該債券に帰属する請求権を弁済することができ、かつ、発行体が債務不履行に陥った場合に、元本の返済および既発生利息の支払に優先的に使用される資産に投資されるものとする。
- 2.12 ポートフォリオが単一の発行体により発行される第2.11項に定める債券にその資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額は、ポートフォリオの資産価値の40%を超えてはならない。
- 2.13 第2.1項に定める個々の制限にかかわらず、委任規則（EU）2015/61の第10条(1)(f)または第11条(1)(c)に定める要件が満たされる場合、ポートフォリオは、第2.11項に言及される資産への投資の可能性を含め、同一の金融機関により発行される債券に、その資産の20%までを投資することができる。
- 2.14 ポートフォリオが単一の発行体により発行される第2.13項に言及される債券にその資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額は、第2.11項に言及される資産への投資の可能性を含め、同項に定める制限を遵守して、ポートフォリオの資産価値の60%を超えてはならない。
- 2.15 欧州議会および理事会指令2013/34/EUに基づく連結決算の関係において、または認知された国際的な会計規則に基づき同一のグループに含まれる会社は、第2.1項から第2.8項に言及される制限の計算の目的上、単一の機関とみなされるものとする。
- 3 適格なMMFの受益証券または投資証券
- 3.1 ポートフォリオは、他のMMF（以下「対象MMF」という。）の受益証券または投資証券を取得することができる。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とする。
- (a) ファンド規則または設立文書上、合計で対象MMFの資産の10%を超えてその他のMMFの受益証券または投資証券に投資しないものとされていること。
 - (b) 対象MMFが、取得側のMMFの受益証券または投資証券を保有していないこと。
- 3.2 その受益証券または投資証券が取得されているポートフォリオは、取得者であるMMFがその受益証券または投資証券を保有している間、取得側のMMFに投資してはならない。

- 3.3 ポートフォリオは、その資産の5%を超えて単一のMMFの受益証券または投資証券に投資されないことを条件として、その他のMMFの受益証券または投資証券を取得することができる。
- 3.4 MMFは、合計で、その資産の17.5%までをその他のMMFの受益証券または投資証券に投資することができる。
- 3.5 その他のMMFの受益証券または投資証券は、以下のすべての条件を満たすことを条件として、ポートフォリオによる投資に適格であるものとする。
- (a) 対象MMFが、MMF規則に基づき認可されていること。
 - (b) 対象MMFが、直接または再委託を通じて、取得側のMMFと同一の管理会社により運用されているか、または、取得側のMMFと同一のマネジメントもしくはコントロールにより、または直接的もしくは間接的な実質保有により関係を有するその他の会社によって運用されている場合、対象MMFの管理会社またはかかるその他の会社が、取得側のMMFによる対象MMFの受益証券または投資証券への投資に関する申込手数料または買戻手数料を課すことを禁止されること。
- 3.6 短期MMFは、その他の短期MMFの受益証券または投資証券にのみ投資することができる。

集中

ポートフォリオは、同一機関の短期金融商品、証券化商品およびABC Pを10%を超えて保有してはならない。

前項に定める制限は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって発行または保証される短期金融商品の保有に関しては適用されないものとする。

ポートフォリオ規則

管理会社は、以下のポートフォリオ要件のすべてを継続的に遵守するものとする。

- (a) ポートフォリオは、60日以内の加重平均満期（以下「WAM」といい、MMF規則に定義される。）を有するものとする。
- (b) ポートフォリオは、120日以内の加重平均期間（以下「WAL」といい、MMF規則に定義される。）を有するものとする。
- (c) ポートフォリオの資産の少なくとも10%は、1日満期の資産、1営業日前の事前通知により終了可能なリバースレポ契約または1営業日前の事前通知より引き出し可能な現金により構成されるものとする。ポートフォリオは、かかる取得により、1日満期の資産への当該ポートフォリオによる投資がそのポートフォリオの10%未満となる場合、1日満期の資産以外のいかな

る資産も取得してはならない。

- (d) ポートフォリオの資産の少なくとも30%は、1週間満期の資産、5営業日前の事前通知により終了可能なリバースレポ契約または5営業日前の事前通知により引き出し可能な現金により構成されるものとする。ポートフォリオは、かかる取得により、1週間満期の資産への当該ポートフォリオによる投資がそのポートフォリオの30%未満となる場合、1週間満期の資産以外のいかなる資産も取得してはならない。
- (e) (d)に言及される計算の目的上、上記第2.9項に言及される資産で、流動性が高く、1営業日以内に買戻しおよび決済が可能であり、かつ、残存期間が190日以内の資産もまた、ポートフォリオの資産の17.5%を上限として、ポートフォリオの1週間満期の資産に含むことができる。

上記(b)の目的上、仕組金融商品を含む証券のWALを計算する際、ポートフォリオは、当該商品の法定償還までの残存期間を基準として満期の計算を行うものとする。ただし、金融商品にプット・オプションが組み込まれている場合、ポートフォリオは、残存期間の代わりにプット・オプションの行使日を基準として満期の計算を行うことができるが、以下のすべての条件が常に充足されている場合に限られる。(i)プット・オプションがその行使日にポートフォリオにより自由に行使可能であること。(ii)プット・オプションの行使価格が行使日における当該商品の期待価値に近似したままであること。(iii)ポートフォリオの投資戦略が行使日にオプションが行使される可能性が高いことを意味していること。

証券化商品およびABC PのWALを計算する際、ポートフォリオは、上記の代わりに、商品を償却する場合、以下のいずれかを基準として満期の計算を行うことができる。(i)当該商品の契約上の償却の仕組み。(ii)当該商品の償還のキャッシュフローが生じる原資産の償却の仕組み。

ポートフォリオの支配の及ばない事由により、または買付けもしくは買戻し権の行使の結果として本項に言及される制限を超過した場合、当該ポートフォリオは、その受益者の利益を十分に考慮した上で、当該状況を是正することを優先的な目標とするものとする。

A I Fルールブックの変更を利用する能力

ポートフォリオがA I Fルールブックに記載された投資制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ること、ならびにかかる変更が当該ポートフォリオの投資目的および投資方針と重要な点において一致することを条件とする。)ことが意図されており、これにより、当該ポートフォリオがまたは当該ポートフォリオのために、英文目論見書の日付現在A I Fルールブックに基づき投資が制限または禁止されている投資信託、証券、派生商品またはその他の形態の投資対象に投資することが可能になる。

投資制限および借入制限の変更

ダイワ外貨MMFは、(アイルランド中央銀行の事前承認に基づき)ダイワ外貨MMFによりまたはダイワ外貨MMFに代わり、英文目論見書の日付現在、A I Fルールブックにより制限または禁止されている証券、デリバティブ商品、その他の投資対象に投資することを認める中央銀行の要件に記載される投資制限および借入制限の変更を行う権限を有することが企図されている。

3 投資リスク

① リスク要因

ファンドは、保証された投資ではない。ファンドのようなマネー・マーケット・ファンドへの投資は預金への投資とは異なり、マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動する可能性がある。ファンドは、ファンドの流動性の保証または受益証券1口当たり純資産価格の安定化につき、外部委託業者に依拠していない。元本を失うリスクは、受益者が負担する。

現在管理会社は、PRIIPs規制(EUパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品規制(EU Regulation on Packaged Retail and Insurance-Based Investment Products) (EU 1286/2014))に基づく、PRIIPs主要投資家資料(PRIIPs KID)を作成する意図はない。

概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されるとの保証はない。

A I F M D リスク

ファンドは、A I F M Dに規定される個人投資家向けA I Fであり、個人投資家向けA I Fとしてアイルランド中央銀行による認可を受けており、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社がいる。その結果として、管理会社は、A I F M D第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をA I F M Dに規定される個人投資家に販売することができる。

さらに、管理会社は、様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することが求められる。かかる制限および/または条件により、ファンドが直接または間接的に負担する継続発生費用が増加する可能性がある。

さらに、A I F Mまたはその受任者は、A I F M Dで定める頻度による受益者への報告書またはA I F M Dに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

- (1) ポートフォリオの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ポートフォリオの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) ファンドの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

オルタナティブ投資ファンド運用会社および投資運用会社への依存に関するリスク

ポートフォリオについての投資判断は、投資運用会社が行う。ポートフォリオの成功は、投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびポートフォリオのためにかかる投資対象を処分して利益を得る能力に依拠する。不利な事象により、ポートフォリオの一または複数の投資対象が同時に影響を受ける可能性がある。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はない。

マネー・ロンダリング防止

ポートフォリオが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ポートフォリオに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがある。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもある。

仲介取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーおよびディーラーを選定するにあたり、管理会社または投資運用会社は、価格、効率的に取引を執行する当該ブローカーおよびディーラーの能力、かかる者の才能、信頼性および財務上の責任ならびにかかるブローカーおよびディーラーにより提供される金融商品または業務などの要因を考慮する権限を有するとともに、かかる要因を考慮することができる。かかる商品および業務は、一般に、ファンドにとって有益なものであることがある。管理会社または投資運用会社は、あるブローカーまたはディーラーにより課された取引手数料の金額が当該ブローカーまたはディーラーにより提供された製品または業務の価値に関して合理的であると誠実に判断した場合には、他の会社が採用された場合に負担したであろう金額を上回る場合であっても、かかる取引手数料を当該ブローカーまたはディーラーに支払うことがある。ただし、当該ブローカーまたはディーラーがかかる取引に関して最良の遂行を実現することに同意していることを条件とする。

管理会社または投資運用会社に提供される商品または業務には、特定の業界および会社に関するリサーチ報告、経済調査および分析、特定の銘柄に関する推奨、ならびにその他の商品または業務が含まれることがある。報告は、ファンドの年次報告書および半期報告書に含められ、（適切な場合には）管理会社または投資運用会社のソフトコミッションの慣行について記載される。

店頭市場リスク

ポートフォリオが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ポートフォリオが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はない。

市場リスク

ポートフォリオの投資先となる市場のなかには、先進各国の市場よりも規制の厳しさが低いものもあり、非流動的、流動性が不十分、またはその時々で変動性が高いことがある。このことが、ポートフォリオが買戻請求またはその他の資金調達要求に応じるためにポジションを換金する価格に影響することがある。

政治、規制、決済および副保管によるリスク

ポートフォリオの資産の価額は、国際政治の展開、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および本国への送金に対する制限、通貨変動、および投資先の各国の法律および規制のその他の発達等の不確実な要因に影響されることがある。さらに、投資先の一定の諸国の法的インフラならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場で一般に適用されるのと同程度の投資家保護または投資家向け情報を提供するとは限らない。ポートフォリオが、取引、決済および保管システムが十分に発達していない市場に投資することがあるため、そのような市場において、取引され、副保管会社に委託されている組入証券は、受託会社が責任を負わない状況でリスクにさらされることがある。

流動性リスク

ポートフォリオにより投資される組入証券のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがある。さらに、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかる可能性があり、望ましくない価格で行われなければならないことがある。ポートフォリオはまた、流動性不足を招く低調な市況により、公正価格で資産を処分することが困難になることもある。

利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがある。後記「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

担保取決め

ポートフォリオは、一定の担保取決めを実施することを要求されることがある(ポートフォリオまたはポートフォリオが取引を行う取引相手が服する適用ある法律および規制に従った場合を含む)。

取引相手がポートフォリオの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、カスタディアンに開設された分別担保勘定、または当該担保取決めの当事者間で合意されたその他の銀行勘定

(以下「担保勘定」という。)に預託され、再投資目的には使用されない。担保勘定の受取利息(もしあれば)では、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手が要求する利息を支払うのに足りないことがある。利息の差額は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受領担保は売却、再投資または担保差し入れされない。

また、ポートフォリオは、取引相手の利益のために担保差し入れを要求されることもある。かかる場合、ポートフォリオの投資目的のために利用可能なポートフォリオが限定され、それにより、ポートフォリオの全体のリターンが、担保取決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援するために担保管理代理者が任命されることがあり、かかる任命がなされた場合、当該代理者の報酬は、ポートフォリオの資産から支払われるか、または別段合意される場所に従って支払われる。

担保取決めに関するリスク

担保リスク

取引相手からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手の債務不履行または支払不能に対するポートフォリオの潜在的なエクスポージャーの軽減を目的としているが、かかるリスクを完全に排除することはできない。提供される担保は、様々な理由により、当該取引相手の債務を履行するのに十分でない場合がある。また、取引相手が提供する担保は独立して毎日評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および/または持分証券の価値に、常に有効な相場価格があるとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ポートフォリオは、損失を被る可能性がある。担保が正確に評価された場合であっても、取引相手が債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、当該資産の換金に要する時間を理由として担保の価値が減少するリスクがより大きくなる可能性があり、かかる資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがある。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整される。担保に関する方針はAIFMにより監視されるが、当該方針が正確に遵守され、かつ、実施されない場合、ポートフォリオは、取引相手が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被る可能性がある。

先行投資

投資運用会社は、AIFMがポートフォリオの受益証券の買付申込みを受領した場合、申込金が受領される前に、かかる金銭で決済がなされることを見越して、当該ポートフォリオの勘定で投資を行うことがあることに、受益者は留意すべきである(以下「先行投資」という。)。かかる先行投資は、ポートフォリオの利益になることが期待されているが、決済がなされなかった場合、ポートフォリオは、損失(取引の手仕舞い費用(その時まで市場が好ましくない方向に動いている可能性

もある。)および先行投資の資金の調達先であるポートフォリオの銀行預金勘定または関連するファシリティ契約が借越しとなった場合の遅延利息の支払を含むがこれらに限定されない。)にさらされる可能性がある。その結果、先行投資により生じるポートフォリオの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

買戻しまたは申込みは、ポートフォリオにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させるポートフォリオ注文の価格設定と注文の執行の間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資運用会社が、ある取引日に関して買付申込みが受領された旨の通知に応じて、当該取引日に受益証券が発行される前に、ポートフォリオの勘定で投資を行う場合、当該投資により生じた利益(または損失)は、既存の受益者が保有する受益証券に割当てられ、当該割当により、当該取引日における受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性がある。

同様に、投資運用会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日後に決済を行うために投資対象を清算する場合、当該清算により生じた利益(または損失)は、残存する受益者が保有する受益証券に割当てられる。

また、受益者の請求に応じて多数の受益証券を買戻すことにより、AIFMは、買戻しに必要な現金を調達するため、望ましいとされる時期よりも早期に、より不利な価格で、ポートフォリオの投資対象の清算を迫られる可能性がある。

例外的な場合として、例えば、ある一日に多数の受益者が買戻しを請求した場合、買戻しの日程上、すべての受益者への支払いに遅延が生じる可能性がある。

キャッシュ・マネジメント・スウィープ(CMS)に関するリスク要因

受託会社または一もしくは複数の副保管会社において保有されるオーバーナイトの現金残高をCMSの対象とすることができる。CMSには、第三者であるカウンターパーティ(CMSカウンターパーティ)が保有する一または複数の共同顧客勘定への資金の預託が含まれる。投資者は、CMSにより、ポートフォリオがCMSカウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーを有することになることに留意すべきである。取引相手のリスクに関する説明は、下記「取引相手のリスク」に記載されている。

取引相手のリスク

ポートフォリオは、契約条件に関する紛争(善意のものであるかを問わない。)または信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手が契約条項に従った取引の決済または義務の履行をしないリスクにさらされ、それによってファンドが損失を被る場合がある。決済を妨げる事由がある場合や取引が単一もしくは少数の相手方と行われる場合に長期間の契約を締結すると、かかる「取引相手のリスク」が増幅される。

受託会社およびAIFMは、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を

単一の取引相手との間に集中させることを制限されていない。受託会社およびAIFMが任意の数の取引相手との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ポートフォリオが損失を被る可能性が高まる可能性がある。

ポートフォリオは、非上場デリバティブ商品に関して、受託会社またはAIFMが当該ポートフォリオに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる可能性があるが、これは、かかる取引には、組織化された取引所で行われる商品を取引する参加者に適用される保護(取引所決済機関の履行保証等)と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社またはAIFMがポートフォリオに関して取引を行う取引相手が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、かかる商品は、当該ポートフォリオに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社またはAIFMは、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、かかる救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

この10年間、いくつかの大手金融市場参加者(店頭取引およびディーラー間取引の取引相手を含む。)が期限到来時に契約上の債務につき不履行となるかそれに近い状態に陥り、金融市場における不確実性を高めた結果、過去に類を見ない信用と流動性の収縮、取引および資金供与の早期終了、ならびに支払いおよび受渡しの停止または不履行が発生した。受託会社、ポートフォリオに関する受託会社の受任者、ポートフォリオに関するAIFMが取引する取引相手が不履行に陥らないという保証およびポートフォリオが結果的に取引で損失を被らないという保証はない。

投資者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、後記「申込手続」と題する項において定義される回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティの取引相手のリスクにさらされる可能性がある。また、ポートフォリオは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティによる取引相手のリスクにもさらされる可能性がある。

信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

為替変動リスク

ポートフォリオの資産が基準通貨以外の通貨建ての場合があり、基準通貨と資産の表示通貨との間の為替レートの変動が、基準通貨により表示されるポートフォリオの資産の価額を低下させることがある。そのような為替レート・リスクをヘッジすることはできないかまたは実際的でないことがある。ポートフォリオの投資運用会社は、金融商品を活用してかかるリスクを緩和することができる(ただし、義務ではない。)

ポートフォリオは、随時、現物決済でも為替先渡契約を買うことによっても、為替取引を締結す

ることができる。現物取引も先渡為替契約もポートフォリオの組入証券の価格もしくは外国為替レートにおける変動を排除するものではなく、また、このような組入証券の価格が下落した場合に損失を防ぐものでもない。ポートフォリオの運用実績は、ポートフォリオが保有する通貨ポジションが保有組入証券ポジションと必ずしも対応していないため、外国為替レートの変動により強く影響を受けることがある。

ポートフォリオは、特定の証券取引または予定された証券取引の取引日と決済日の間の為替レートまたは金利の変化に起因するポートフォリオ・ポジションの相対価値の変動に対する保護を追求するため、為替取引を締結しならびに／または技法および手段を使うことができる。このような取引は、ヘッジ対象通貨の価額下落による損失のリスクを最小限化することを意図しているが、それらはまた、ヘッジ対象通貨の価額が増加すれば実現すると思われる潜在的な利益も制限する。関連する契約金額と関係する組入証券の価額の正確な適合は、当該証券の将来の価額が、関連する契約が締結される日と満期になる日の間の当該証券の価額の市場変動の結果変化するので、一般的には不可能である。投資対象の内容に厳密に適合するヘッジ戦略の実行の成功は保証できない。一般に予想される為替または金利の変動に対して、当該変動に起因するポートフォリオ・ポジションの価額の予想された値下がりから資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることが可能とは限らない。

預託リスク

受託会社およびその受任者（もしあれば）は、ポートフォリオの証券、ファンドの証券口座に発生する現金、分配金および権利を保管する。受託会社または受任者がポートフォリオのために現金を保有している場合、ファンドは、受託会社または受任者が支払不能に陥った場合に無担保債権者となる可能性がある。また、ポートフォリオの資産の一部が、受託会社およびその受任者以外の事業体により保有されることがある。一例を挙げると、ポートフォリオは、先物、スワップ、先渡しおよび一部のオプション等の派生商品契約に関連して、その資産の一部を担保として取引相手またはブローカーに差し入れることがある。ファンドは、担保を過大に徴求された派生商品契約を締結した場合、かかる取引相手またはブローカーが支払不能に陥った場合に当該ブローカーの無担保債権者となる可能性がある。

ポートフォリオは、保管および／または決済システムが十分に発達していない市場（新興市場国を含む。）に投資することがある。かかる市場で取引されているポートフォリオの資産のうち、受任者の使用が必要な状況においてかかる受任者に預託された資産は、受託会社が何ら責任を負わない場合においてリスクにさらされることがある。

早期終了

ポートフォリオが早期に終了する場合、管理会社は、受益者に対し、受益者がファンド資産に対して有する持分を按分して分配しなければならない。証券およびその他の投資対象は、ポートフォリオにより売却されるか、または受益者に分配されなければならない。かかる売却時または分配時において、ポートフォリオが保有する特定の投資対象の価値が当該投資対象の当初投資額を下回ることがあり、その結果として、ポートフォリオおよびその受益者が損失を被ることがある。さらに、設立費用が全額償却される前にファンドまたはポートフォリオが終了した場合、かかる費用の未償却部分は、期限の利益を喪失し、本来であれば受益者に分配可能であった金額から差し引かれる（これによりかかる分配可能金額が減額される。）。

欧州市場インフラ規則

ポートフォリオは、店頭デリバティブ契約を締結する場合がある。店頭（OTC）デリバティブ、中央清算機関（CCP）および取引情報蓄積機関（TR）に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則（EU）No 648/2012（以下「EMIR」という。）では、店頭デリバティブ契約に関して、強制清算義務、相対のリスク管理要件および報告要件を含む一定の要件が定められている。EMIRの発効に必要な、リスク管理手続（担保の水準および種類ならびに分別保管に係る取決めを含む。）について定めた規制上の技術基準のすべてが最終決定されたわけではなく、よって、確定的なものでない可能性があるが、投資家は、EMIRの特定の規定により、ポートフォリオが店頭デリバティブ契約の取引に関する義務を負うことになることに留意すべきである。

ファンドに関してEMIRが及ぼす可能性のある影響は、以下を含むが、それらに限られない。

- (a) **清算集中義務**：一定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じた強制清算の対象となる。CCPを通じたデリバティブの清算により追加のコストが生じる場合があり、また、かかる清算が、当該デリバティブの集中清算が義務付けられなかった場合よりも不利な条件で実行されることもある。
- (b) **リスク軽減手法**：ファンドは、集中清算の対象外であるその店頭デリバティブの要件について、リスク軽減要件（すべての店頭デリバティブの担保化を含む。）を整備することが義務付けられる。かかるリスク軽減要件により、ポートフォリオがその投資方針を遂行する（またはその投資方針から生じるリスクをヘッジする）ためのコストが増加する場合がある。
- (c) **報告義務**：ポートフォリオによる各店頭デリバティブ取引は、取引情報機関または欧州証券市場監督局に報告されなければならない。かかる報告義務により、ポートフォリオが店頭デリバティブを活用するためのコストが増加する場合がある。

受益証券の通貨指定リスク

ポートフォリオの受益証券のクラスは、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建てに指定されることがある。基準通貨とかかる指定通貨間の為替レート変動の結果、指定通貨建ての当該受益証券の価額が下落することがある。ポートフォリオの投資運用会社は、前記「為替変動リスク」の項に記載される金融商品を利用してかかるリスクを軽減することを試みることができるが、これは義務ではない。また、いかなる場合も、かかる金融商品はポートフォリオの受益証券の当該クラスに帰属する純資産価額の105%を上回らないものとする。投資家は、かかる戦略により指定通貨が基準通貨および／または当該ポートフォリオ資産の表示通貨に対して下落した場合、当該クラスの受益者の利益が著しく制限される可能性があることに留意すべきである。かかる状況において、当該ポートフォリオの受益証券の当該クラスの受益者は、関連する金融商品の損益および費用を反映する受益証券1口当たり純資産価格の変動に晒されることがある。かかる戦略を実施するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産／負債である。ただし、当該金融商品の損益および費用は、専ら該当するポートフォリオの受益証券のクラスに計上される。

オルタナティブ資産投資における競争の激化

従来とは異なる投資業界またはオルタナティブ投資業界は、極めて競争が激しい。2008年の初めまでは、オルタナティブ資産投資戦略（ポートフォリオのために実施される戦略を含む。）を実施する目的で設立された投資ビークルの数およびかかる投資ビークルへの資本流入が著しく増加した。正確な影響を判断することはできないが、かかる増加により、投資機会を得るための競争がより激

しくなるか、または一定の状況下において、特定のポジションに関して価格変動の増大もしくは流動性の低下を招くことがある。

債券投資

債券への投資は、金利、セクター、証券、および信用のリスクにさらされる。このような証券に伴う低い信用力および高い不履行リスクを補うため、格付の低い組入証券は、通常、格付の高い組入証券よりも高い利回りを提示する。格付の低い証券は一般に、先ず金利の一般水準に反応する格付の高い証券よりも大きく、短期の会社および市場の発展具合を反映する傾向がある。格付の低い証券に対する投資家は少数であり、そのような証券を最適な時期に売買するのはより難しいことがある。

一定の国際債券市場において遂行される取引量は、米国等の世界的に最大規模の市場よりもかなり少ないことがある。それにより、そのような市場におけるポートフォリオの投資対象は流動性が低く、それらの価格は、取引量のより多い市場での証券取引における同程度の投資対象よりも変動し易いことがある。さらに、一定の市場における決済期間は、他のものよりも長い場合があり、そのことがポートフォリオの流動性に影響することがある。

アイルランドを拠点とする主体

ファンド、管理会社および受託会社はそれぞれ、アイルランドを拠点とし、集団投資スキーム、管理会社および受託会社に適用あるアイルランドおよびEUの規制枠組みに服する。それ故、政府の規制、政治体制、現地の経済および税法の変化が、ファンド、管理会社および受託会社の一部または全部に悪影響を及ぼすことがある。アイルランド当局は、ファンドまたはポートフォリオのいずれかに対する投資の利点について判断を行っていない。アイルランド中央銀行によるファンドの承認は、アイルランド中央銀行によるファンドの保証ではなく、またアイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に責任を負うものでもない。

将来の見通しに関する記述

本書には、将来の見通しに関する記述が含まれている。かかる将来の見通しに関する記述は、将来の事象に関する管理会社または投資運用会社の見解を反映している。管理会社または投資運用会社の支配の及ばない要因により、実績が将来の見通しに関する記述にあるものと大幅に異なる可能性がある。申込者は、かかる記述に依拠しないよう注意すべきである。

運用リスクおよびオペレーショナル・リスク

ポートフォリオは、その投資目的を達成する投資運用会社の能力に依拠しているため、運用リスクにさらされる。ポートフォリオに関し投資運用会社は、ファンドについて投資判断を行う際に独自の投資手法を用いるが、これは、投資運用会社が望ましい成果を達成することを保証するものではなく、ポートフォリオは、多額の損失を被ることがある。一例を挙げると、投資運用会社は、派生商品を有効に活用することができず、不利な時期にポジションのヘッジを行うことまたはヘッジを行わないことを選択することがある。投資運用会社は、定量分析および／またはモデルを用いることがある。かかる分析および／またはモデルの欠陥または限界により、戦略を実行するポートフォリオ・マネジャーの能力が影響を受ける可能性がある。これらの分析およびモデルは、必要に迫られ、単純化された仮定を置き、それらの有効性が限定的なものとなることがある。過去の市場デ

ータを解釈しているように思われるモデルは、将来の市場事象を予測することができない可能性がある。さらに、モデルで使用されるデータは、正確でない場合があり、および／または会社もしくは銘柄に関する最新の情報を含んでいないことがある。また、投資運用会社の社員全員が、期間の長短にかかわらず、継続して投資運用会社と関係するとの保証もない。投資運用会社の一または複数の従業員による業務上の損失により、ポートフォリオの投資目的を達成する当該ポートフォリオの能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、ポートフォリオは、管理会社およびその他の業務提供会社によるファンドへの投資運用業務、管理事務代行業務、保管業務、会計業務、税務、法務、株主対応業務およびその他の業務の提供により、オペレーショナル・リスクによる損失および業務障害のリスクにもさらされる。オペレーショナル・リスクは、業務提供会社による不適切な手続および管理、人為的過誤ならびにシステム障害によっても生じる可能性がある。一例を挙げると、取引の遅延または誤り（人為的およびシステム上の両方を含む。）により、ファンドが、価値が上昇または下落すると投資運用会社が予想する銘柄を購入または売却すること（場合による。）が妨げられ、それ故、ファンドが当該銘柄について潜在的な投資利益を得ることまたは損失を回避することが妨げられる可能性がある。投資運用会社は、その職務の遂行および義務の履行において自らの過失または故意の不履行がない場合には、オペレーショナル・リスクに関連する損失について、ファンドに対し契約上の責任を負うものではない。また、その他のファンド業務提供会社も、自らの誤りに起因する損失について、ファンドに対する責任が限定される。

投資全額の喪失可能性および受益者に対する補償

受益者は、申込書に記入する際、ポートフォリオへの投資の利点およびリスクを評価するために十分な取引および金融に関する知識および経験を有していること、ならびに提案された投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額の全額を喪失する可能性が内在するという事実を認識していることを証明するよう要求される。

受益者の責任は、原則として、申込書および（各受益者が拘束される）信託証書に基づき、申込みを行った（全額払込みベースでのみ発行される）受益証券の発行価格のうちの未払込金額に限定されるが、受益者は、ファンド、関連するポートフォリオ、管理会社、販売会社、投資運用会社、受託会社および／または他の受益者に対し、以下を含む一定の事項について補償する義務を負う。

- (i) 信託証書に基づく適格保有者以外の者が受益証券を保有または取得したことにより発生した損失
- (ii) ファンドがある投資者のために計上することが義務付けられている税金により生じる債務（違約金およびその利息を含む。）
- (iii) 申込人が必要な情報を提供しなかったことにより受益証券の申込みの処理を行うことができず、その結果として生じた損失
- (iv) 申込書もしくは投資者が管理会社もしくはその受任者に交付した書類における不実表示、かかる申込書もしくは書類に記載された保証、条件、誓約もしくは合意の違反、または投資者による適用ある法律、規則および規制の違反の結果として生じた損失

金利の変動

受益証券の価額は、金利のかなり不利な変動に影響されることがある。短期金利が下降している期間において、受益証券の継続発行からの当該ポートフォリオに対するネットの新規資金の流入額は、当該ポートフォリオの組入証券の残額よりも低い利回りを生じる投資対象に投資される可能性

が高く、それにより、ポートフォリオの現在の利回りが減少することがある。金利が上昇している期間は、その逆があてはまる。

償却原価法

ポートフォリオの投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがある。詳細は後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ① 純資産価格の計算」を参照のこと。

評価リスク

ポートフォリオは、資産の一部を非流動的かつ／もしくは非上場の証券または商品に投資することができる。かかる投資対象は、管理会社またはその代行会社により、見込換金価額について投資運用会社と協議の上誠実に評価される。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れない。評価プロセスから生じた見積りが当該証券の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はない。

会計、監査および財務報告基準

ポートフォリオの投資先である各国の多くの会計、監査および財務報告が米国および欧州連合諸国に適用されているものほど広範でないことがある。

マネー・マーケット・ファンドについてのリスク要因

ポートフォリオに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、下部機関もしくは機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいない。ポートフォリオの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもある。管理会社は、一定の受益証券1口当たり純資産価格の維持に努めるが、一定の純資産価格の維持は保証されていない。ポートフォリオへの投資は、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

デリバティブならびに技法および手段のリスク

概要

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっている。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、会計、金融ならびに為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受ける。さらに、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入する。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相俟って、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させる。技法および手段の使用もまた、以下を含む一定の特別なリスクを伴う。(i) ヘッジされている証券の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依存、(ii) ヘッジ手段とヘッジされている証券または市場セクターの間の不完全な相関関係、(iii) このような手段を使うのに必要とされる技能がポートフォリオの組入証券を選択するのに必要とされるものと異なるという事実、(iv) 特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに(v) 効率的なポートフォリオ運用または買戻しに応じる能力に対する障害の可能性。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、規格化されていない。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉している。先渡しおよび「現金」取引は、実質的な規制がない。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限は適用されない。先渡市場で取引を行う本人は、自己が取引する通貨または商品について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は非流動的な期間(時には相当の期間となる。)を生じる可能性がある。市場の非流動性または途絶は、ポートフォリオにとって多大な損失となるおそれがある。

証券貸付リスク

いかなる与信活動においても、遅延および回収のリスクがある。組入証券の借主が財政的に破綻し、または証券貸付取引に基づくいずれかの債務を履行しなかった場合、当該取引に関連して提供された担保は実行される。担保の価値は、譲渡された証券の価額につき同額か上回るよう維持される。しかし、担保が譲渡証券の価額を下回ることがあるというリスクがある。さらに、ポートフォリオは、アイルランド中央銀行により定められた条件に従いつつ制限以内で、受領した現金担保を投資できるため、かかる担保は、関連する証券の発行体の倒産またはデフォルトなど、当該投資対象に伴うリスクにさらされる。

債務証券一般

債務証券は、発行体が債務についての元利金支払に対応できないリスク(信用リスク)にさらされ、また、金利への感応度、発行体の信用度についての市場認識、および一般的な市場の流動性(市場リスク)などの要因にもさらされることがある。投資運用会社は、ポートフォリオのための投資決定を行う際には、信用リスクと市場リスクの双方を考慮する。

仕組債に関しては、より単純な証券よりも変動性が高く、流動性が低く、および正確に価格付けすることがさらに困難である。債務証券における売買取引のタイミングは、債務証券の価額が一般に現行金利と逆に変化するため、元本の増減を招くことがある。

モーゲージ・バックおよびアセット・バック証券

ポートフォリオは、モーゲージのプールの持分を表章する証券(「モーゲージ・バック証券」)、および、適用法に従い、クレジット・カード債権またはその他の種類のローンのプールの持分を表章する証券(「アセット・バック証券」)に投資することができる。対象ローンについての元利金支払は、証券の存続期間を通じて当該証券の保有者にパススルーされる。大部分のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、元本の期限前返済(金利が下がっている期間中は加速されると予測される。)に左右される。かかる期限前支払は、通常、市場でその時点で現行の低い利回りでのみ再投資が可能である。したがって、金利の下降期間中、かかる証券は、他の確定利付債務と比べて価額が上がる可能性は低く、かつ、特定の利回りを固定するのにあまり効果的ではない。他方で、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、他の確定利付証券と同様に、金利の上昇期間中の値下がりリスクを相当に伴う。

アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券には該当しない一定の信用リスクを示す。なぜなら、アセット・バック証券は一般に、モーゲージ資産に匹敵するほどの担保権への利益を有していないからである。場合によっては、取戻担保についての回収額が、このような証券についての

支払をまかなうことができないことがある。

預金保護と同等の投資保証はない

ポートフォリオに対する投資は、性質上、銀行口座への預金ではなく、政府、下部機関または銀行預金口座の所有者を保護するために利用可能なその他の保証の仕組みにより保護されていない。

その他

ポートフォリオは、発行日取引ベース、固定ベース、またはスタンバイ・コミットメント・ベースにより証券を購入できる。発行日取引ベース、固定ベースまたはスタンバイ・コミットメント・ベースにより購入された証券が、交付前に時価が下落または上昇することがある。

ポートフォリオは、信用リスクおよび流動性リスクを含む一定のリスクを伴うローン・パーティシペーションに投資することができる。

課税

アイルランドまたはその他の地域における税制の変更は、(i)ファンドまたはいずれかのポートフォリオがその投資目的を達成する能力、(ii)その投資の価値、(iii)受益者に対してリターンを支払いまたはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、遡及的であるか否かを問わず、現在の税法および税慣行に基づき本書に記載されている情報の有効性に影響を及ぼす可能性がある。投資予定者および受益者は、本書および英文目論見書に記載されている課税に関する記述が英文目論見書の日付現在の関連する法域において有効な法律および慣行に関して管理会社から受領した助言に基づくものであることに留意すべきである。あらゆる投資と同様に、ファンドへの投資が行われる時点における税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するという保証はない。

最後に、租税債務を生じる事由が発生した場合に、ファンドがいずれかの法域において税金に関する利息または罰金を含む税金の申告義務を負った場合、ファンドは、かかる金額を当該事由に関して生じた支払いから控除するかまたは受益者もしくは受益証券の実質的所有者が保有する受益証券のうち買戻手数料の控除後にかかる債務を返済するために十分な価値を有する口数を強制的に買い戻すかもしくは消却する権利を有するものとする。当該受益者は、かかる控除、割当または消却が行われていない場合を含め、租税債務を生じる事由の発生によりファンドが税金およびこれに関する利息または罰金の申告義務を負ったことを理由としてファンドに生じるあらゆる損失につきファンドを補償するものとする。

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに留意すべきである。「課税」と題する項を参照のこと。

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」という。）は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資（および場合によっては間接米国投資）に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付け

られる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）（さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項を参照のこと。）を締結した。

アイルランドIGA（ならびにこれを実施するアイルランドの関連規則および法律）の下では、（ファンドなどの）外国金融機関は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。ただし、FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税されるかまたはFATCAの要件を遵守する立場にない限りにおいて、ファンドを代理して行為する管理会社は、受益者によるファンドへの投資に関して、かかる不遵守を是正し、かつ／または、当該受益者が保有するファンドの受益証券の一部または全部の強制的な買戻しを含め、必要な情報を提供しないことまたは参加外国金融機関にならないことまたはその他の作為もしくは不作為により源泉徴収または不遵守が発生した当該受益者によりかかる源泉徴収が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する米国連邦、州、地方および米国以外の税務報告および証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲にわたって利用することにより、世界的な海外の脱税の問題に対処するための共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSは、金融口座情報のデューデリジェンス、報告および交換に関する共通の基準を提供する。CRSに基づき、参加国は、共通のデューデリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告対象口座に関する財務情報を、報告金融機関から取得し、年に一度交換パートナーとの間で自動的に交換する。アイルランドは、CRSを実施するために法律を制定した。その結果、ファンドは、アイルランドにより採択されたCRSのデューデリジェンスおよび報告の要件を遵守することを要求される。受益者は、ファンドがCRSに基づく義務を遵守することができるよう、ファンドに対して追加の情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合、投資家は、結果として生じる罰金またはその他の課徴金の支払義務を課され、かつ／または、関連するポートフォリオの受益証券を強制的に買い戻される可能性がある。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

サイバーセキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバーセキュリティ・インシデントによるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。通常、サイバー・インシデントは、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で（例えば「ハッキング」または悪質なソフトウェアの暗号化により）デジタル・システムに不正アクセスすることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち意図するユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こすなど、不正アクセスすることを要しない形で行われる場合もある。管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントは、混乱を生じ、事業に影響を及ぼす力があり、ポートフォリ

オの純資産価額を計算する管理事務代行会社の能力の妨害、ファンドのポートフォリオの取引の妨害、受益者がファンドまたはいずれかのポートフォリオに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ・セキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の罰金および違約金、風評被害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用、追加のコンプライアンス費用などによる財務損失を生じる可能性がある。ポートフォリオが投資する証券の発行体、ポートフォリオを代理して管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場オペレーター、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントによっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国において直接の効力を生じ、現行のEUのデータプライバシーに関する法律に取って代わる。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、それに基づきデータ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを立証できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ同意の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関係監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

GDPRの施行により、ファンドが直接的または間接的に負担するオペレーションおよび法令遵守に関する費用が増加する可能性がある。さらに、ファンドまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがある。ファンドまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ファンドまたはそのサービス提供者は、多額の課徴金を科され、かつ/または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があり、また、ファンドのオペレーションおよび財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるレピテーションの毀損が生じることがある。

パンデミック

パンデミックは、長期間に及ぶ市場変動ボラティリティや景気後退期を全世界的に招くことがあるほか、ポートフォリオの投資対象の価値、投資運用会社による市場へのアクセスや予定された方法でポートフォリオの投資方針を実施する能力に重大な悪影響を及ぼすこともある。大幅な市場ボラティリティを踏まえた一時的な措置として導入される政府介入または規制当局および取引所による制限・禁止措置により、ポートフォリオの投資方針を実施する投資運用会社の能力に悪影響が生じることがある。買戻請求に応じるための流動性の必要性が著しく高まる状況では、ポートフォリオによる流動性へのアクセスも損なわれる可能性がある。純資産価額の決定、受益証券の発行、転換および買戻しなどのファンドの運営に必要な役務は、状況によって、パンデミック影響を受ける

ことがある。それらの役務をファンドに提供するために管理会社により選任された主要な役務提供者は、管理会社から、ファンドに対して中断なく役務の提供を継続するために、パンデミック状況下で適用される詳細な事業継続計画の提供を要請されている。WHO（世界保健機関）は2020年3月に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をパンデミックと宣言した。このパンデミックの影響はまだ明らかになっていない。

ブレグジット（イギリスEU離脱）

ポートフォリオは、2016年6月23日に行われた、イギリスのEU加盟継続に関する住民投票およびイギリスのEU離脱というその投票結果に関連する潜在的なリスクに直面する可能性がある。EU離脱という投票結果は、外国為替相場に大きなボラティリティをもたらし、イギリスがEU離脱の条件について交渉する中で、長期間にわたり不確実性を生じさせる可能性がある。また、EUの他の27の加盟国の一部または全部および/またはユーロ圏を不安定化させる可能性もある。ポートフォリオの投資対象の価値、取引を行う能力、投資対象を評価し換価する能力、または、投資方針を実行するその他の能力に、不利な影響を与えることがある。これは、とりわけ、イギリス、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増加、資産価値の変動、為替レートの変動、イギリス、EUまたはその他の場所に所在し、取引もしくは上場されている投資の非流動性の増加、金融機関その他の取引相手の取引意欲もしくは取引可能性、または取引を行うことができる価格および条件の変化、ならびに/または、ファンドおよび/もしくはポートフォリオのために行うAIFMに適用される法律上および規制上の制度の変更によるものである。

さらに、イギリスのEU離脱は、イギリスの経済およびイギリスの経済成長に重大な影響を及ぼし、ひいてはポートフォリオによるイギリスへの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、イギリス経済の先行き不透明感が長期化し、取引先や投資家の信頼を損なう可能性がある。これらの事象のほか、イギリス以外のEU加盟国がEUを離脱または除名された場合も同様に、ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

② リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド、投資顧問会社である大和アセットマネジメント株式会社、およびオルタナティブ投資運用会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにより管理され監視されている。投資運用会社は、組入証券の信用格付、ポートフォリオ全体のリスク(金利感応度、格付および残存期間の分散、キャッシュフローなど)を日々モニタリングしている。また、投資運用会社は、ポートフォリオの投資方針や投資制限に沿った運用が行われているか、投資家に不利益を与えないような運用が行われているかについて審査している。投資顧問会社もポートフォリオのリスク審査を行っている。また、管理会社においても、ポートフォリオがその投資方針や投資制限に沿って運用が行われているかについて審査している。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

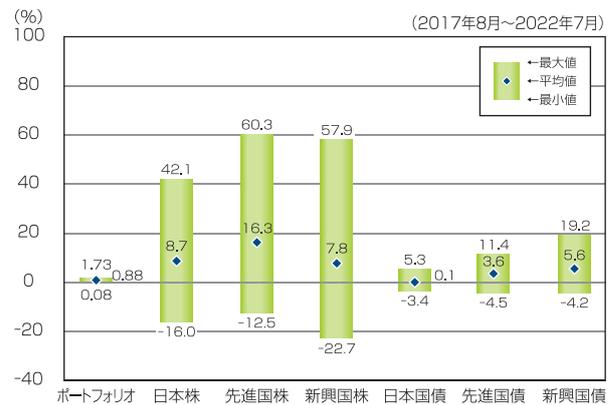
③ リスクに関する参考情報

下記のグラフは、ポートフォリオと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ポートフォリオおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ポートフォリオの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2016年8月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものです。

ポートフォリオの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

USドル・ポートフォリオ



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※各資産クラスは、ポートフォリオの投資対象を表しているものではありません。
- ※ポートフォリオの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ポートフォリオの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指数

- 日本株…TOPIX（配当込み）
- 先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株…S&P 新興国総合指数
- 日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数
- 先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 海外における申込手数料
海外における申込手数料は徴収されない。
- ② 日本における申込手数料
日本国内における申込手数料は徴収されない。

(2) 買戻し手数料

- ① 海外における買戻し手数料
海外における買戻し手数料は徴収されない。
- ② 日本における買戻し手数料
日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 管理報酬等

① 管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、代行協会および日本における販売会社の報酬

管理会社は、関連する別紙に明記されるとおり、関連するポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の運用・管理業務の対価として報酬を受け取る権利を有する。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、ポートフォリオに関する投資運用業務の対価として、代行協会は、受益証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売取扱会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、日本における販売会社は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのポートフォリオの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として、それぞれ報酬を受領する。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資運用会社に対する投資助言業務の対価として投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会および日本における販売会社は、関連するポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。かかる報酬に加え、管理会社は、関連するポートフォリオから管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

関連するポートフォリオの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づく当該ポートフォリオの受益者による承認なしには、管理会社および投資運用会社の年次管理報酬は引き上げられない。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとする。

② 受託会社の報酬

受託会社は、関連する別紙に明記されるとおり、関連するポートフォリオの資産から、受託業務の対価として報酬を受け取る権利を有する。受託会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後

払いされる。受託会社は、関連するポートフォリオから、ポートフォリオの資産の保管業務の対価として副保管者の報酬および立替費用を含む受託会社の経費の返済を受ける権利を有する。

(4) その他の手数料等

各ポートフォリオは、訴訟に関して各ポートフォリオに発生した費用またはダイワ外貨MMFに発生した費用のうち、各ポートフォリオの割合に比例した費用について責任を負う。信託証書の規定に従い、ダイワ外貨MMFによる、またはダイワ外貨MMFのための訴訟に関して発生した支出および費用の発生を含む一定の場合、ダイワ外貨MMFは受託会社に対しこれを補償する。管理会社はダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオによる、またはダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に発生した支出および費用をダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオから回収する権限を有する。

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に応じて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ) 監査人および会計士の報酬

(ロ) 弁護士報酬

(ハ) 当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ) 商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)

(ホ) 関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ヘ) 当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配布のための費用

(ト) 当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関して生じる手数料および費用

(チ) 他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(リ) 保管および譲渡のための費用

(ヌ) 受益者集会の費用

(ル) 保険料

(ヲ) 当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ワ) 当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出するための費用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用

(カ) 当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

(ヨ) 関連する地域における地方紙による通知の公告費用

(タ) 規制上の要件から生じるすべての費用(規制上の報告およびA I F Mが指定する者の任命の費用を含むがこれらに限定されない。)

(レ)ファンド／ポートフォリオの償還に係る費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。上記の費用はすべて、当該ポートフォリオが当該ポートフォリオ証券の募集を管轄するアイルランド、日本その他の国においてこれを支払う。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができない。

上記の手数料等の合計額については、投資者が受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

管理会社の報酬方針

管理会社は、AIFM規則の別紙2およびESMA報酬ガイドライン（ESMA/2013/201）（以下「報酬ガイドライン」という。）の要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを維持している。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載される。管理会社は、当該方針の実施について最終的な責任を負う。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ効果的なリスク管理を推進する。管理会社は、ファンドおよびそのポートフォリオのリスク特性、信託証書または英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しない。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避するよう努める。

管理会社の報酬方針は、ファンドのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用され、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ファンドのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する従業員も対象とする。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管理を推進するものであるとともに、ポートフォリオのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しない。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保する。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定した。報酬ガイドラインのパートVIIに記載される均衡の原則に従い、報酬ガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となった。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっている。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項のうちいずれかを要求する。

- (a) 当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関するESMAガイドライン／AIFM指令の別紙IIに基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。

(b)報酬に関するE S M Aガイドライン/A I F M指令の別紙IIに定める報酬規則が回避されないことを確保するために、当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者との間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保する。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保する。

(5) 課税上の取扱い

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(へ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(へ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ 税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② アイルランド

管理会社は、ファンドが課税目的上アイルランドの居住者であることにより、ファンドおよび受益者の税務上の地位が以下のとおりであると知らされている。

(イ) ファンド

ファンドの受託会社が税務上アイルランドの居住者とみなされる場合、ファンドは税務目的上アイルランドの居住者とみなされる。管理会社は、ファンドの業務が税務目的上アイルランドの居住者であることを確保する方式で遂行されることを意図している。

ファンドが、租税法第739条B(1)に規定する投資会社としての資格を有する旨管理会社は助言を受けている。現行のアイルランドの法律および実務の下で、ファンドは、その所得や利益に対するアイルランドの税金を課されない。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した際には税金が生じる可能性がある。課税事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分（みなし処分は関係期間の満了時に発生する。）もしくは受益証券の換金、償還、消却、譲渡または譲渡から生じる利益への未払税金の金額に充当する目的でのファンドによる受益者の受益証券の割当または消却を含む。課税事由の発生時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者でない受益者に関しては、課税事由についてファンドに税金は生じない。ただし、関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報がかつ実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とする。

関係宣誓書がなく、また、ファンドが同等措置（下記「同等措置」の項を参照のこと。）を履行および利用しない場合には、当該投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定される。課税事由には以下の事項は含まれない。

- ・ 独立当事者間取引の方法により受益者への支払がなされない、ファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- ・ アイルランド歳入庁の命令により指定された公認決済機関に保有される受益証券に関する（別途課税事由となりうる）取引
- ・ 一定の条件における配偶者と前配偶者との間の受益者による受益証券の権利の譲渡
- ・ ファンドと別の投資信託との（租税法第739条Hに規定された）適格な合併または再編に際し生じる受益証券の交換

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払から関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充て、または解約する権利を有するものとする。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、

充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとする。

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率（現行では20%）によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合がある。ただし、ファンドは、支払人に対し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集団投資事業である旨を宣誓することができる。

(ロ) 印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はない。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがある。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならないアイルランドの印紙税はない。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記された会社（租税法第739条B(1)の定義に該当する投資事業、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除く。）の株式または市場性のある証券に関係しない場合に限る。

(ハ) 受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない（ただし、公認決済機関で保管される受益証券に関して本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勧めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要である。）。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがある。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合（かつ、みなし処分により発生する課税事由に関して上記の段落に記載される事項を前提として）、課税事由について概して下記の税効果が発生する。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出しており、しかも (c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなっ

たことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税事由の発生に応じた税金を控除することを要しない。かかる関係宣誓書の（適時の提出が）ない場合、またはファンドが同等措置（下記「同等措置」の項を参照のこと。）を履行および利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実にかかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課される。控除されることになる適用税については以下に記載されている。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として行為している限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はない。ただし、(i) ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または(ii) 当該仲介機関が、かかる者のために行為している旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とする。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、(i) ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または(ii) 当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はない。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになる。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めている。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者が免除アイルランド投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、または受益証券が司法機関により買い戻されない場合を除き、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金（支払が年1回またはこれより多い頻度で行われる場合）から、ファンドにより控除されなければならない。同様に、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、その他の分配金、またはアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（下記参照）の際に受益者（関係宣誓書を提出した免除アイルランド投資家を除く。）に生じる利益から、ファンドにより控除されなければならない。

2006年財政法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税に関する規則（その後、2008年財政法により修正された。）を導入した。当該受益者（会社および個人）は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ（以下「みなし処

分」という。) 、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額(もしあれば)に基づき受益証券に生じるみなし利益(物価スライドによる軽減利益を受けずに計算される。)に対し41%(当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%)の税率の税金を課される。

事後の課税事由(事後の関係期間の終了から発生する課税事由または支払が年1回もしくはこれより多い頻度で行われる場合を除く。)に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分は最初に無視され、適正な税金が通常通りに計算される。かかる税金の計算に基づき、事前のみなし処分により支払われた税金に代わり、直ちに本税金が控除される。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければならない。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付する(ただし、下記「15%基準」の項に従うものとする。)

10%基準

ファンド(またはアンブレラ・スキームのポートフォリオ)の課税対象の受益証券(すなわち、宣誓手続が適用されない受益者により保有される受益証券)の価額がファンド(または当該ポートフォリオ)の総受益証券の価額の10%未満であり、かつ、ファンドが、毎年アイルランド歳入庁に対し影響を受ける各受益者(以下「影響を受ける受益者」という。)について僅少(de minimus)制限が適用される旨の一定の詳細事項を報告することを選択した場合、ファンドは、かかるみなし処分について税金(以下「移住税」という。)を控除する必要はない。かかる状況において、みなし処分により発生する利益について税金を計上する義務は、ファンドまたはポートフォリオ(またはこれらのサービス提供者)ではなく、自己申告に基づく受益者(以下「自己申告者」という。)の責任となる。ファンドは、ファンドが必要な報告を行う旨を書面により影響を受ける受益者に通知した場合には、報告することを選択したものとみなされる。

15%基準

前述のとおり、(例えば、実際の処分により事後に損失が発生したことにより)事後の課税事由により発生する税金が事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは、受益者に超過額を還付する。ただし、事後の課税事由の発生直前において、ファンド(またはアンブレラ・スキームのポートフォリオ)の課税対象の受益証券の価額が総受益証券の価額の15%を超えない場合には、ファンドは、発生した超過税額をアイルランド歳入庁により直接受益者に還付させることを選択することができる。ファンドは、受益者による請求を受領すればアイルランド歳入庁が直接還付を行う旨を書面により受益者に通知した場合には、かかる選択を行ったものとみなされる。

その他

複数の受益証券に対する複数のみなし処分事由を回避する目的で、ファンドは、第739条D(5B)に基づき、みなし処分の発生前に各年の6月30日または12月31日時点で保有されている受

益証券を評価する旨の取消不能の選択を行うことができる。法律の規定があいまいだが、その趣旨は、ファンドに対し受益証券を6ヶ月ごとにグループ化することを認めることにより、年間の様々な日に評価を実施しなければならないために行政の大きな負担となることを回避して移住税の計算をより容易にすることであると一般に理解されている。

アイルランド歳入庁は、上記の計算／目的の達成方法についての実務上の側面に関する最新の投資信託ガイダンス・ノートを提供した。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者（自己の個人の税務上の地位に依拠する。）は、分配金または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分の際に生じる利益に対し税金または追加の税金を支払うことをさらに要求されることがある。代わりに、かかる受益者は、課税事由に応じファンドにより控除された税金の全部または一部の還付を受けることができる。

同等措置

2010年財政法（以下「財政法」という。）により、一般に同等措置と称される措置が導入され、関係宣誓書に関する規則が修正された。財政法以前は、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託が税金を課税されることはなかった。関係宣誓書がない場合、投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されていた。しかしながら、財政法において、アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関して、投資信託がかかる投資家に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

個人ポートフォリオ投資信託

2007年財政法において、投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に関する規定が定められた。かかる規定により、個人ポートフォリオ投資信託（以下「P P I U」という。）という概念が導入された。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてP P I Uとみなされる。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてP P I Uとみなされるか、またはいずれの個人投資家についてもP P I Uとはみなされないことがある。すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみP P I Uとなる。

個人についてP P I Uである投資信託について課税事由により生じる利益は、2007年2月20日以降、60%の税率の税金を課される。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しまたは投

資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用される。土地に対する投資または土地により評価される未公開受益証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求される。

(二) 資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税(資本取得税)の課税対象となることがある。ただし、ファンドが(租税法第739条B(1)に規定する)投資会社の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分について、(a)贈与日または相続日現在、受贈者または相続人はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、(b)当該処分日現在、受益証券を処分する受益者はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、かつ(c)当該受益証券は、当該贈与日または相続日および評価日現在当該贈与または相続に含まれている場合、資本取得税は課されない。

資本取得税の目的でアイルランドの税務上の居住国に関して、アイルランド以外に居住する者には、特別な規制が適用される。以下の場合を除いて、アイルランド以外に居住する受贈者または処分者は、関連する日においてアイルランドの居住者または通常居住者とはみなされない。

- i) かかる者が、当該日の属する評価年の直前に5年以上継続してアイルランドに居住している場合、および
- ii) かかる者が、当該日においてアイルランドの居住者または通常居住者である場合。

(ホ) 米国の報告および源泉徴収要件の遵守

FATCAは、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度である。FATCAは、原則として、外国金融機関(以下「FFI」という。)に支払われる一定の米国源泉所得(配当および利子を含む。)および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該FFIが米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)との間で直接契約(以下「FFI契約」という。)を締結するか、あるいは、当該FFIがIGA締結国(下記を参照のこと。)に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税する。FFI契約により、FFIは、米国投資家に関する一定の情報をIRSに直接開示すること、およびFATCAを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課される。かかる目的上、ファンドは、FATCAの目的におけるFFIの定義の範囲内に該当することになる。

FATCAの公表された制度上の目的が(単に源泉徴収税を徴収することではなく)報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてFFIによるFATCAの遵守に関して生じうる問題点の両方に鑑みて、米国は、FATCAの導入に対する政府間アプローチを策定した。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)を締結し、2013年財政法に、アイルランドIGAの実施について、アイルランドIGAにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められた。アイルランド歳入庁は財務省と共

同で2014年7月1日から効力を生じる規則（2014年S. I. No. 292）を公布した。2014年10月1日、アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノート（必要に応じて更新される。）を発行した。

アイルランド IGA は、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランド FFI が FATCA を遵守する際の負担を軽減することが意図されている。アイルランド IGA に基づき、関連する米国投資家に関する情報は、毎年、各アイルランド FFI により、（当該 FFI が FATCA 要件を免除されない限り、）直接アイルランド歳入庁に提供される。アイルランド歳入庁は、その後、当該 FFI が IRS との間で FFI 契約を締結する必要なく、（翌年9月30日までに）当該情報を IRS に提供する。上記にかかわらず、当該 FFI は、原則として、一般に GIIN と称されるグローバル仲介人識別番号を取得するために IRS に登録する義務を負う。

アイルランド IGA の下では、FFI は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。FATCA によりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に関して、必要な情報を提供しないことまたは参加 FFI とならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

各投資予定者は、自己の状況に関して、FATCA に基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

（へ） 共通報告基準

2014年7月14日、OECD は、共通報告基準（以下「CRS」という。）をその中に含む金融口座情報の自動的交換に関する基準（以下「本基準」という。）を発行した。金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定および（理事会指令2011/16/EUを修正する）EU理事会指令2014/107/EUのその後の導入は、参加国による CRS の実施に関する国際的な枠組みを提供するものである。これに関して、CRS は、2014年および2015年財政法の関連規定の適用ならびに規則（2015年S. I. No. 583）の公布によりアイルランド法化された。

CRS の主な目的は、参加国の関係する税務当局間における一定の金融口座情報の年に一度の自動的交換について規定することである。

CRS は、FATCA を実施する目的で使用された政府間アプローチを広範囲にわたって利用しているため、二つの報告制度の間にはかなりの類似性がある。ただし、FATCA が基本的に指定米国人に関する特定の情報を IRS に報告することを要求するのみであるのに対し、CRS は、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広がっている。

大まかに言えば、CRS は、他の参加国に居住する口座保有者を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報をアイルランド歳入庁に年に一度報告することをアイルランド金融機関に要求する（次いで、アイルランド歳入庁は、当該情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供する。）。これに関して、ファンドは CRS の目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきである。

ファンドの CRS 要件に関する詳細は、下記の「顧客情報通知」を参照のこと。

顧客情報通知

ファンドは、2016年1月1日以降、本基準およびその中のCRSの遵守またはみなし遵守（場合に応じて）を確保するために、(i)本基準および具体的にはその中のCRS、または(ii)本基準により生じるアイルランド法もしくは（金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定もしくは（理事会指令2011/16/EUを修正する）EU理事会指令2014/107/EUを含むために）本基準を実施する国際法に基づく規定により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向である。

ファンドは、1997年租税統合法（改正済）の第891条Fおよび第891条Gならびに同条に基づき策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集することを義務付けられている。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有することを法律により義務付けられる場合がある。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換する。

特に、ファンドにより維持される各報告対象口座に関して、ファンドによりアイルランド歳入庁に対して、以下の情報が報告される。

- ・当該口座の口座保有者である各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地（個人の場合）、また、口座保有者であり、かつ、CRSに沿ったデューデリジェンス手続きを行った後に報告対象者である一または複数の支配者を有すると特定される事業体の場合は、当該事業体の名称、住所、居住法域および納税者番号ならびに当該各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地
- ・口座番号（口座番号がない場合は機能的にこれと同等のもの）
- ・関係する暦年もしくはその他の適切な報告期間の終了時または当該年もしくは期間の途中で当該口座が閉鎖された場合は当該口座の閉鎖日における口座残高または価額
- ・当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座に関して口座保有者に対して支払われたかまたは貸方記入された報告金融機関が債務者または借主である金額の総額。これには、当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座保有者に対して行われた買戻金の支払いの総額が含まれる。
- ・各金額の表示通貨

一定の限られた状況において、報告対象者の納税者番号および生年月日を報告する必要がない場合があることに留意すべきである。

上記のほか、アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、（ファンドなどの）アイルランド金融機関がCRSに関して「より広いアプローチ」を採用することができることを確認した。これにより、ファンドは、居住国および納税者番号に関する情報をすべてのアイルランド非居住の受益者から収集することが可能となる。ファンドはこの情報をアイルランド歳入庁に送信することができ、アイルランド歳入庁は、本国がCRSの目的における参加国であるかを判断し、参加国である場合、参加国とデータを交換する。アイルランド歳入庁は、非参加国についてのあらゆるデータを削除する。

アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、最終的なCRSの参加国リストが決議されるまでの指定された2～3年間、このより広いアプローチを行うことができることを確認した。

受益者は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト (<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>) またはCRSのみの場合は以下のリンク (<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>) から入手することができる。

上記のすべての定義語は、本項において別途定義される場合を除き、本基準およびEU理事会指令2014/107/EU（該当する方）において定められる意味を有するものとする。

5 運用状況

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2022年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	743,471,242.49	36.69
	国際機関	337,453,241.13	16.65
	スウェーデン	129,875,362.06	6.41
	フランス	114,865,644.48	5.67
	フィリピン	99,861,817.30	4.93
	フィンランド	79,978,329.49	3.95
	イギリス	64,852,440.27	3.20
	オーストリア	59,787,413.54	2.95
	オランダ	54,832,509.67	2.71
	ニュージーランド	39,986,045.22	1.97
定期預金	アメリカ合衆国	302,761,227.87	14.94
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-1,258,221.08	-0.06
合計(純資産総額)		2,026,467,052.44 (約272,783百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

USドル・ポートフォリオ

(2022年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	ASIAN DEVELOPMENT BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	フィリピン	0.00	2022年8月2日	50,000,000	1.00	49,920,792.35	1.00	50,000,000.00	2.47
2	MUNICIPALTY FINANCE PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	フィンランド	1.29	2022年8月10日	50,000,000	1.00	49,835,708.30	1.00	49,985,713.82	2.47
3	CITY OF GOTHENBURG CP	コマーシャル ・ペーパー	スウェーデン	1.85	2022年8月18日	50,000,000	1.00	49,851,415.10	1.00	49,959,011.12	2.47
4	LANDESKREDITBK BADEN-WUERTT FOERDBANKCP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.45	2022年9月9日	50,000,000	1.00	49,753,512.80	1.00	49,923,849.40	2.46
5	ASIAN DEVELOPMENT BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	フィリピン	0.00	2022年9月21日	50,000,000	0.99	49,745,744.00	1.00	49,861,817.30	2.46
6	EUROFIMA CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	1.46	2022年8月31日	42,000,000	1.00	41,843,875.84	1.00	41,950,786.84	2.07
7	NRW BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.30	2022年8月9日	40,000,000	1.00	39,867,551.12	1.00	39,989,922.22	1.97
8	NEW ZEALAND GOVERNMENT CP	コマーシャル ・ペーパー	ニュージーランド	1.26	2022年8月12日	40,000,000	1.00	39,871,613.40	1.00	39,986,045.22	1.97
9	LANDESKREDITBK BADEN-WUERTT FOERDBANKCP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.39	2022年8月22日	40,000,000	1.00	39,855,347.24	1.00	39,969,222.88	1.97
10	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.88	2022年8月22日	40,000,000	1.00	39,873,184.44	1.00	39,958,420.98	1.97
11	LANDESKREDITBK BADEN-WUERTT FOERDBANKCP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.03	2022年9月22日	40,000,000	0.99	39,793,559.84	1.00	39,885,560.15	1.97
12	KFW CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.64	2022年10月25日	40,000,000	0.99	39,731,941.84	0.99	39,755,251.28	1.96
13	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.39	2022年8月23日	35,000,000	1.00	34,875,757.04	1.00	34,971,640.41	1.73
14	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.41	2022年8月25日	35,000,000	1.00	34,874,780.15	1.00	34,968,695.36	1.73
15	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	2.12	2022年9月12日	35,000,000	1.00	34,870,629.95	1.00	34,915,806.73	1.72
16	COUNCIL OF EUROPE CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	2.03	2022年9月22日	35,000,000	0.99	34,819,364.86	1.00	34,899,865.49	1.72
17	BANK OF ENGLAND CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	2.17	2022年10月5日	35,000,000	0.99	34,806,975.98	1.00	34,865,722.50	1.72
18	KFW CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.34	2022年10月11日	35,000,000	0.99	34,792,386.09	1.00	34,842,032.83	1.72
19	EUROPEAN INV. BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	2.33	2022年11月1日	35,000,000	0.99	34,723,571.44	0.99	34,795,487.92	1.72
20	EXPORT FINANCE AND INSURANCE CORP CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストリア	2.70	2022年10月21日	35,000,000	0.99	34,762,744.28	0.99	34,791,423.59	1.72
21	IDA CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	2.76	2022年11月25日	35,000,000	0.99	34,673,033.29	0.99	34,694,299.45	1.71
22	EUROFIMA CP	コマーシャル ・ペーパー	国際機関	1.47	2022年8月15日	32,000,000	1.00	31,919,191.26	1.00	31,983,056.39	1.58
23	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.29	2022年8月2日	30,000,000	1.00	29,932,166.22	1.00	30,000,000.00	1.48
24	MUNICIPALTY FINANCE PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	フィンランド	1.27	2022年8月9日	30,000,000	1.00	29,902,948.32	1.00	29,992,615.67	1.48
25	BANK OF ENGLAND CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	1.23	2022年8月15日	30,000,000	1.00	29,903,958.45	1.00	29,986,717.77	1.48
26	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.31	2022年8月16日	30,000,000	1.00	29,899,521.00	1.00	29,984,709.48	1.48
27	CAISSE DES DEPOS ET CONSIGNATIONS CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	1.32	2022年8月16日	30,000,000	1.00	29,899,140.24	1.00	29,984,651.64	1.48
28	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.36	2022年8月18日	30,000,000	1.00	29,896,475.16	1.00	29,981,995.68	1.48
29	ERSTE ABWICKLUNGSANST CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.43	2022年8月30日	30,000,000	1.00	29,887,217.25	1.00	29,966,758.98	1.48
30	SAXONY-ANHALT CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	1.51	2022年9月12日	30,000,000	1.00	29,881,792.62	1.00	29,948,441.71	1.48

- ② 投資不動産物件
該当事項なし(2022年7月末日現在)。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項なし(2022年7月末日現在)。

(3) 運用実績

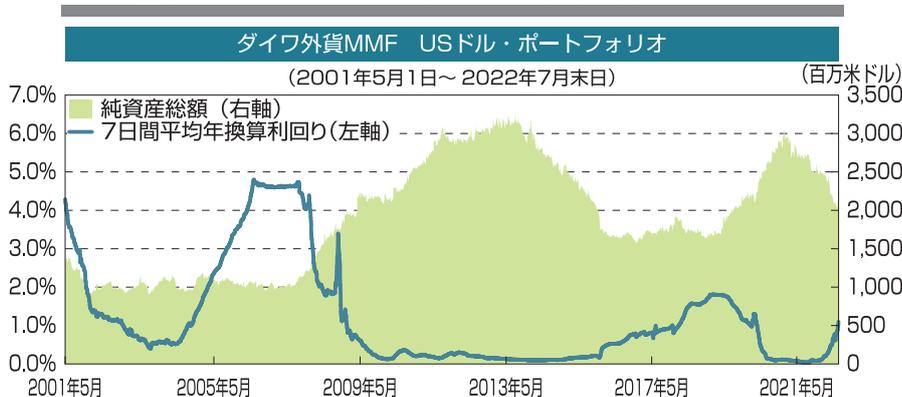
① 純資産の推移

下記会計年度末ならびに2022年7月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第16会計年度末 (2012年12月31日)	3,081,102	414,747	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	2,972,768	400,164	0.01	1
第18会計年度末 (2014年12月31日)	2,581,707	347,524	0.01	1
第19会計年度末 (2015年12月31日)	1,741,744	234,456	0.01	1
第20会計年度末 (2016年12月31日)	1,588,200	213,788	0.01	1
第21会計年度末 (2017年12月31日)	1,811,602	243,860	0.01	1
第22会計年度末 (2018年12月31日)	1,667,742	224,495	0.01	1
第23会計年度末 (2019年12月31日)	2,188,850	294,641	0.01	1
第24会計年度末 (2020年12月31日)	2,852,799	384,015	0.01	1
第25会計年度末 (2021年12月31日)	2,468,582	332,296	0.01	1
2021年8月末日	2,707,801	364,497	0.01	1
9月末日	2,677,678	360,442	0.01	1
10月末日	2,510,768	337,974	0.01	1
11月末日	2,504,464	337,126	0.01	1
12月末日	2,468,582	332,296	0.01	1
2022年1月末日	2,488,816	335,020	0.01	1
2月末日	2,454,595	330,413	0.01	1
3月末日	2,376,325	319,877	0.01	1
4月末日	2,288,147	308,007	0.01	1
5月末日	2,168,169	291,857	0.01	1
6月末日	2,110,118	284,043	0.01	1
7月末日	2,026,467	272,783	0.01	1

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。

② 分配の推移

下記会計年度における分配の推移は、以下のとおりである。

(10,000口当たり)

計算期間	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
第16会計年度	0.21796
第17会計年度	0.12800
第18会計年度	0.10205
第19会計年度	0.17285
第20会計年度	0.58090
第21会計年度	0.83928
第22会計年度	1.40265
第23会計年度	1.59791
第24会計年度	0.52801
第25会計年度	0.07807

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント(ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2022年7月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
2021年8月31日	0.00358
2021年9月30日	0.00313
2021年10月29日	0.00652
2021年11月30日	0.00787
2021年12月30日	0.00726
2022年1月31日	0.00851
2022年2月28日	0.01150
2022年3月31日	0.01853
2022年4月28日	0.02657
2022年5月31日	0.04459
2022年6月30日	0.05581
2022年7月29日	0.06900

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (%)
2021年8月31日	0.04080
2021年9月30日	0.03805
2021年10月29日	0.08204
2021年11月30日	0.08974
2021年12月30日	0.08831
2022年1月31日	0.09704
2022年2月28日	0.14989
2022年3月31日	0.21815
2022年4月28日	0.33439
2022年5月31日	0.49316
2022年6月30日	0.67900
2022年7月29日	0.86843

2022年7月末日までの1年間における上記月次分配金(10,000口当たり)の合計額は、以下のとおりである。

2021年8月～2022年7月	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
	0.26287

③ 収益率の推移

下記会計年度における10,000口当たりの収益率は、以下のとおりである。

計算期間	収益率(%) ^(注)
	USドル・ポートフォリオ
第16会計年度	0.21796
第17会計年度	0.12800
第18会計年度	0.10205
第19会計年度	0.17285
第20会計年度	0.58090
第21会計年度	0.83928
第22会計年度	1.40265
第23会計年度	1.59791
第24会計年度	0.52801
第25会計年度	0.07807

(注) ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a-b) / b$$

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2022年7月末日までの1年間における収益率は、以下のとおりである。

2021年8月～2022年7月	収益率(%) ^(注)
	USドル・ポートフォリオ
	0.26287

(注) ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、2022年7月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a-b) / b$$

a=2022年7月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりである。なお、括弧内の数字は、本邦内における販売、買戻し及び発行済の各口数である。

USドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第16会計年度	327,338,055,808 (327,338,055,808)	304,649,780,903 (304,649,780,903)	308,110,161,991 (308,110,161,991)
第17会計年度	411,977,301,565 (411,977,301,565)	422,810,633,039 (422,810,633,039)	297,276,830,517 (297,276,830,517)
第18会計年度	314,832,304,917 (314,832,304,917)	353,938,430,801 (353,938,430,801)	258,170,704,633 (258,170,704,633)
第19会計年度	318,103,998,495 (318,103,998,495)	402,100,286,776 (402,100,286,776)	174,174,416,352 (174,174,416,352)
第20会計年度	132,979,002,930 (132,979,002,930)	148,333,387,572 (148,333,387,572)	158,820,031,710 (158,820,031,710)
第21会計年度	175,376,572,597 (175,376,572,597)	153,036,389,603 (153,036,389,603)	181,160,214,704 (181,160,214,704)
第22会計年度	170,010,772,511 (170,010,772,511)	184,396,781,348 (184,396,781,348)	166,774,205,867 (166,774,205,867)
第23会計年度	208,704,137,353 (208,704,137,353)	156,593,358,524 (156,593,358,524)	218,884,984,696 (218,884,984,696)
第24会計年度	315,991,326,167 (315,991,326,167)	249,596,378,887 (249,596,378,887)	285,279,931,976 (285,279,931,976)
第25会計年度	286,706,037,920 (286,706,037,920)	325,127,803,782 (325,127,803,782)	246,858,166,114 (246,858,166,114)

2022年7月末日前1年間の販売および買戻しの実績ならびに2022年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻し口数	発行済口数
222,329,964,317 (222,329,964,317)	283,664,631,589 (283,664,631,589)	207,138,843,551 (207,138,843,551)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売手続等

ポートフォリオの受益証券は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)および米国人に対する場合を除き、すべて自由に譲渡可能である。同一のポートフォリオの各受益証券は、当該同一のポートフォリオのその他の受益証券と共に、関連するポートフォリオの利益および分配ならびに終了の場合には関連するポートフォリオの資産に同等に参加することができる。ポートフォリオの受益証券は、無額面であり、かつ発行時に全額払込が行われなければならない、優先権または新株引受権が一切付されていない。

受益証券の端数は発行されない。

当初最低申込口数は、受益証券100口とする。

申込手続

ポートフォリオの受益証券の買付申込みは、管理会社はその事業所の住所において当該ポートフォリオの取引日の正午12時(ダブリン時間)より前に受領した場合、当該取引日に処理される。正午12時(ダブリン時間)以降に受領される申込みは、管理会社の裁量により、翌取引日に繰り延べられることがある。

ポートフォリオの受益証券は、申込みが成立した取引日の翌取引日までに受託会社に対する支払が行われることを条件として、管理会社により発行される。受益証券は、買付の申込書が管理会社により受領されかつ受理された取引日の営業終了時に発行される。申込金の支払の懈怠または支払の遅延によりポートフォリオが被る損失、経費または費用は、申込人が負担する。

受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム(以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。)の対象となる可能性がある。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ(以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。)において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含む。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意すべきである。カウンターパーティ・リスクの内容は、リスク要因の「取引相手のリスク」と題する項に記載されている。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、関連するポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

さらに、管理会社は、(a)自らの裁量により、受益証券の全部または一部の申込みを拒絶し、また、

(b)いつでも、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券を買い戻すことができる。

米国人およびアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)は、ポートフォリオの受益証券の購入を行うことができず、また、申込人は、直接的または間接的に、米国人またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)のために受益証券の取得を行っているものではないことを証明することを要求される。単独でまたは他の者と共同で受益証券を保有することのできない者が受益証券の実質的所有者となっていると管理会社がみなす場合、受託会社は、当該受益証券をすべて強制的に買い戻すことができる。

マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止

2010年および2018年(マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に関する)刑事処罰法(改正) (以下「刑事処罰法」という。)により、管理会社は、マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与を防止しかつ摘発するためリスク・ベースの適切な措置を実行することを義務づけられており、かかる措置には、すべての受益者および場合により受益者がその代理人として受益証券を保有する際の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれる。管理会社は、各受益者の身元を確認できる必要書類を取得することが義務付けられている。かかるリスク・ベース手法の適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の投資者(例えば、重要な公的地位を有する者またはハイリスク区分に該当すると評価されたその他の投資者)に高度な顧客デュー・デリジェンスを適用することを要求される。管理会社は、顧客または顧客を代理する者および実質的所有者の身元を特定し確認するという点において、刑事処罰法第33条から39条の規定を遵守しなければならない。

マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止に効果的に対処するために、刑事処罰法第33条(1)に従い、管理会社は顧客および関係する最終的な実質的所有者を特定し確認しなければならない。

- ・受益者およびファンドの間の取引関係成立前
- ・日々の取引またはサービス提供の開始前
- ・受益者において重要な変更がおこったとき

管理会社は、管理するファンドの受益者の身元を特定し確認する必要がある。受益者は、取引開始時にマネーロンダリング防止関連書類を提供することが要求される。

管理会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、これに従い、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の身元の確認に必要な情報を随時請求する権利を留保することができる。

管理会社は、申込人の身元および住所の確認のために必要とみなされる情報および文書を要求する。規制された仲介者を通じて申込みが行われ、当該仲介者が適用法上アイルランドと同等のマネーロンダリング防止規則を有すると認められる国において業務を行う場合、管理会社は、当該投資者に対し簡単な顧客についてのデュー・デリジェンスを適用するかまたは潜在的な投資予定者に関する規制された仲介者からの表明書に依拠することができるが、同時にマネーロンダリング防止の目的上投資者を継続して監視しなければならない。

管理会社は、投資予定者に対し、必要となる、身元証明書の種類について通知する。一例として、個人の場合には、パスポートまたは身分証明書の写しを、住所を示す証拠(公共料金請求書または銀

行明細書等)と共に提出することを要求されることがある。法人の申込人の場合には、その設立証明書(社名変更証明書を含む。)ならびに基本定款および通常定款(またはそれに相当するもの)の写し、ならびにすべての取締役および刑事処罰法が定める実質的所有者の氏名および居住住所の提出を要求されることがある。

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。上記に記載の通り、第三者の身元を特定し確認する関連書類を管理会社に提供しない限り、投資予定者は、買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。管理会社は、マネーロンダリング防止の関連要件が満たされるまでは選択されたファンドに投資者の資金を送金する立場にない。管理会社が申込者の身元確認ができた時点で、申込者は次の取引日における純資産価格で取引することが可能になる。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、ファンド、関連するポートフォリオおよび管理会社は、当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき免責されることを認識し、かつこれに同意する。

データ保護

投資予定者は、申込書に記入することにより、GDPR上の個人データに該当する可能性のある情報を管理会社に提供することに留意するべきである。このデータは、顧客の身元確認および申込み手続き、保有するファンドにおける持分の管理および事務管理ならびに適用ある法律上、課税上または規制上の要件の遵守の目的のために、ファンドによりまたはファンドのために使用される。当該データは、特定の目的のために、規制機関、税務当局、ファンドの代行者、アドバイザーおよびサービス提供者ならびにこれらのまたはファンドの適法に授権された代理人ならびにこれらの各関連会社、関係会社または系列会社を含む第三者(所在地を問わない(アイルランドと同様のデータ保護法を有しない可能性のあるEEA外の国々を含む。))に開示および/または移転される可能性がある。

受益者は、ファンドのために保管される自己の個人データの写しを取得する権利、ファンドのために保有される個人データの誤りを修正する権利ならびに様々な状況において消去される権利およびデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を有する。一定の限られた状況において、データの移転に対する権利が適用される可能性がある。

ファンドを代理する管理会社およびその任命されたサービス提供者は、アイルランドの法律上および規制上の要件により要求される期間(ただし、投資期間が終了してからまたは受益者がファンドとの最後の取引を行った日から少なくとも7年間)にわたり、受益者によるファンドへの投資に関して受益者が提供したすべての文書を保持する。

管理会社の個人情報保護方針の写しは、請求することによって管理会社から入手可能である。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の取引日に、ファンド証券の募集が行われる。申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。投資者に対する販売の単位は、1口以上1口単位である。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。申込金額は円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ダイワ外貨MMFの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

当該ポートフォリオの毎取引日に、買戻し申込書を記入後、受益者は管理会社に対し、その保有するファンド証券の全部または一部につき、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格に相当する価格をもって買戻しを請求することができる。

買戻し手続

適切な買戻し申込書は、買戻しが効力を生じる取引日の正午12時(ダブリン時間)までに管理会社の事務所において、管理会社が受領しなければならない。かかる買戻し申込書が取引日の正午12時(ダブリン時間)後に受領された場合は、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻し請求が管理会社により受領された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

買い戻される受益証券に関連して宣言され、発生したすべての分配金のうち、未払いのものは、買戻金と共に支払われる。かかる分配金および買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の翌取引日に該当ポートフォリオの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる。買戻金支払の費用は全て該当ポートフォリオが負担する。

受益者は、関連するポートフォリオ資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻し請求を取り下げることが出来ず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻し請求の取り下げがなされない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

管理会社は、1取引日に買い戻される受益証券の口数を、関連するポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限する権限を有する。この場合かかる制限は、かかる取引日に受益証券の買戻しを希望する受益者全員に一律に適用され、すべての受益者の受益証券が、一律の割合で買戻され、その日に買い戻されない受益証券は翌取引日に繰越して買い戻される。繰り越された買戻し請求は、その後の請求に優先して処理される。買戻し要求がこのように繰越される場合、管理会社は影響を受ける受益者に通知する。

(2) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求の締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。かかる買戻し請求は、販売取扱会社により、ポートフォリオの取引日に管理会社に取り次がれる。

買戻し価格は、関連する取引日に決定される関連するポートフォリオの1口当たり純資産価格に相当する。

買戻しを請求した受益者は、ファンド証券の買戻し代金に加え、発生済未払いの分配金を受領する。買戻し代金の支払は、口座約款および積立投資約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻しは1口以上1口単位とする。買戻し手数料は請求されない。買戻し代金は、原則として、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 純資産価格の計算

ポートフォリオの純資産価格は、ポートフォリオの基準通貨で表示され、取引日に当該取引日の当該ポートフォリオの資産の額から当該ポートフォリオの債務(管理会社の裁量により諸経費の引当額を含む。)を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産額を、当該取引日の当該ポートフォリオの発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、ポートフォリオの基準価格で、小数点以下第1位を切り捨てた額とする(ただし、1口当たりの純資産価格が分配の目的で決定される場合には、小数点以下第9位まで計算される。)

ポートフォリオの資産は、当初、当該ポートフォリオの受益証券の当初発行による手取金により構成される。その後、ポートフォリオの資産は、当該手取金から生じた投資証券および現金およびその他の財産、ならびにその後発行された当該ポートフォリオの受益証券の手取金から宣言済の分配額を差し引いた額により構成される。

下記の規定が、ポートフォリオの管理に適用される。

(i) ポートフォリオの記録および会計書類は、管理会社および受託会社が随時決定する通貨で維持される。

(ii) ポートフォリオの受益証券の発行手取金は、当該ポートフォリオに関するダイワ外貨MMFの記録および会計書類に記帳され、これらに帰属する資産および債務ならびに収益および支出は、当該ポートフォリオに充当される。

(iii) ある資産がいずれかの資産(現金その他を問わない。)から派生した場合、当該派生資産は、ダイワ外貨MMFの記録および会計書類上、その発生源である資産と同一のポートフォリオに充当され、投資資産の再評価のつど、価値の増減が当該ポートフォリオに充当される。

(iv) 受託会社が特定ポートフォリオに帰属させることができないと判断するダイワ外貨MMFの資産について、受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、当該資産のポートフォリオ間における配分基準を決定することができ、さらに常時および随時、管理会社および監査人の承認を得て、当該配分基準を変更する権限を有する。

ただし、全ポートフォリオ間の資産の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされる場合は、管理会社および監査人の承認を要しない。

(v) 受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、債務のポートフォリオ間における配分基準(状況が許す場合、その後になされる再配分に関する条件を含む。)を決定することができ、さらに常時および随時、当該基準を変更する権限を有する。ただし、債務が関連していると受託会社が判断するポートフォリオに対し、債務の配分が割当時におけるそれらの純資産価格に応じてなされている場合、または債務が特定ポートフォリオに関連していないと受託会社が判断する場合にすべてのポートフォリオ間で債務の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされている場合には、管理会社および監査人の承認を要しない。

(vi) 各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

- (i) 残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもってポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、A I Fルールブックに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオの受益者に生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。
- (ii) 規制市場において上場または取引されている証券は、評価時点現在の公認の証券取引所における最終の取引価格を用いて評価される。市場価格が適切に表示されないかまたは入手可能ではない場合および未上場の証券は、(a)個人投資家向けA I Fのために行う管理会社または(b)個人投資家向けA I Fにより任命され、かつ、当該目的のために受託会社が承認する適切な者により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価される。
- (iii) 証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所における知れている最終の市場価格で評価される。
- (iv) 上記(i)に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する推定実現価値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。

(v) 現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。

(vi) 集団投資スキームの受益証券または株式は、関連する集団投資スキームの入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。

(vii) 関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引されている投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日の当該プレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。

管理会社は、通貨、市場性、取引費用および/またはその他関連ありと認められる判断要素に関し、公正な価額を反映させるのに調整が必要と判断する場合を除き、当該有価証券の価額を調整することができない。価格調整の理由および方法は、管理会社により明確に文書化され、受託会社に承認されなければならない。店頭デリバティブ商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、取引相手の価格または管理会社もしくは独立した価格提供者により計算された価格などの代替的な価格のいずれかを用いて、店頭デリバティブを評価することができる。ただし、管理会社またはその他の者が評価を遂行するための十分な人的および技術的手段を有していることを条件とする。

管理会社は、(a) 取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b) 店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければならない。上記(a) および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。評価は、当該目的のために受託会社が承認し、かつ、取引相手から独立した者により承認または確認されなければならない。

(viii) スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融デリバティブ商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる金融デリバティブ商品が市場で扱われていない場合は、受託会社が承認する基準に基づき、管理会社またはその受任者が慎重かつ誠実に推定した価格とする。

(ix) スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。

(x) 取引所または市場において取引されている上場デリバティブ商品は、当該取引所または市場において入手可能な最終の決済価格で評価される。一部のオプションの場合のように決済価格がない場合、最終取引価格を用いることができる。最終取引価格がない場合、中値または取引相手の価格を用いることができる。かかる価格が入手できない場合、当該投資対象の価格は、当該目的のために受託会社が任命する適切な者(管理会社を含む場合がある。)により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値とする。

(xi)外国為替予約契約は、関連する評価時点において同一の規模および満期の新規の予約契約を引き受けることができる価格を参照して、または、店頭デリバティブの評価に関する規定に従って評価される。手元現金、預金、前払費用、宣言されたかまたは発生済みであるが評価時点において未払いとなっている現金配当および利息の価格は、通常、その額面価格に評価時点において発生済みの利息(該当する場合)を加えた価格で評価される(ただし、受託会社または管理会社の意見において、これが支払われるかまたは全額受領される可能性が低い場合は除く。この場合、その価格は、評価時点におけるその真正な価値を反映するためにかかる場合において管理会社が適切と考える割引を行った後に決定されるものとする。)

上記(i)から(xi)までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

ファンドの資産は、各評価基準時に評価されるものとする。

ポートフォリオの評価の計算および発行済みもしくは発行済とみなされるファンド証券数の決定は以下のとおりとする。

(i)管理会社が発行に同意したポートフォリオ受益証券は申込みが管理会社により受領され受諾された取引日の終了時に発行済のものとなされる。

(ii)投資対象の購入または売却が合意されたが、当該購入または売却が完了していない場合、購入または売却が適法に完了したのものとして、当該投資対象が加算または減額され、かつ総購入額または純売却額が加算または減額される。

(iii)ポートフォリオ受益証券の消却の通知が、管理会社により受託会社に付与されたが、かかる消却が完了していない場合、消却対象の受益証券は発行済のものとなされず、かかるポートフォリオの評価額は当該消却により管理会社に支払われる金額だけ減少する。

(iv)ポートフォリオの基準通貨以外の通貨で表示された評価額(投資対象であるか現金であるかを問わない。)およびポートフォリオの基準通貨以外の借入金は、管理会社が(とりわけ)交換費用に関連するプレミアムまたは割引料に配慮して、受託会社と協議し、またはその承認する方法により、事情に応じ適切とみなす換算率(公定のものかどうかを問わない。)により、ポートフォリオの基準通貨に換算される。

(v)当該ポートフォリオ資産から、発生基準時までの当該ポートフォリオの資本の中から適切に支払われる現実の、または推定の債務(借入残高(もしあれば)を含むが、上記(ii)の債務を除く。)の総額が控除される。

(vi)投資対象のコール・オプションが売却された場合、当該投資対象の価額の中から、公認の証券取引所で値決めされた最低市場取引価格を参考にして計算されるオプション価格(上記の市場価格がない場合には、受託会社が承認する株式ブローカーその他が証明する価格、または管理会社が状況に応じて合理的と考え、かつ受託会社が承認する価格。)が控除される。

(vii)当該ポートフォリオ資産に対して、発生基準時までの発生済の未受領の利息または配当の金額を加算する。

(viii)当該ポートフォリオ資産に対して、所得に課される公租公課の還付請求額(管理会社および受託会社に支払われる手数料および二重課税の救済に係る請求を含む。)の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)を加算する。

- (ix) 当該ポートフォリオ資産から、評価基準時以前に宣言され、または宣言されたとみなされる分配金額を減額する。
- (x) 当該ポートフォリオ資産から、発生基準時までには生じた管理会社および受託会社に支払われる手数料および当該ポートフォリオの通常管理のために管理会社および受託会社が支出した発生済未払いの費用、ならびにこれに課される付加価値税(もしあれば)相当額が控除される。
- (xi) 当該ポートフォリオ資産から、発生基準時までには生じた租税債務の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。
- (xii) 当該ポートフォリオ資産から、発生基準時までには生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

信用度評価手続

MMF 規則により要求される限りにおいて、管理会社は、ポートフォリオが保有する一定の資産の信用度を決定するための慎重な内部信用度評価手続(以下「信用度評価手続」という。)を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。信用度評価手続は、当該資産の発行体の信用度および資産の信用度に影響を及ぼす要因の分析を含む慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づくものとする。MMF 規則により要求される限りにおいて、当該方法は、妥当性を確保するために、関連するポートフォリオに関し、管理会社により少なくとも年に一度見直されるものとする。

流動性管理手続

MMF 規則により要求される限りにおいて、管理会社は、ポートフォリオに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、(i)ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、(ii)ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF 規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

管理会社がポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、ポートフォリオは自動的にCNAV MMFではなくなるものとし、ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとする。

(一定事由の発生時の税金)

投資者は、アイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡またはアイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金の支払等の一定の事由の発生時に生じる納税義務について留意すべきである。また、納税義務を生じる事由が発生し、ダイワ外貨MMFがいずれかの法域で税金(その利息またはペナルティーを含む。)を負担する責任を負うこととなった場合、ダイワ外貨MMFは、当該金額を当該事由の発生時の支払金額から控除し、または受益者もしくは受益証券の実質的所有者により保有される、当該義務を履行するための十分な価格(買戻し手数料の控除後)を有する受益証券の口数

を強制的に買戻し、もしくは消却する権利を有する。関連する受益者は、ダイワ外貨MMFに納税義務を生じる事由が発生した場合、かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含め、ダイワ外貨MMFが税金およびその利息またはペナルティーを負担する責任を負うことにより被った損失を補償し、かつ当該損失についてダイワ外貨MMFが補償されるようにする。

(受益証券の価格の公表)

以下に記載される事由によりポートフォリオの純資産価格の決定が停止された場合を除き、ポートフォリオ受益証券の最新の1口当たり純資産価格はウェブサイト (www.sumitrustgas.com) で日々公表され、また各取引日の翌営業日に管理会社の登記上の事務所において入手可能となる。

日本においては、取引日につづく日本における金融商品取引業者の営業日に、代行協会の事務所において公表される。

② ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

(イ) 当該ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、当該ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、当該ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

(ハ) 当該ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

(ニ) ポートフォリオが当該ポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくは当該ポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

(ホ) 受託会社にポートフォリオに含まれる資産の相当な割合(受託会社の絶対的な裁量により決定される。)を清算させるかまたは当該ポートフォリオを終了させる事由が発生している期間

かかる停止は、直ちに(いかなる場合にも停止事由が発生した営業日以内に)アイルランド中央銀行ならびに受託会社に通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、当該ポートフォリオ受益証券の受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。当該ポートフォリオの受益証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による撤回不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。可能な場合、速やかに停止期間を終了するためのすべての適切な手段がとられる。

アイルランド中央銀行はまた、管理会社が公衆および受益者の利益に資すると判断した場合、純資産価格の決定ならびにポートフォリオの受益証券の申込みおよび買戻しを停止できる。

いずれかのポートフォリオの純資産価格の計算の停止が、他のポートフォリオの純資産価格の計算に影響を及ぼすことはない。

(2) 保管

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における各販売会社の名義で保管される。ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

(3) 信託期間

以下に記載される方法に従い早期に解散されない限り、ダイワ外貨MMFの存続期間は無期限である。ただし、下記の場合いつでもダイワ外貨MMFを解散させることができる。

① 以下の場合、受託会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合

(ロ)受託会社の合理的な意見に従えば、管理会社が能力を喪失し、義務を十分に履行することができず、または受託会社の判断により、ダイワ外貨MMFの評価を下げるような、もしくは受益者の利益を害するような措置を講じた場合

(ハ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(ニ)受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6か月以内に、管理会社が新任の受託会社を任命しなかった場合

② 以下の場合、管理会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失した場合

(ロ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(ハ)管理会社が辞任の申し出をした後3か月以内に、受託会社が新任の管理会社を任命しなかった場合

(ニ)ポートフォリオの純資産総額の合計が5億円相当額を下回った場合

③ ダイワ外貨MMFは受益者集会の特別決議により解散させることができる。

かかる解散は、前記決議が可決された日の3か月後または決議によって定められるそれ以後の日に効力が生じる。ダイワ外貨MMFの解散前2か月以上前に管理会社は受益者に対して予定される解散と資産の分配を通知する。

下記のいずれかに該当する事由が生じた場合、管理会社は書面により通知を行い、その裁量によりポートフォリオを解散させることができる。

(i)ポートフォリオがアイルランド中央銀行の承認を喪失した場合

(ii)当該ポートフォリオの存続を不適法または管理会社の合理的な判断に照らし非現実的もしくは不適切にする法律が制定された場合

(iii) 投資運用会社が辞任の申し出をした後 3 か月以内に、管理会社が当該ポートフォリオについて新任の投資運用会社を任命しなかった場合

(iv) 受託会社の承諾を得て管理会社が当該ポートフォリオの終了が望ましいと判断する状況の場合

ポートフォリオは、信託証書の付属書類の条項に従い、適法に招集、開催された当該ポートフォリオの受益者集会の特別決議により、いつでも解散させることができる。かかる終了は、上記の決議が採択された日から 3 か月後または上記の決議により定めるその後の日(もしあれば)に効力が生じる。

ダイワ外貨MMFまたは1つのポートフォリオの解散の後、受託会社は、各ポートフォリオ(ダイワ外貨MMFの解散の場合)または当該ポートフォリオ(1つのポートフォリオのみの解散の場合)の資産の売却を行い、解散後合理的な期間内に各当該ポートフォリオの受益者に対し保有ポートフォリオ証券の口数に比例して当該ポートフォリオ資産の売却から生じた純現金収益総額を分配する。受託会社は、ダイワ外貨MMFの解散に関して自らに生じたすべての費用も控除することができる。

(4) 計算期間

ダイワ外貨MMFの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

(5) その他

① ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

② 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社または受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の証券取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

信託証書の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知される。

③ ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本契約を解除しない限り、有効に存続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

⑤ その他

管理会社の取締役および関係者のいずれも、ファンドの受益証券に対して権益を有していない。

ファンドは、いかなる訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、管理会社の取締役または受託会社は、ファンドの設立以降、ファンドによりまたはファンドに対して係争中であるかまたは提起されるおそれのある訴訟手続または仲裁手続を認知していない。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

受益者が管理会社および／または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

① 分配請求権

受益者は、合意されたポートフォリオの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

③ 残余財産分配請求権

ダイワ外貨MMFが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

(i) 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

(ii) 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはないとする受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

(iii) 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性があるとする受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

(注) 上記①および③につき、一般的に、かかる分配請求権の時効期間は、①については6年間、③については12か月間である。

(2) 為替管理上の取扱い

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

① 管理会社またはダイワ外貨MMFに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
である。

(4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
東京地方裁判所
確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- a. ダイワ外貨MMFの直近2会計年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2022年4月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

$$1\text{米ドル} = 128.86\text{円}$$

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ダイワ外貨MMF

ダイワ外貨MMFのサブ・ファンドであるUSドル・ポートフォリオの受益者に対する 独立監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

- 我々の意見では、ダイワ外貨MMFのサブ・ファンドであるUSドル・ポートフォリオの財務書類は、
- ・ 2021年12月31日現在のサブ・ファンドの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度の実績について真実かつ公正な概観を与えており、また
 - ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2021年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 2021年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ外貨MMFに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類の監査において、我々は、管理会社が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論はサブ・ファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する我々の責任および管理会社の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

オルタナティブ投資ファンド運用会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する必要がある。我々は、サイズやリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団について結論を出すことができる。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdfに示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則2013年法に準拠して全体としての各サブ・ファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン、アイルランド

2022年4月26日

- ・ 大和証券株式会社のウェブサイトの維持および完全性については、管理会社の責任であり、監査人が実施する作業に本項目は含まれていない。したがって、監査人は、ウェブサイト上に財務書類が最初に掲載されてから当該財務書類に加えられたいかなる変更に対しても一切の責任を負わない。
- ・ 財務書類の作成および公表について定めるアイルランド共和国の法令は、その他の法域とは異なる場合がある。



Independent auditors' report to the unitholders of U.S. Dollar Portfolio, a sub-fund of Daiwa Gaika MMF

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, the Daiwa Gaika MMF's financial statements of U.S. Dollar Portfolio, a sub-fund of Daiwa Gaika MMF:

- give a true and fair view of the sub-funds assets, liabilities and financial position as at 31 December 2021 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 31 December 2021;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 31 December 2021; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the sub-fund's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.



However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the sub-fund's ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Alternative Investment Fund Manager's Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the sub-fund's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf

This description forms part of our auditors' report.



Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of the sub-fund as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A blue, handwritten-style signature of 'PricewaterhouseCoopers' in a cursive script.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors
Dublin, Ireland
26 April 2022

- The maintenance and integrity of the Daiwa Securities Co. Ltd. website is the responsibility of the manager; the work carried out by the auditors does not involve consideration of these matters and, accordingly, the auditors accept no responsibility for any changes that may have occurred to the financial statements since they were initially presented on the website.
- Legislation in the Republic of Ireland governing the preparation and dissemination of financial statements may differ from legislation in other jurisdictions.

(1) 貸借対照表

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 財政状態計算書
 2021年12月31日現在

	注記	2021年		2020年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	5	432,387,095	55,717,401	407,204,928	52,472,427
未収債権	6	8,429,685	1,086,249	34,030,181	4,385,129
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2, 3, 4	2,033,835,574	262,080,052	2,419,475,492	311,773,612
資産合計		<u>2,474,652,354</u>	<u>318,883,702</u>	<u>2,860,710,601</u>	<u>368,631,168</u>
負債					
未払債務	7	6,070,545	782,250	7,911,187	1,019,436
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)負債		<u>6,070,545</u>	<u>782,250</u>	<u>7,911,187</u>	<u>1,019,436</u>
買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産		<u>2,468,581,809</u>	<u>318,101,452</u>	<u>2,852,799,414</u>	<u>367,611,732</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドを代表して署名。

中村 佳史 ピーター・キャラハン

日付：2022年4月25日

(2) 損益計算書

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
包括利益計算書
2021年12月31日に終了した年度

	注記	2021年		2020年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	3,912,049	504,107	16,198,176	2,087,297
収益合計		3,912,049	504,107	16,198,176	2,087,297
費用					
投資運用報酬	9	110,419	14,229	566,244	72,966
管理事務報酬	9	78,167	10,073	203,348	26,203
副保管報酬	9	84,209	10,851	219,313	28,261
受託会社報酬	9	41,936	5,404	109,109	14,060
販売会社報酬および代行協会員報酬	9	1,225,558	157,925	3,267,558	421,058
監査報酬		34,983	4,508	23,475	3,025
その他の費用		212,882	27,432	369,116	47,564
費用合計		1,788,154	230,422	4,758,163	613,137
ファイナンス費用					
分配金	2	(2,123,895)	(273,685)	(11,440,013)	(1,474,160)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
 2021年12月31日に終了した年度

	2021年		2020年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	2,852,799,414	367,611,732	2,188,849,958	282,055,206
買戻可能受益証券の発行手取金	2,867,060,379	369,449,400	3,159,913,262	407,186,423
買戻可能受益証券の買戻支払金	(3,251,277,984)	(418,959,681)	(2,495,963,806)	(321,629,896)
	2,468,581,809	318,101,452	2,852,799,414	367,611,732
	2,468,581,809	318,101,452	2,852,799,414	367,611,732

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

財務書類に対する注記

2021年12月31日

1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2020年7月31日付で中央銀行により認可されている。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ（以下「サブ・ファンド」という。）である。本財務書類は、サブ・ファンドのみに関するものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日付で償還され、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日付で償還された。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

サブ・ファンドの主要な活動は、信託証書に列挙される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ダイワ外貨MMFの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

財務書類は継続企業を前提として作成されている。FRS102に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

投資有価証券

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブカテゴリーに分けられる。

サブ・ファンドは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと管理会社によって指定される。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアム償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される、短期債務証券から構成される。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価される。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、国際会計基準第39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用する。

認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

外貨

資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。これは、米ドル（「USD」）である。外貨建ての資産および負債は、年度末日の為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に基準通貨に転換される。取引活動から生じる外貨損益は、当年度の包括利益計算書に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドは、日本の受益者から、米ドル建ての買戻可能受益証券の買付けおよび買戻しを受理する。サブ・ファンドの運用実績は、米ドルで測定され受益者に報告される。管理会社は、当該通貨がサブ・ファンドの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表示する通貨と考えている。本財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である、米ドルで表示される。

収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

費用

費用は、発生基準で会計処理される。

買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って金融負債として分類される。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドルで維持される。

買戻可能受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもサブ・ファンドに入れ戻すことができる。受益者がサブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、年度末日現在の買戻金額で計上される。

分配方針

管理会社は、各取引日にサブ・ファンドに関して分配を宣言する。サブ・ファンドから分配される1口当たりの金額は、サブ・ファンドの通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
債務証券	2,033,566,529	2,419,134,130
クーポン未収利息	269,045	341,362
	2,033,835,574	2,419,475,492

クラスが保有する全証券は、レベル2として分類される。2021年12月31日に終了した年度および2020年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

4. 投資有価証券

サブ・ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、サブ・ファンドが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

価格リスク

価格リスクは、サブ・ファンドの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。サブ・ファンドの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

当年度も引続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に大流行した。これにより、ビジネスおよび経済活動は著しく落ち込み、世界的に非常に重要な金融市場、経済および社会に混乱が引き起こされている。経済の混乱により、サブ・ファンドが保有する金融資産を含む多大な金融資産の価値が大幅に減少する可能性がある。これが最終的にサブ・ファンドにどの程度の影響を与えるかは、現時点では見積もることができず、投資有価証券の換金時に初めて確定することになると考えられる。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりサブ・ファンドが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、年度末現在の金利リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのサブ・ファンドの資産および取引負債が含まれている。

2021年

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月超 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	432,387,095	—	—	—	432,387,095
未収債権	—	—	—	8,429,685	8,429,685
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	738,429,924	1,141,896,777	153,508,873	—	2,033,835,574
資産合計	1,170,817,019	1,141,896,777	153,508,873	8,429,685	2,474,652,354
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	6,070,545	6,070,545
負債合計	—	—	—	6,070,545	6,070,545
金利感度ギャップ合計	1,170,817,019	1,141,896,777	153,508,873	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

2020年

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月超 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	407,204,928	—	—	—	407,204,928
未収債権	—	—	—	34,030,181	34,030,181
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	625,307,406	1,624,505,673	169,662,413	—	2,419,475,492
資産合計	1,032,512,334	1,624,505,673	169,662,413	34,030,181	2,860,710,601
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	7,911,187	7,911,187
負債合計	—	—	—	7,911,187	7,911,187
金利感度ギャップ合計	1,032,512,334	1,624,505,673	169,662,413	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、サブ・ファンドについてはLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）に、特定のベース・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ベース・ポイントおよび50ベース・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス10ベース・ポイントからプラス50ベース・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2021年

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ベース・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)

2020年

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ベース・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、サブ・ファンドがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。サブ・ファンドの資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

管理会社は、サブ・ファンドに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、(i) 当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、(ii) ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

以下の流動性リスクの表は、年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたサブ・ファンドの金融資産の分析である。

	2021年	2020年
現金	17.53%	14.41%
2-7日	1.82%	4.60%
8-30日	23.55%	17.51%
31-90日	50.87%	57.48%
91-180日	6.23%	6.00%
181-365日	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にサブ・ファンドが負うこととなる損失によって測られる。サブ・ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。サブ・ファンドは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & Pグローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視する。

サブ・ファンドはまた、借手が契約上の義務を履行しなかったことに起因する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが投資する有価証券やその他の商品の発行者の信用が悪化し、当該有価証券や商品に対する投資金額または当該有価証券や商品に対する支払い金額の一部またはすべてが損失につながらないという保証はない。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社（「カストディアン」）として三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）を任命している。三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、次に副保管会社（「副保管会社」）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、年度末現在A+（2020年：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。サブ・ファンドの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スウィープ（「CMS」）に現金が保管されていた場合を除き、年度末現在、副保管会社に保有されていた。カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、カストディアンまたは副保管会社に保管されている投資債務証券に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限される可能性があった。サブ・ファンドの組入証券は、副保管会社により別口座で保管された。したがって、副保管会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドの資産は分別管理された。しかし、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金に関し、副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社の信用リスクにさらされていた。副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされる可能性があった。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性があった。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & Pグローバル社、ムーディーズ社またはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することが含まれていた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきであった。「回収勘定」とは、（i）投資者からサブ・ファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ii）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用された管理会社が運用する勘定をいう。

サブ・ファンドが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & Pグローバル社による格付の変更を記録するために監視される。

	2021年	2020年
Aaa	39.98%	42.27%
Aa1	17.89%	23.52%
Aa2	19.55%	22.28%
Aa3	5.88%	1.33%
A1	16.70%	10.60%

すべての投資有価証券は、購入時に、S & Pグローバル・レーティング社によるA1およびA2ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるP1およびP2を含む、ひとつの格付け機関による最上位二つの短期格付けカテゴリー（サブ・カテゴリーまたは相対的な順位を示す補整が存在する可能性がある。）のいずれかひとつに分類される。

以下の表は、サブ・ファンドが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

	2021年	2020年
現金	17.53%	14.41%
コマーシャル・ペーパー	81.92%	83.61%
債券	0.55%	1.98%

2021年12月31日に終了した年度および2020年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの（損）益はすべて包括利益計算書に計上されている。

5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSまたは別の金融機関に現金が保管されている場合を除き、副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

サブ・ファンドは、未使用の米ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込みを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からサブ・ファンドに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がサブ・ファンドから電信為替送金される場合、または手数料がサブ・ファンドから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。

かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、サブ・ファンドの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、年度末現在副保管会社に保有されていた。

6. 未収債権

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
ファンド証券売却未収金	8,429,685	34,030,181
	8,429,685	34,030,181

7. 未払債務

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
ファンド証券買戻未払金	5,815,332	7,150,472
未払報酬（注9）	224,635	715,218
未払分配金	30,578	45,497
	6,070,545	7,911,187

8. 年度中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2021年 (口数)	2020年 (口数)
期首発行済受益証券	285,279,931,976	218,884,984,696
発行受益証券	286,706,037,920	315,991,326,167
買戻受益証券	(325,127,803,782)	(249,596,378,887)
期末発行済受益証券	246,858,166,114	285,279,931,976

9. 報酬および費用

サブ・ファンドは、管理会社および受託会社に対して、合計してサブ・ファンドの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払う。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされる。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われる。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。サブ・ファンドはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをする。

受託会社は、サブ・ファンドから副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受ける。

管理会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。

年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
投資運用報酬	4,681	11,706
管理事務報酬	4,760	26,131
副保管報酬	5,091	28,044
受託会社報酬	2,553	14,020
販売会社報酬および代行協会員報酬	78,721	390,956
監査報酬	29,080	24,540
その他の費用	99,749	219,821
	224,635	715,218

10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社／代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってダイワ外貨MMFと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

2021年12月31日に終了した年度のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は2名（2020年：2名）である。この数字には、日本における販売会社である大和証券株式会社が含まれている。

11. 純資産の推移

	2021年	2020年	2019年
USドル・ポートフォリオ			
純資産額（米ドル）	2,468,581,809	2,852,799,414	2,188,849,958
受益証券数（口）	246,858,166,114	285,279,931,976	218,884,984,696
1口当たり純資産価格（米ドル）	0.01	0.01	0.01

12. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくは受益証券の購入から8年経過した時点で受益証券を保有していたために生じるアイルランド税の目的によるみなし処分が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに概説される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

13. ソフト・コミッション協定

サブ・ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

14. 当年度中の重要な事象

2021年3月8日付のファンドの英文目論見書の補遺に、欧州連合（「EU」）におけるタクソミー規則の導入を反映するよう中央銀行による指摘を受けた。

タクソミー規則の目的上、本金融商品の投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮するものではないことに注意すべきである。

15. 後発事象

2021年12月31日後2022年4月25日までの間に、サブ・ファンドにおいて714,528,075米ドルの受益証券が発行され、846,584,583米ドルの受益証券が買い戻された。

本財務書類の発行日現在、COVID19による混乱がいつまで続くのかおよび世界市場への影響は、依然として不確実である。

2021年9月にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）は、ステート・ストリート・コーポレーション（「ステート・ストリート」）と契約を締結し、BBHのインベスター・サービス部門（保管業務、ファンド会計および管理事務、名義書換機関、受託業務、為替ならびに有価証券貸付業務を含む。）をステート・ストリートに売却する予定であることを公表した。かかる取引は、一般的なクローリング条件の成就および規制当局の許認可を条件として、2022年中に完了する予定である。

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行の影響から完全に回復していない世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がサブ・ファンドに与える影響を、現時点で予測することは困難である。

当年度末後から本財務書類が承認された日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

16. 財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2022年4月25日に承認された。

(3) 投資有価証券明細表等

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2021年12月31日

債務証券	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
オーストリア (2020年 : 6.66%)			
Austria Republic of 0.14% 22-Feb-22	30,000,000	29,994,289	1.22
Austria Republic of 0.25% 19-Apr-22	6,000,000	5,995,628	0.24
		35,989,917	1.46
オーストラリア (2020年 : 0.00%)			
Export Finance and Insurance Corp 0.14% 07-Jan-22	4,000,000	3,999,953	0.16
Export Finance and Insurance Corp 0.12% 31-Jan-22	25,000,000	24,997,751	1.01
Export Finance and Insurance Corp 0.12% 07-Feb-22	10,000,000	9,998,867	0.40
Export Finance and Insurance Corp 0.14% 25-Feb-22	10,000,000	9,997,978	0.41
Export Finance and Insurance Corp 0.14% 01-Mar-22	35,000,000	34,992,342	1.42
Export Finance and Insurance Corp 0.20% 24-May-22	20,000,000	19,984,459	0.81
		103,971,350	4.21
カナダ(2020年 : 0.00%)			
Export Development Canada 0.13% 25-Feb-22	20,000,000	19,996,390	0.81
		19,996,390	0.81
フィンランド (2020年 : 7.36%)			
Municipality Finance Plc 0.10% 06-Jan-22	25,000,000	24,999,862	1.01
Municipality Finance Plc 0.14% 07-Jan-22	35,000,000	34,999,590	1.42
Municipality Finance Plc 0.11% 08-Feb-22	20,000,000	19,997,862	0.81
Municipality Finance Plc 0.13% 22-Feb-22	11,000,000	10,998,055	0.45
Municipality Finance Plc 0.12% 07-Mar-22	25,000,000	24,994,836	1.01
		115,990,205	4.70
フランス (2020年 : 19.62%)			
Across (Agence Central) 0.16% 13-Jan-22	50,000,000	49,998,031	2.03
Across (Agence Central) 0.18% 20-Jan-22	50,000,000	49,996,003	2.02
Across (Agence Central) 0.17% 21-Jan-22	15,000,000	14,998,796	0.61
Across (Agence Central) 0.15% 24-Jan-22	30,000,000	29,997,501	1.21
Across (Agence Central) 0.15% 31-Jan-22	40,000,000	39,995,473	1.62
Across (Agence Central) 0.16% 07-Feb-22	25,000,000	24,996,284	1.01
Across (Agence Central) 0.14% 14-Feb-22	40,000,000	39,993,488	1.62
Across (Agence Central) 0.16% 15-Feb-22	20,000,000	19,996,385	0.81
Across (Agence Central) 0.16% 18-Feb-22	15,000,000	14,997,002	0.61
Across (Agence Central) 0.15% 22-Feb-22	15,000,000	14,996,859	0.61
Across (Agence Central) 0.14% 10-Mar-22	20,000,000	19,994,839	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.11% 06-Jan-22	20,000,000	19,999,878	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 18-Jan-22	6,600,000	6,606,516	0.27
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 25-Jan-22	20,000,000	19,998,485	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 27-Jan-22	20,000,000	19,998,339	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 03-Feb-22	20,000,000	19,997,834	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.11% 04-Mar-22	20,000,000	19,996,396	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.14% 10-Mar-22	35,000,000	34,991,156	1.42
		461,549,265	18.70

債務証券 (続き)	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率 (%)
ドイツ (2020年 : 41.81%)			
Erste Abwicklungsanst 0.12% 01-Feb-22	39,000,000	38,996,362	1.58
FMS Wertmanagement 0.11% 19-Jan-22	25,000,000	24,998,855	1.01
FMS Wertmanagement 0.12% 25-Jan-22	35,000,000	34,997,551	1.42
FMS Wertmanagement 0.11% 26-Jan-22	30,000,000	29,997,984	1.22
FMS Wertmanagement 0.11% 27-Jan-22	30,000,000	29,997,892	1.22
FMS Wertmanagement 0.13% 04-Feb-22	50,000,000	49,994,190	2.03
FMS Wertmanagement 0.13% 07-Feb-22	50,000,000	49,993,863	2.03
FMS Wertmanagement 0.12% 10-Feb-22	30,000,000	29,996,301	1.22
FMS Wertmanagement 0.10% 15-Feb-22	25,000,000	24,997,084	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 25-Jan-22	25,000,000	24,998,106	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 28-Jan-22	40,000,000	39,996,535	1.62
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.14% 31-Jan-22	25,000,000	24,997,376	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 07-Feb-22	20,000,000	19,997,545	0.81
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.15% 14-Feb-22	20,000,000	19,996,586	0.81
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.15% 18-Feb-22	25,000,000	24,995,317	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 22-Feb-22	20,000,000	19,996,462	0.81
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 22-Feb-22	25,000,000	24,995,578	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.12% 01-Mar-22	30,000,000	29,994,405	1.21
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.12% 11-Mar-22	25,000,000	24,994,503	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.11% 18-Mar-22	25,000,000	24,994,427.00	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.17% 04-Apr-22	25,000,000	24,989,381.00	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.25% 20-Apr-22	9,000,000	8,993,380.00	0.36
Landwirtschaft Rentenbank 0.15% 28-Mar-22	20,000,000	19,992,995	0.81
Landwirtschaft Rentenbank 0.17% 16-May-22	30,000,000	29,981,313	1.21
Landwirtschaft Rentenbank 0.15% 23-May-22	25,000,000	24,985,337	1.01
NRW Bank 0.09% 08-Feb-22	30,000,000	29,997,376.00	1.22
NRW Bank 0.17% 16-May-22	15,000,000	14,990,658.00	0.61
NRW Bank 0.17% 22-Apr-22	3,600,000	3,603,375	0.15
		<u>751,460,737</u>	<u>30.44</u>
オランダ (2020年 : 0.17%)	—	—	—
ニュージーランド : (2020年 : 0.00%)			
New Zealand Government 0.14% 15-Mar-22	40,000,000	<u>39,989,115</u>	<u>1.62</u>
		39,989,115	1.62
国際機関 (2020年 : 3.85%)			
Eurofima 0.15% 26-Jan-22	20,000,000	19,998,168	0.81
Eurofima 0.14% 31-Jan-22	22,600,000	22,597,629	0.92
Eurofima 0.11% 09-Feb-22	33,000,000	32,996,206	1.34
Eurofima 0.13% 14-Feb-22	25,000,000	24,996,158	1.01
Eurofima 0.15% 28-Feb-22	36,500,000	36,491,638	1.48
Eurofima 0.18% 28-Feb-22	10,000,000	9,997,251	0.40
Eurofima 0.15% 14-Mar-22	34,500,000	34,490,419	1.40
Eurofima 0.19% 23-May-22	20,000,000	<u>19,985,342</u>	<u>0.81</u>
		201,552,811	8.17

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券 (続き)			
スウェーデン (2020年 : 5.33%)			
City of Gothenburg 0.12% 18-Jan-22	50,000,000	49,997,668	2.02
City of Gothenburg 0.13% 14-Feb-22	25,000,000	24,996,300	1.01
City of Gothenburg 0.13% 10-Mar-22	25,000,000	24,993,910	1.01
Kommuninvest I Sverige AB 0.12% 02-Feb-22	3,100,000	3,100,915	0.13
Kommuninvest I Sverige AB 0.12% 22-Feb-22	20,000,000	19,996,736	0.81
Kommuninvest I Sverige AB 0.11% 04-Mar-22	15,000,000	14,997,299	0.61
Kommuninvest I Sverige AB 0.12% 10-Mar-22	20,000,000	19,995,671	0.81
		<u>158,078,499</u>	<u>6.40</u>
イギリス (2020年 : 0.00%)			
Bank of England 0.09% 07-Jan-22	30,000,000	29,999,775	1.22
Bank of England 0.10% 18-Jan-22	65,000,000	64,997,162	2.63
Bank of England 0.12% 22-Feb-22	30,000,000	29,995,102	1.21
Bank of England 0.12% 02-Mar-22	20,000,000	19,996,201	0.81
		<u>144,988,240</u>	<u>5.87</u>
クーポン未収利息 (2020: 0.01%)		<u>269,045</u>	<u>0.01</u>
債務証券合計 (2020年 : 84.81%)		<u>2,033,835,574</u>	<u>82.39</u>

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表（無監査）

2021年12月31日

	名目取得高	名目売却高
Across (Agence Central) 0.21% 06-May-21	70,000,000	—
Across (Agence Central) 0.18% 26-Jul-21	60,000,000	—
Bank Nederlandse Gemeenten 0.10% 28-Oct-21	80,000,000	—
Bank of England 0.10% 18-Jan-22	65,000,000	—
Caisse Des Depos ET Consignations 0.15% 24-May-21	60,000,000	—
Erste Abwicklungsanst 0.17% 06-Jul-21	100,000,000	—
Erste Abwicklungsanst 0.14% 07-Sep-21	53,000,000	—
Eurofima 0.17% 14-Apr-21	54,300,000	—
Eurofima 0.16% 14-Jul-21	54,300,000	—
FMS Wertmanagement 0.09% 29-Jul-21	63,000,000	—
FMS Wertmanagement 0.09% 10-Nov-21	60,000,000	—
Kommuninvest I Sverige AB 0.16% 30-Jun-21	100,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.09% 07-Oct-21	60,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.09% 14-Dec-21	50,000,000	—
Municipal Finance Plc 0.16% 04-Jun-21	60,000,000	—
Municipal Finance Plc 0.15% 22-Jun-21	97,000,000	—
Municipal Finance Plc 0.15% 07-Jul-21	80,000,000	—
Ned Waterschapsbank 0.18% 14-Jun-21	75,000,000	—
Ned Waterschapsbank 0.15% 13-Sep-21	90,000,000	—
Saxony-Anhalt 0.09% 14-Sep-21	75,000,000	—

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当年度中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当年度中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当年度において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Financial Position
As at 31st December 2021

	Notes	2021 USD	2020 USD
Assets			
Cash including fixed deposits	5	432,387,095	407,204,928
Debtors	6	8,429,685	34,030,181
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3,4	<u>2,033,835,574</u>	<u>2,419,475,492</u>
Total Assets		<u>2,474,652,354</u>	<u>2,860,710,601</u>
Liabilities			
Creditors	7	<u>6,070,545</u>	<u>7,911,187</u>
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		<u>6,070,545</u>	<u>7,911,187</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units		<u>2,468,581,809</u>	<u>2,852,799,414</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Keiji Nakamura

Peter Callaghan

Date: 25th April 2022

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Comprehensive Income
For the year ended 31st December 2021

	Notes	2021 USD	2020 USD
Income			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2	<u>3,912,049</u>	<u>16,198,176</u>
Total income		<u>3,912,049</u>	<u>16,198,176</u>
Expenses			
Investment Manager fees	9	110,419	566,244
Administration fees	9	78,167	203,348
Sub-Custodian fees	9	84,209	219,313
Depository fees	9	41,936	109,109
Distributors' fees and Agent Security fees	9	1,225,558	3,267,558
Audit fees		34,983	23,475
Other expenses		<u>212,882</u>	<u>369,116</u>
Total expenses		<u>1,788,154</u>	<u>4,758,163</u>
Finance costs			
Distributions	2	<u>(2,123,895)</u>	<u>(11,440,013)</u>
Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions		<u><u>-</u></u>	<u><u>-</u></u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of
Redeemable Participating Units**
For the year ended 31st December 2021

	2021 USD	2020 USD
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1st January	2,852,799,414	2,188,849,958
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	2,867,060,379	3,159,913,262
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(3,251,277,984)</u>	<u>(2,495,963,806)</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31st December	<u>2,468,581,809</u>	<u>2,852,799,414</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements 31st December 2021

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa Gaika MMF (the “Fund”) was constituted as an Irish domiciled unit trust, by a trust deed dated 5th July 1996 as amended by supplemental dated 17th July 1996 and as amended and restated on 21st January 2019. Effective 23rd June 2006, the duration of the Fund was extended for an indefinite period. The Fund is an umbrella unit trust organised under and complying with the Unit Trusts Act, 1990. The Fund was approved by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) as a Retail Investor Alternative Investment Fund on 18th June 2015. On 21st January 2019, the requirements of the European Union Money Market Fund Regulation (“MMFR”) came into force for the Fund. Accordingly, on 21st January 2019, the sub-funds of the Fund were authorised by the Central Bank as Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Funds. The Fund was approved by the Central Bank as a Retail Investor AIF CNAV MMF on 21st January 2019. A new Prospectus has been approved by the Central Bank dated 31st July 2020.

The Fund is an umbrella fund in which different classes of units may be issued from time to time. Each class represents interests in a fund comprising a separate and distinct portfolio of investments. The classes of units in issue were U.S. Dollar Portfolio (the “Sub-Fund”). These financial statements relate solely to the Sub-Fund.

The Canadian Portfolio was terminated on 30th June 2020 and both the Australian Dollar Portfolio and New Zealand Dollar Portfolio were terminated on the 30th September 2020.

The Alternative Investment Fund Manager of the Fund is SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “AIFM”).

The primary activity of the Sub-Fund is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income by investing in high quality fixed and floating rate debt instruments traded on a recognised exchange listed in the Trust Deed.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Sub-Fund are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and in compliance with Irish Generally Accepted Accounting Practice (accounting standards issued by the UK Financial Reporting Council, including Financial Reporting Standard 102 “The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland” and Irish law) (“FRS 102”).

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Basis of Preparation (continued)

The financial statements have been prepared on a going concern basis of accounting. The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and income and expenses.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are summarised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Investments

This category has two sub-categories; financial assets and liabilities held for trading, and those designated by management at fair value through profit or loss at inception.

The Sub-Fund classifies its investments in debt securities as financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are classified as held for trading or designated by the AIFM at fair value through profit or loss at inception. Investments consist of short term debt obligations, which are valued at fair value using an amortised cost technique (i.e. at their acquisition cost as adjusted for the amortisation of premium or accretion of discount) as the best estimate of fair value. The AIFM continuously reviews the amortised cost method to ensure that investments are stated at their fair value.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with coupon interest receivable accrued, where applicable, to the end of the relevant day.

Under FRS 102, Fair Value Measurement, the Fund uses the recognition and measurement provisions of International Accounting Standards 39, “Financial Instruments”.

Recognition/derecognition

Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign Currencies

Assets and Liabilities are measured using the currency (the functional currency) of the primary economic environment, in which the Sub-Fund operates. This is U.S. Dollar (“USD”). Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates ruling at the year end date. Non-monetary foreign currency denominated assets and liabilities that are carried at fair value are converted into the base currency at the date the fair values are determined. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Comprehensive Income for the year.

Foreign Currency Translation

The Sub-Fund’s unitholders are from Japan, with the subscriptions and redemptions of the Redeemable Participating Units denominated in USD. The performance of the Sub-Fund is measured and reported to the unitholders in USD. The AIFM considers the currency as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Sub-Fund. The financial statements are presented in USD which is the Sub-Fund’s functional and presentation currency.

Income

Interest income is accounted for on an effective yield basis. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted on the effective yield basis over the life of the respective securities. These are presented as net gain on financial instruments at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Redeemable Participating Units

Redeemable Participating Units are redeemable at the unitholders option and are classified as financial liabilities in accordance with FRS 102 Section 22. The Net Asset Value (“NAV”) per Unit is maintained at USD0.01 through the declaration of distributions.

The Redeemable Participating Units can be put back into the Sub-Fund at any time for cash equal to a proportional share of the Sub-Fund’s NAV. The Redeemable Participating Unit is carried at the redemption amount which is payable at the year end date if the unitholder expressed the right to put the unit back in the Sub-Fund.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Dividend Policy

The AIFM declares distributions in respect of the Sub-Fund on each dealing day. The amount per unit distributed from the Sub-Fund is a sum equal to the amount required to maintain the relevant NAV per unit on each dealing day to 0.01 units of the currency of the Sub-Fund.

Cash Flow Statement

The Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 102 Section 7.1 not to prepare a cash flow statement.

3. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

	2021	2020
	USD	USD
Financial assets at fair value through profit or loss		
Debt obligations	2,033,566,529	2,419,134,130
Coupon interest receivable	269,045	341,362
	<u>2,033,835,574</u>	<u>2,419,475,492</u>

All securities held by the classes are classified as Level 2. There were no significant transfers of assets between levels for the years ended 31st December 2021 and 2020.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

4. INVESTMENTS

The main risks arising from the Sub-Fund's financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

Price Risk

Price risk is the risk that the fair value of the Sub-Fund's financial instruments will fluctuate as a result of changes in market prices caused by factors other than interest rates or foreign currency movement. The financial instruments of the Sub-Fund are not exposed directly to price risk.

During the year, a viral Covid-19 pandemic has continued to spread across the globe. It is causing very significant financial market, economic and social dislocation globally, including very significant disruption to business and economic activity. The economic disruption may significantly reduce the value of many financial instruments including those held by the Sub-Fund. The ultimate extent of the effect of this on the Sub-Fund is not possible to estimate at this time and will only be finally determined on realisation of investments.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Market Risk (continued)

Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Sub-Fund might suffer due to adverse movements in non-functional currency exposures. All the investments of each Class are denominated in the functional currency of the relevant Class with the effect that the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements.

Interest Rate Risk

The risk is defined as the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The risk arises on financial instruments whose fair value is affected by changes in interest rates.

The tables below and overleaf summarises the Sub-Fund's exposure to interest rate risks at the end of the year. They include the Sub-Fund's assets and trading liabilities at fair value, categorised by the earlier of contractual repricing or maturity dates:

2021	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	4 - 6 Months USD	Non - interest bearing USD	Total USD
Assets					
Cash including fixed deposits	432,387,095	-	-	-	432,387,095
Debtors	-	-	-	8,429,685	8,429,685
Financial assets at fair value through profit or loss	738,429,924	1,141,896,777	153,508,873	-	2,033,835,574
Total assets	1,170,817,019	1,141,896,777	153,508,873	8,429,685	2,474,652,354
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)					
Creditors	-	-	-	6,070,545	6,070,545
Total liabilities	-	-	-	6,070,545	6,070,545
Total Interest Sensitivity Gap	1,170,817,019	1,141,896,777	153,508,873	N/A	N/A

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

2020	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	4 - 6 Months USD	Non - interest bearing USD	Total USD
Assets					
Cash including fixed deposits	407,204,928	-	-	-	407,204,928
Debtors	-	-	-	34,030,181	34,030,181
Financial assets at fair value through profit or loss	625,307,406	1,624,505,673	169,662,413	-	2,419,475,492
Total assets	1,032,512,334	1,624,505,673	169,662,413	34,030,181	2,860,710,601
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)					
Creditors	-	-	-	7,911,187	7,911,187
Total liabilities	-	-	-	7,911,187	7,911,187
Total Interest Sensitivity Gap	1,032,512,334	1,624,505,673	169,662,413	N/A	N/A

The benchmark rate for determining interest receipts for the floating rate investments is based on LIBOR for the Sub-Fund plus or minus specified basis points.

A weekly mark to market evaluation is carried out by the Investment Manager. Separately from this test, the Investment Manager independently runs at least weekly mark to market evaluations; this includes a stress test worked out against a yield curve change (currently the Investment Manager sets a 25 basis points and a 50 basis points parallel interest curve rise).

The tables below shows the percentage effect to the unit price where market rates move between minus 10 basis points and plus 50 basis points:

2021	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USD Portfolio	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
		(+6.25 basis points provides pricing based on Bid price)		
2020	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USD Portfolio	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
		(+6.25 basis points provides pricing based on Bid price)		

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Sub-Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The Sub-Fund is invested in assets, which are realisable and overnight cash balances of around 15% are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. The Investment Adviser contacts distributors on a frequent basis in order to obtain information on potential sizable redemptions. In times of market disruption realising assets may become more difficult, when this is observed it is monitored and where necessary maturities are shortened and overnight cash is increased.

The AIFM shall establish, implement and consistently apply prudent and rigorous liquidity management procedures for ensuring compliance with the weekly liquidity thresholds applicable to the Sub-Fund. In ensuring compliance with the weekly liquidity thresholds, where weekly maturing assets fall below (i) 30% of the NAV of the relevant Sub-Fund and the net daily redemptions on a single dealing day exceed 10% or (ii) 10% of the Fund's NAV, the AIFM shall be immediately informed and the AIFM shall undertake a documented assessment to determine the appropriate course of action with regard to the interests of the unitholders of that Sub-Fund to decide whether to apply one or more of the measures permitted under the MMFR.

The liquidity risk table below analyse the Sub-Fund's financial assets into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date:

	2021	2020
Cash	17.53%	14.41%
2-7 days	1.82%	4.60%
8-30 days	23.55%	17.51%
31-90 days	50.87%	57.48%
91-180 days	6.23%	6.00%
181-365 days	0.00%	0.00%
Over 365 days	0.00%	0.00%
Cash payable	0.00%	0.00%

All financial liabilities are due within 1 month.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Sub-Fund would incur if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Sub-Fund. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Sub-Fund selects only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. All of the cash held on overnight deposit is held with a carefully selected list of banks. Bankruptcy or insolvency by a bank may cause the Sub-Fund's rights with respect to the cash held on deposit to be delayed or limited. The Investment Manager monitors the credit rating of these banks, as reported by S&P Global and Moody's.

The Sub-Fund is also exposed to credit risk from term issuance invested in, resulting from a borrower's failure to meet their contractual obligations. There can be no assurance that issuers of the securities or other instruments in which the Sub-Fund invests will not be subject to credit difficulties leading to the loss of some or all of the sums invested in such securities or instruments or payments due on such securities or instruments.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Depositary has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the "Custodian"). Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co."), as their sub-custodian (the "Sub-Custodian"). BBH & Co. has a Fitch credit rating of A+ at the year end (2020: A+). The investments and cash of the Sub-Fund were held by the Sub-Custodian at the year end, except where cash was placed in the Cash Management Sweep ("CMS"). Bankruptcy or insolvency of the Custodian or Sub-Custodian may have caused the Sub-Fund's rights with respect to its investments in debt securities held by the Custodian or Sub-Custodian to be delayed or limited. The Sub-Fund's securities were maintained by the Sub-Custodian in segregated accounts. Thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Sub-Fund's assets were segregated. The Sub-Fund would, however, be exposed to the credit risk of the Sub-Custodian, the CMS counterparties, or any depository used by the Custodian, in relation to the Sub-Fund's cash. In the event of the insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, any of the CMS counterparties, or any depository used by the Custodian, the Sub-Fund would have been treated as a general creditor of such entity in relation to cash holdings of the Sub-Fund.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Credit Risk (continued)

Any overnight cash balances held in the Collection Account (“Collection Account”), including prior to being invested in a Portfolio or being paid out to unitholders in relation to repurchases of units, may have been the subject of a cash sweep program (the “Collection Account Cash Sweep Program”). The Collection Account Cash Sweep Program involved placing such monies into one or more omnibus client accounts held with third party counterparties which have a credit rating of ‘A’ or above at least by S&P, Moody’s or Fitch (“Collection Account Cash Sweep Counterparties”). Unitholders should note that, as a result of the Collection Account Cash Sweep Program, unitholders would have counterparty exposure to the Collection Account Cash Sweep Counterparties. “Collection Account” means the account operated by the AIFM which was used for (i) the receipt of subscription monies from investors to the Sub-Fund, and (ii) repayment of redemption and/or distribution proceeds to unitholders.

An investment universe which lists all the rating eligible securities that the Sub-Fund has traded in is maintained and monitored to record ratings changes by Moody’s or S&P Global.

	2021	2020
Aaa	39.98%	42.27%
Aa1	17.89%	23.52%
Aa2	19.55%	22.28%
Aa3	5.88%	1.33%
A1	16.70%	10.60%

At the time of purchase, all investments will be one of the two highest short-term rating categories (within which there may be sub-categories or graduations indicating relative standing) by one recognised rating agency, including A1 and A2 for S&P Global Ratings, P1 and P2 for Moody’s Investor Services.

The table below shows the percentages of security type held by the Sub-Fund:

	2021	2020
Cash	17.53%	14.41%
Commercial Paper	81.92%	83.61%
Bonds	0.55%	1.98%

All gains/(losses) from trading in investment for the years ended 31st December 2021 and 2020 are included in the Statement of Comprehensive Income.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

5. CASH INCLUDING FIXED DEPOSITS

Cash balances are held with the Sub-Custodian except when placed in the CMS or when placed on deposit with a separate credit institution. The CMS involves placing monies into one or more omnibus client accounts held with third party counterparties. As a result of the CMS a portfolio will have counterparty exposure to the CMS Counterparties. Cash balances and fixed deposits are detailed in Note 4.

The Sub-Fund has agreed in certain limited circumstances to subscribe to the Sub-Custodian's Cash Management Service to invest available USD demand deposit balances and uncommitted foreign currency denominated demand deposit balances in unrestricted overnight deposit instruments in one of the approved financial institutions. Money is held in these accounts temporarily and only for short periods when money is being wired from investors to the Sub-Fund for contributions, when money for redemptions is being wired from the Sub-Fund or when fees are being paid out of the Sub-Fund to recognised third party vendors.

Such deposits may be subject to both sovereign actions in the jurisdiction of the deposit institution and sovereign actions in the jurisdiction of the currency, including but not limited to freeze, seizure, or diminution. In any case, the risk associated with the repayment of principal and payment of interest on such instruments by the institution with whom the deposit is ultimately placed will be exclusively for the Sub-Fund's accounts. All cash was held by the Sub-Custodian at the year end, except if placed in the CMS.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

6. DEBTORS

	2021	2020
	USD	USD
Receivable for fund units sold	8,429,685	34,030,181
	8,429,685	34,030,181

7. CREDITORS

	2021	2020
	USD	USD
Payable for fund units repurchased	5,815,332	7,150,472
Fees payable (Note 9)	224,635	715,218
Distribution payable	30,578	45,497
	6,070,545	7,911,187

8. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	2021	2020
Opening Outstanding Units	285,279,931,976	218,884,984,696
Number of Units issued	286,706,037,920	315,991,326,167
Number of Units redeemed	(325,127,803,782)	(249,596,378,887)
Closing Outstanding Units	246,858,166,114	285,279,931,976

9. FEES AND EXPENSES

The Sub-Fund pays a fee to the AIFM and the Depositary, the aggregate of which is less than 1% per annum of the NAV of the Sub-Fund. This fee is payable quarterly in arrears and is accrued on a daily basis, save in respect of that portion of the AIFM's fee which is payable to the Investment Manager, which portion of the fee shall accrue daily and be payable twice per quarter. The Investment Manager remunerates the Investment Adviser. The Agent Securities Company as well as the Distributors are reimbursed their out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the relevant Portfolio. The Sub-Fund also reimburses the AIFM all of its administration expenses.

The Depositary is repaid its disbursements out of the Sub-Fund, which includes the fees and disbursements of any sub-custodian.

The AIFM pays out of the fees received by it from the Sub-Fund, the fees of the Investment Manager, the Distributor and the Agent Company.

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements 31st December 2021

(Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

Fees payable at the year end are as follows:

	2021	2020
	USD	USD
Investment Manager fees	4,681	11,706
Administration fees	4,760	26,131
Sub-Custodian fees	5,091	28,044
Depositary fees	2,553	14,020
Distributors' fees and Agent Security fees	78,721	390,956
Audit fees	29,080	24,540
Other expenses	99,749	219,821
	<u>224,635</u>	<u>715,218</u>

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Administrator, Depositary, Investment Manager, Investment Adviser and Distributor/Agent Company are deemed to be related parties under FRS 102. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 9.

In accordance with the requirements of the Central Bank AIF Rulebook, all transactions carried out with the Fund by the AIFM, Depositary and Investment Manager or by delegates or group companies ("connected parties") must be carried out as if negotiated at arm's length and be in the best interests of unitholders. The AIFM is satisfied that there are arrangements in place (evidenced by written procedures) to ensure that the obligations set out above are applied to all transactions with connected parties and transactions with connected parties entered into during the year complied with the obligations.

The number of investors that held more than 20% of the Net Assets attributable to Redeemable Participating Units at trading valuation of the Fund at the year end 31st December 2021 is 2 (2020: 2). Included in this number is Daiwa Securities Co. Limited, the Fund's Distributor in Japan.

11. NAV HISTORY

	2021	2020	2019
USD Portfolio			
NAV	USD2,468,581,809	USD2,852,799,414	USD2,188,849,958
Number of Units	246,858,166,114	285,279,931,976	218,884,984,696
NAV per Unit	USD0.01	USD0.01	USD0.01

DAIWA GAIKA MMF

Notes to the Financial Statements

31st December 2021

(Continued)

12. TAXATION

Under current law and practice, the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The Fund is not chargeable to Irish tax on its income or capital gains. However, Irish tax can arise on the happening of a “chargeable event” in the Fund. A chargeable event includes any distribution payments to unitholders or any encashment, redemption, cancellation or transfer of units and any deemed disposal of units for Irish tax purposes arising as a result of the holding of the units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such units. No tax will arise in respect of chargeable events in respect of a unitholder who is an exempt Irish investor (as outlined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, (as amended) or who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided, in each case, that an appropriate valid declaration in accordance with Schedule 2B of the Taxes Consolidation Act, 1997 (as amended) is held by the Fund. Capital gains, dividends and coupon interest received by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin and such taxes may not be recoverable by the Fund or its unitholders.

13. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Sub-Fund does not have any soft commission arrangements.

14. SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

An addendum to the Fund’s prospectus dated 8th March 2021 was noted by the Central Bank to reflect the introduction of the Taxonomy Regulation in the European Union (“EU”).

For the purpose of the Taxonomy Regulation, it should be noted that the investments underlying this financial product does not take into account the EU criteria for environmentally sustainable economic activities.

15. SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent to 31st December 2021 and up to 25th April 2022 there were subscriptions of USD714,528,075 into the Sub-Fund and redemptions of USD846,584,583 from the Sub-Fund.

As at the date the financial statements were available to be issued, uncertainty still remains around the length of the disruption of Covid-19 and the impact on global markets.

DAIWA GAIKA MMF
Notes to the Financial Statements
31st December 2021
(Continued)

15. SUBSEQUENT EVENTS (continued)

In September 2021, BBH & Co. announced that they have entered into an agreement with State Street Corporation (“State Street”) under which State Street will acquire BBH & Co.’s Investor Services business; which includes its custody, fund accounting and administration, transfer agency, depository, foreign exchange and securities lending services. The transaction is expected to be completed in 2022, subject to customary closing conditions and regulatory approvals.

On 24th February 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia’s invasion of Ukraine carries significant risks for a world economy that has yet to fully recover from the impacts of the global Covid-19 pandemic. The impact on the Sub-Fund of the consequential geo-political instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia are not possible to forecast at this time.

There were no other events subsequent to the year end to the date the financial statements were approved, which require disclosure in the financial statements.

16. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of the AIFM on 25th April 2022.

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments
31st December 2021

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Austria (2020: 6.66%)			
Austria Republic of 0.14% 22-Feb-22	30,000,000	29,994,289	1.22
Austria Republic of 0.25% 19-Apr-22	6,000,000	5,995,628	0.24
		35,989,917	1.46
Australia (2020: 0.00%)			
Export Finance and Insurance Corp 0.14% 07-Jan-22	4,000,000	3,999,953	0.16
Export Finance and Insurance Corp 0.12% 31-Jan-22	25,000,000	24,997,751	1.01
Export Finance and Insurance Corp 0.12% 07-Feb-22	10,000,000	9,998,867	0.40
Export Finance and Insurance Corp 0.14% 25-Feb-22	10,000,000	9,997,978	0.41
Export Finance and Insurance Corp 0.14% 01-Mar-22	35,000,000	34,992,342	1.42
Export Finance and Insurance Corp 0.20% 24-May-22	20,000,000	19,984,459	0.81
		103,971,350	4.21
Canada (2020: 0.00%)			
Export Development Canada 0.13% 25-Feb-22	20,000,000	19,996,390	0.81
		19,996,390	0.81
Finland (2020: 7.36%)			
Municipality Finance Plc 0.10% 06-Jan-22	25,000,000	24,999,862	1.01
Municipality Finance Plc 0.14% 07-Jan-22	35,000,000	34,999,590	1.42
Municipality Finance Plc 0.11% 08-Feb-22	20,000,000	19,997,862	0.81
Municipality Finance Plc 0.13% 22-Feb-22	11,000,000	10,998,055	0.45
Municipality Finance Plc 0.12% 07-Mar-22	25,000,000	24,994,836	1.01
		115,990,205	4.70
France (2020: 19.62%)			
Acess (Agence Central) 0.16% 13-Jan-22	50,000,000	49,998,031	2.03
Acess (Agence Central) 0.18% 20-Jan-22	50,000,000	49,996,003	2.02
Acess (Agence Central) 0.17% 21-Jan-22	15,000,000	14,998,796	0.61
Acess (Agence Central) 0.15% 24-Jan-22	30,000,000	29,997,501	1.21
Acess (Agence Central) 0.15% 31-Jan-22	40,000,000	39,995,473	1.62
Acess (Agence Central) 0.16% 07-Feb-22	25,000,000	24,996,284	1.01
Acess (Agence Central) 0.14% 14-Feb-22	40,000,000	39,993,488	1.62
Acess (Agence Central) 0.16% 15-Feb-22	20,000,000	19,996,385	0.81
Acess (Agence Central) 0.16% 18-Feb-22	15,000,000	14,997,002	0.61
Acess (Agence Central) 0.15% 22-Feb-22	15,000,000	14,996,859	0.61
Acess (Agence Central) 0.14% 10-Mar-22	20,000,000	19,994,839	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.11% 06-Jan-22	20,000,000	19,999,878	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 18-Jan-22	6,600,000	6,606,516	0.27

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments
31st December 2021

(Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
France (2020: 19.62%) (continued)			
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 25-Jan-22	20,000,000	19,998,485	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 27-Jan-22	20,000,000	19,998,339	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.13% 03-Feb-22	20,000,000	19,997,834	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.11% 04-Mar-22	20,000,000	19,996,396	0.81
Caisse Des Depos ET Consignations 0.14% 10-Mar-22	35,000,000	34,991,156	1.42
		461,549,265	18.70
Germany (2020: 41.81%)			
Erste Abwicklungsanst 0.12% 01-Feb-22	39,000,000	38,996,362	1.58
FMS Wertmanagement 0.11% 19-Jan-22	25,000,000	24,998,855	1.01
FMS Wertmanagement 0.12% 25-Jan-22	35,000,000	34,997,551	1.42
FMS Wertmanagement 0.11% 26-Jan-22	30,000,000	29,997,984	1.22
FMS Wertmanagement 0.11% 27-Jan-22	30,000,000	29,997,892	1.22
FMS Wertmanagement 0.13% 04-Feb-22	50,000,000	49,994,190	2.03
FMS Wertmanagement 0.13% 07-Feb-22	50,000,000	49,993,863	2.03
FMS Wertmanagement 0.12% 10-Feb-22	30,000,000	29,996,301	1.22
FMS Wertmanagement 0.10% 15-Feb-22	25,000,000	24,997,084	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 25-Jan-22	25,000,000	24,998,106	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 28-Jan-22	40,000,000	39,996,535	1.62
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.14% 31-Jan-22	25,000,000	24,997,376	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 07-Feb-22	20,000,000	19,997,545	0.81
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.15% 14-Feb-22	20,000,000	19,996,586	0.81
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.15% 18-Feb-22	25,000,000	24,995,317	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 22-Feb-22	20,000,000	19,996,462	0.81
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.13% 22-Feb-22	25,000,000	24,995,578	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.12% 01-Mar-22	30,000,000	29,994,405	1.21
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.12% 11-Mar-22	25,000,000	24,994,503	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.11% 18-Mar-22	25,000,000	24,994,427.00	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.17% 04-Apr-22	25,000,000	24,989,381.00	1.01
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.25% 20-Apr-22	9,000,000	8,993,380.00	0.36
Landwirtschaft Rentenbank 0.15% 28-Mar-22	20,000,000	19,992,995	0.81
Landwirtschaft Rentenbank 0.17% 16-May-22	30,000,000	29,981,313	1.21
Landwirtschaft Rentenbank 0.15% 23-May-22	25,000,000	24,985,337	1.01
NRW Bank 0.09% 08-Feb-22	30,000,000	29,997,376.00	1.22
NRW Bank 0.17% 16-May-22	15,000,000	14,990,658.00	0.61

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments
31st December 2021
(Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Germany (2020: 41.81%) (continued)			
NRW Bank 0.17% 22-Apr-22	3,600,000	3,603,375	0.15
		<u>751,460,737</u>	<u>30.44</u>
Netherlands (2020: 0.17%)			
	-	-	-
New Zealand (2020: 0.00%)			
New Zealand Government 0.14% 15-Mar-22	40,000,000	39,989,115	1.62
		<u>39,989,115</u>	<u>1.62</u>
Supranational (2020: 3.85%)			
Eurofima 0.15% 26-Jan-22	20,000,000	19,998,168	0.81
Eurofima 0.14% 31-Jan-22	22,600,000	22,597,629	0.92
Eurofima 0.11% 09-Feb-22	33,000,000	32,996,206	1.34
Eurofima 0.13% 14-Feb-22	25,000,000	24,996,158	1.01
Eurofima 0.15% 28-Feb-22	36,500,000	36,491,638	1.48
Eurofima 0.18% 28-Feb-22	10,000,000	9,997,251	0.40
Eurofima 0.15% 14-Mar-22	34,500,000	34,490,419	1.40
Eurofima 0.19% 23-May-22	20,000,000	19,985,342	0.81
		<u>201,552,811</u>	<u>8.17</u>
Sweden (2020: 5.33%)			
City of Gothenburg 0.12% 18-Jan-22	50,000,000	49,997,668	2.02
City of Gothenburg 0.13% 14-Feb-22	25,000,000	24,996,300	1.01
City of Gothenburg 0.13% 10-Mar-22	25,000,000	24,993,910	1.01
Kommuninvest I Sverige AB 0.12% 02-Feb-22	3,100,000	3,100,915	0.13
Kommuninvest I Sverige AB 0.12% 22-Feb-22	20,000,000	19,996,736	0.81
Kommuninvest I Sverige AB 0.11% 04-Mar-22	15,000,000	14,997,299	0.61
Kommuninvest I Sverige AB 0.12% 10-Mar-22	20,000,000	19,995,671	0.81
		<u>158,078,499</u>	<u>6.40</u>
United Kingdom (2020: 0.00%)			
Bank of England 0.09% 07-Jan-22	30,000,000	29,999,775	1.22
Bank of England 0.10% 18-Jan-22	65,000,000	64,997,162	2.63
Bank of England 0.12% 22-Feb-22	30,000,000	29,995,102	1.21
Bank of England 0.12% 02-Mar-22	20,000,000	19,996,201	0.81
		<u>144,988,240</u>	<u>5.87</u>

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments
31st December 2021
(Continued)

	Fair Value USD	% of NAV
Debt Obligations (continued)		
Coupon interest receivable (2020: 0.01%)	<u>269,045</u>	<u>0.01</u>
Total Debt Obligations (2020: 84.81%)	<u>2,033,835,574</u>	<u>82.39</u>

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)
31st December 2021

	Acquisitions	Disposals
	Nominal	Nominal
Across (Agence Central) 0.21% 06-May-21	70,000,000	-
Across (Agence Central) 0.18% 26-Jul-21	60,000,000	-
Bank Nederlandse Gemeenten 0.10% 28-Oct-21	80,000,000	-
Bank of England 0.10% 18-Jan-22	65,000,000	-
Caisse Des Depos ET Consignations 0.15% 24-May-21	60,000,000	-
Erste Abwicklungsanst 0.17% 06-Jul-21	100,000,000	-
Erste Abwicklungsanst 0.14% 07-Sep-21	53,000,000	-
Eurofima 0.17% 14-Apr-21	54,300,000	-
Eurofima 0.16% 14-Jul-21	54,300,000	-
FMS Wertmanagement 0.09% 29-Jul-21	63,000,000	-
FMS Wertmanagement 0.09% 10-Nov-21	60,000,000	-
Kommuninvest I Sverige AB 0.16% 30-Jun-21	100,000,000	-
Landwirtschaft Rentenbank 0.09% 07-Oct-21	60,000,000	-
Landwirtschaft Rentenbank 0.09% 14-Dec-21	50,000,000	-
Municipality Finance Plc 0.16% 04-Jun-21	60,000,000	-
Municipality Finance Plc 0.15% 22-Jun-21	97,000,000	-
Municipality Finance Plc 0.15% 07-Jul-21	80,000,000	-
Ned Waterschapsbank 0.18% 14-Jun-21	75,000,000	-
Ned Waterschapsbank 0.15% 13-Sep-21	90,000,000	-
Saxony-Anhalt 0.09% 14-Sep-21	75,000,000	-

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 20 acquisitions in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

Note: There were no disposals of investments in the year. All investments mature in the normal course of business.

中間財務書類

- a. ダイワ外貨MMFの日本語の中間財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2022年7月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

$$1 \text{ 米ドル} = 134.61 \text{ 円}$$

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 財政状態計算書
 2022年6月30日現在

	注記	2022年6月30日		2021年12月31日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	5	376,818,044	50,723,477	432,387,095	58,203,627
未収債権	6	27,105,150	3,648,624	8,429,685	1,134,720
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2, 3, 4	1,711,084,500	230,329,085	2,033,835,574	273,774,607
資産合計		2,115,007,694	284,701,186	2,474,652,354	333,112,953
負債					
未払債務	7	4,889,258	658,143	6,070,545	817,156
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		4,889,258	658,143	6,070,545	817,156
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		2,110,118,436	284,043,043	2,468,581,809	332,295,797

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 包括利益計算書

2022年6月30日に終了した6か月間

	注記	2022年6月30日		2021年6月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	5,400,433	726,952	2,316,380	311,808
収益合計		5,400,433	726,952	2,316,380	311,808
費用					
投資運用報酬	9	171,627	23,103	66,281	8,922
管理事務報酬	9	73,263	9,862	49,158	6,617
副保管報酬	9	79,029	10,638	53,030	7,138
受託会社報酬	9	39,339	5,295	26,374	3,550
販売会社報酬および代行協会員報酬	9	1,141,926	153,715	772,208	103,947
監査報酬		12,414	1,671	14,607	1,966
その他の費用		151,534	20,398	76,371	10,280
費用合計		1,669,132	224,682	1,058,029	142,421
ファイナンス費用					
分配金	2	(3,731,301)	(502,270)	(1,258,351)	(169,387)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2022年6月30日に終了した6か月間

	2022年6月30日		2021年6月30日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益 証券保有者に帰属する純資産	2,468,581,809	332,295,797	2,852,799,414	384,015,329
買戻可能受益証券の発行手取金	1,005,189,802	135,308,599	1,692,448,914	227,820,548
買戻可能受益証券の買戻支払金	(1,363,653,175)	(183,561,354)	(1,831,469,271)	(246,534,079)
6月30日現在の買戻可能受益 証券保有者に帰属する純資産	<u>2,110,118,436</u>	<u>284,043,043</u>	<u>2,713,779,057</u>	<u>365,301,799</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

財務書類に対する注記

2022年6月30日

1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2020年7月31日付で中央銀行により認可されている。

欧州連合（「EU」）におけるタクソノミー規則の導入を反映するための2021年3月8日付のファンドの英文目論見書の補遺が中央銀行に提出された。タクソノミー規則の目的上、本金融商品の投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮するものではないことに注意すべきである。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ（以下「サブ・ファンド」という。）である。本財務書類は、サブ・ファンドのみに関するものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日付で償還され、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日付で償還された。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

サブ・ファンドの主要な活動は、信託証書に列挙される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ダイワ外貨MMFの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）および財務報告基準第104号「中間財務報告」（「FRS104」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

財務書類は継続企業を前提として作成されている。FRS102およびFRS104に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。

見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

投資有価証券

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブカテゴリーに分けられる。

サブ・ファンドは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと管理会社によって指定される。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアム償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される、短期債務証券から構成される。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価される。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、国際会計基準第39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用する。

認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

外貨

資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）である米ドル（「USD」）を用いて計算される。外貨建ての資産および負債は、期末日の為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に基準通貨に転換される。取引活動から生じる外貨損益は、当期の包括利益計算書に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドは、日本の受益者から、米ドル建ての買戻可能受益証券の買付けおよび買戻しを受理する。サブ・ファンドの運用実績は、米ドルで測定され受益者に報告される。管理会社は、当該通貨がサブ・ファンドの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表示する通貨と考えている。本財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である、米ドルで表示される。

収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

費用

費用は、発生基準で会計処理される。

買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って金融負債として分類される。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドルで維持される。

買戻可能受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもサブ・ファンドに入れ戻すことができる。受益者がサブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、期／年度末日現在の買戻金額で計上される。

分配方針

管理会社は、各取引日にサブ・ファンドに関して分配を宣言する。サブ・ファンドから分配される1口当たりの金額は、サブ・ファンドの通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・（価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

	2022年6月30日 米ドル	2021年12月31日 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
債務証券	1,710,808,944	2,033,566,529
クーポン未収利息	275,556	269,045
	1,711,084,500	2,033,835,574

クラスが保有する全証券は、レベル2として分類される。2022年6月30日に終了した6か月間および2021年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。現金および現金同等物は、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類され、損益を通じて公正価値で測定されないその他のすべての金融資産および負債は、レベル2に分類される。

4. 投資有価証券

サブ・ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、サブ・ファンドが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

価格リスク

価格リスクは、サブ・ファンドの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。サブ・ファンドの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

当期も引続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に大流行した。これにより、ビジネスおよび経済活動は著しく落ち込み、世界的に非常に重要な金融市場、経済および社会に混乱が引き起こされている。経済の混乱により、サブ・ファンドが保有する金融資産を含む多大な金融資産の価値が大幅に減少する可能性がある。これが最終的にサブ・ファンドにどの程度の影響を与えるかは、現時点では見積もることができず、投資有価証券の換金時に初めて確定することになると考えられる。

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な大流行の影響から完全に回復していない世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がサブ・ファンドに与える影響を、現時点で予測することは困難である。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりサブ・ファンドが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、期/年度末現在の金利リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのサブ・ファンドの資産および取引負債が含まれている。

2022年6月30日

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月超 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	376,818,044	—	—	—	376,818,044
未収債権	—	—	—	27,105,150	27,105,150
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	510,061,153	1,201,023,347	—	—	1,711,084,500
資産合計	886,879,197	1,201,023,347	—	27,105,150	2,115,007,694
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	4,889,258	4,889,258
負債合計	—	—	—	4,889,258	4,889,258
金利感度ギャップ合計	886,879,197	1,201,023,347	—	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

2021年12月31日

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月超 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	432,387,095	—	—	—	432,387,095
未収債権	—	—	—	8,429,685	8,429,685
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	738,429,924	1,141,896,777	153,508,873	—	2,033,835,574
資産合計	1,170,817,019	1,141,896,777	153,508,873	8,429,685	2,474,652,354
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	6,070,545	6,070,545
負債合計	—	—	—	6,070,545	6,070,545
金利感度ギャップ合計	1,170,817,019	1,141,896,777	153,508,873	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、サブ・ファンドについてはLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）に、特定のベース・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ベース・ポイントおよび50ベース・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス10ベーシス・ポイントからプラス50ベーシス・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2022年6月30日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ベーシス・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)

2021年12月31日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ベーシス・ポイントは買呼値に基づく価格付を提供)

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、サブ・ファンドがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。サブ・ファンドの資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

管理会社は、サブ・ファンドに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、(i) 当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、(ii) ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

以下の流動性リスクの表は、期/年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたサブ・ファンドの金融資産の分析である。

	2022年6月30日	2021年12月31日
現金	18.05%	17.53%
2-7日	6.47%	1.82%
8-30日	21.78%	23.55%
31-90日	53.70%	50.87%
91-180日	0.00%	6.23%
181-365日	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にサブ・ファンドが負うこととなる損失によって測られる。サブ・ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。サブ・ファンドは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され／支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デPOSITに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & Pグローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視する。

サブ・ファンドはまた、借り手が契約上の義務を履行しなかったことに起因する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが投資する有価証券やその他の商品の発行者の信用が悪化し、当該有価証券や商品に対する投資金額または当該有価証券や商品に対する支払い金額の一部またはすべてが損失につながるという保証はない。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社（「カストディアン」）として三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）を任命している。三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、次に副保管会社（「副保管会社」）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、期末現在A+（2021年12月31日：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。サブ・ファンドの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スウィープ（「CMS」）に現金が保管されていた場合を除き、期／年度末現在、副保管会社に保有されていた。カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、カストディアンまたは副保管会社に保管されている投資債務証券に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限される可能性があった。サブ・ファンドの組入証券は、副保管会社により別口座で保管された。したがって、副保管会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドの資産は分別管理された。しかし、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金に関し、副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社の信用リスクにさらされていた。副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされる可能性があった。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性があった。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & Pグローバル社、ムーディーズ社またはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することが含まれていた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきであった。「回収勘定」とは、（i）投資者からサブ・ファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ii）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用された管理会社が運用する勘定をいう。

サブ・ファンドが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & Pグローバル社による格付の変更を記録するために監視される。

	2022年6月30日	2021年12月31日
Aaa	45.18%	39.98%
Aa1	28.15%	17.89%
Aa2	8.16%	19.55%
Aa3	1.44%	5.88%
A1	17.07%	16.70%

すべての投資有価証券は、購入時に、S & P グローバル・レーティング社によるA1およびA2ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるP1およびP2を含む、ひとつの格付け機関による最上位二つの短期格付けカテゴリー（サブ・カテゴリーまたは相対的な順位を示す補整が存在する可能性がある。）のいずれかひとつに分類される。

以下の表は、サブ・ファンドが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

	2022年6月30日	2021年12月31日
現金	18.05%	17.53%
コマーシャル・ペーパー	81.95%	81.92%
債券	0.00%	0.55%

2022年6月30日に終了した6か月間および2021年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの（損）益はすべて包括利益計算書に計上されている。

5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSまたは別の金融機関に現金が保管されている場合を除き、副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

サブ・ファンドは、未使用の米ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込みを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からサブ・ファンドに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がサブ・ファンドから電信為替送金される場合、または手数料がサブ・ファンドから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。

かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、サブ・ファンドの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、期／年度末現在副保管会社に保有されていた。

6. 未収債権

	2022年6月30日	2021年12月31日
	米ドル	米ドル
ファンド証券売却未収金	27,105,150	8,429,685
	27,105,150	8,429,685

7. 未払債務

	2022年6月30日	2021年12月31日
	米ドル	米ドル
ファンド証券買戻未払金	3,333,812	5,815,332
未払報酬（注9）	1,518,518	224,635
未払分配金	36,928	30,578
	4,889,258	6,070,545

8. 期／年度中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2022年6月30日 (口数)	2021年12月31日 (口数)
期首発行済受益証券	246,858,166,114	285,279,931,976
発行受益証券	100,518,980,214	286,706,037,920
買戻受益証券	(136,365,315,828)	(325,127,803,782)
期末発行済受益証券	<u>211,011,830,500</u>	<u>246,858,166,114</u>

9. 報酬および費用

サブ・ファンドは、管理会社および受託会社に対して、合計してサブ・ファンドの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払う。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされる。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われる。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。サブ・ファンドはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをする。

受託会社は、サブ・ファンドから副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受ける。

管理会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会の報酬を支払う。

期／年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	2022年6月30日 米ドル	2021年12月31日 米ドル
投資運用報酬	106,993	4,681
管理事務報酬	64,853	4,760
副保管報酬	84,121	5,091
受託会社報酬	34,826	2,553
販売会社報酬および代行協会報酬	997,732	78,721
監査報酬	14,870	29,080
その他の費用	215,123	99,749
	<u>1,518,518</u>	<u>224,635</u>

10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社／代行協会は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期／年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってダイワ外貨MMFと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

2022年6月30日に終了した期間末のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は2名（2021年12月31日：2名）である。この数字には、日本における販売会社である大和証券株式会社が含まれている。

11. 純資産の推移

	2022年6月30日	2021年12月31日	2020年6月30日
USドル・ポートフォリオ			
純資産額 (米ドル)	2,110,118,436	2,468,581,809	2,713,779,057
受益証券数 (口)	211,011,830,500	246,858,166,114	271,377,890,789
1口当たり純資産価格 (米ドル)	0.01	0.01	0.01

12. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくは受益証券の購入から8年経過した時点で受益証券を保有していたために生じるアイルランド税の目的によるみなし処分が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに概説される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

13. ソフト・コミッション協定

サブ・ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

14. 後発事象

2022年6月30日後2022年8月23日までの間に、サブ・ファンドにおいて600,665,121米ドルの受益証券が発行され、515,962,480米ドルの受益証券が買い戻された。

本財務書類の発行日現在、COVID19による混乱がいつまで続くのかおよび世界市場への影響は、依然として不確実である。

2021年9月にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）は、ステート・ストリート・コーポレーション（「ステート・ストリート」）と契約を締結し、BBHのインベスター・サービス部門（保管業務、ファンド会計および管理事務、名義書換機関、受託業務、為替ならびに有価証券貸付業務を含む。）をステート・ストリートに売却する予定であることを公表した。かかる取引は、一般的なクローリング条件の成就および規制当局の許認可を条件として、2022年中に完了する予定である。

当期末後から本財務書類が承認された日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

15. 比較数値

包括利益計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書および対応する注記における比較数値は、2021年6月30日に終了した6か月間のものである。財政状態計算書および対応する注記における比較数値は、ファンドの前会計年度末である2021年12月31日現在のものである。

16. 財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2022年8月23日に承認された。

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表
2022年6月30日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア (2021年12月31日 : 4.21%)			
Export Finance and Insurance Corp 0.90% 11-Jul-22	25,000,000	24,993,769	1.19
Export Finance and Insurance Corp 1.25% 03-Aug-22	15,000,000	14,982,860	0.71
Export Finance and Insurance Corp 1.80% 09-Aug-22	10,000,000	9,980,552	0.47
		49,957,181	2.37
オーストリア (2021年12月31日 : 1.46%)			
Austria Republic of 0.95% 19-Jul-22	40,000,000	39,981,046	1.90
Austria Republic of 1.04% 21-Jul-22	25,000,000	24,985,593	1.18
		64,966,639	3.08
カナダ (2021年12月31日 : 0.81%)			
	—	—	—
フィンランド (2021年12月31日 : 4.70%)			
Municipality Finance Plc 1.14% 11-Jul-22	25,000,000	24,992,099	1.18
Municipality Finance Plc 1.27% 09-Aug-22	30,000,000	29,958,858	1.42
Municipality Finance Plc 1.29% 10-Aug-22	50,000,000	49,928,569	2.37
		104,879,526	4.97
フランス (2021年12月31日 : 18.70%)			
Across (Agence Central) 1.17% 11-Jul-22	30,000,000	29,990,237	1.42
Across (Agence Central) 1.21% 19-Jul-22	35,000,000	34,978,870	1.66
Across (Agence Central) 1.29% 02-Aug-22	30,000,000	29,965,545	1.42
Caisse Des Depos ET Consignations 0.81% 01-Jul-22	25,000,000	25,000,000	1.18
Caisse Des Depos ET Consignations 1.32% 16-Aug-22	30,000,000	29,949,570	1.42
		149,884,222	7.10
ドイツ (2021年12月31日 : 30.44%)			
Erste Abwicklungsanst 1.06% 22-Jul-22	30,000,000	29,981,499	1.42
Erste Abwicklungsanst 1.43% 30-Aug-22	30,000,000	29,928,769	1.42
Erste Abwicklungsanst 1.42% 31-Aug-22	20,000,000	19,952,052	0.95
Erste Abwicklungsanst 1.60% 09-Sep-22	25,000,000	24,922,539	1.18
FMS Wertmanagement 0.63% 05-Jul-22	20,000,000	19,998,614	0.95
FMS Wertmanagement 1.39% 26-Aug-22	20,000,000	19,957,063	0.95
KFW 0.62% 01-Jul-22	30,000,000	30,000,000	1.42
KFW 0.80% 11-Jul-22	35,000,000	34,992,195	1.66
KFW 1.20% 25-Jul-22	35,000,000	34,972,057	1.66
KFW 1.15% 28-Jul-22	30,000,000	29,974,200	1.42
KFW 1.72% 15-Sep-22	30,000,000	29,891,857	1.42
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.81% 16-Aug-22	25,000,000	24,942,357	1.18
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.39% 22-Aug-22	40,000,000	39,919,979	1.89
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.45% 09-Sep-22	50,000,000	49,859,723	2.36
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 2.03% 22-Sep-22	40,000,000	39,813,755	1.89
Landwirtschaft Rentenbank 1.31% 16-Aug-22	30,000,000	29,949,760	1.42

債務証券 (続き)	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率 (%)
ドイツ (2021年12月31日 : 30.44%) (続き)			
Landwirtschaft Rentenbank 1.36% 18-Aug-22	30,000,000	29,945,987	1.42
Landwirtschaft Rentenbank 1.88% 22-Aug-22	40,000,000	39,891,895	1.89
Landwirtschaft Rentenbank 1.39% 23-Aug-22	35,000,000	34,928,425	1.66
Landwirtschaft Rentenbank 1.41% 25-Aug-22	35,000,000	34,925,141	1.65
NRW Bank 0.89% 25-Jul-22	25,000,000	24,985,212	1.18
NRW Bank 1.30% 09-Aug-22	40,000,000	39,943,853	1.89
NRW Bank 1.40% 24-Aug-22	15,000,000	14,968,612	0.71
NRW Bank 1.47% 13-Sep-22	25,000,000	24,924,836	1.18
Saxony-Anhalt 1.51% 12-Sep-22	30,000,000	29,908,201	1.42
Saxony-Anhalt 2.13% 27-Sep-22	20,000,000	19,896,672	0.94
		<u>783,375,253</u>	<u>37.13</u>
オランダ (2021年12月31日 : 0.00%)			
Bank Nederlandse Gemeenten 1.15% 25-Jul-22	40,000,000	39,969,262	1.89
		<u>39,969,262</u>	<u>1.89</u>
ニュージーランド (2021年12月31日 : 1.62%)			
New Zealand Government 0.80% 05-Jul-22	30,000,000	29,997,339	1.42
New Zealand Government 1.26% 12-Aug-22	40,000,000	39,941,389	1.89
		<u>69,938,728</u>	<u>3.31</u>
フィリピン (2021年12月31日 : 0.00%)			
Asian Development Bank 1.28% 07-Jul-22	30,000,000	29,993,605	1.42
Asian Development Bank 1.68% 02-Aug-22	50,000,000	49,925,452	2.37
Asian Development Bank 2.00% 21-Sep-22	50,000,000	49,773,381	2.36
		<u>129,692,438</u>	<u>6.15</u>
国際機関 (2021年12月31日 : 8.17%)			
Council of Europe Development Bank 1.45% 01-Sep-22	25,000,000	24,937,800	1.18
Council of Europe Development Bank 2.03% 22-Sep-22	35,000,000	34,837,036	1.65
Council of Europe Development Bank 2.13% 27-Sep-22	25,000,000	24,870,538	1.18
Eurofima 1.47% 15-Aug-22	32,000,000	31,941,348	1.51
Eurofima 1.46% 31-Aug-22	42,000,000	41,896,483	1.99
		<u>158,483,205</u>	<u>7.51</u>
スウェーデン (2021年12月31日 : 6.40%)			
City of Gothenburg 1.85% 18-Aug-22	50,000,000	49,877,033	2.37
City of Gothenburg 1.61% 15-Sep-22	30,000,000	29,898,474	1.42
Kommuninvest I Sverige AB 1.10% 12-Aug-22	25,000,000	24,968,036	1.18
Kommuninvest I Sverige AB 0.81% 02-Sep-22	25,000,000	24,964,924	1.18
		<u>129,708,467</u>	<u>6.15</u>
イギリス (2021年12月31日 : 5.87%)			
Bank of England 1.23% 15-Aug-22	30,000,000	29,954,023	1.42
		<u>29,954,023</u>	<u>1.42</u>
債務証券		1,710,808,944	81.08
クーポン未収利息 (2021年12月31日 : 0.01%)		<u>275,556</u>	<u>0.01</u>
債務証券合計 (2021年12月31日 : 82.39%)		<u>1,711,084,500</u>	<u>81.09</u>

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表
2022年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Across (Agence Central) 0.18% 13-Apr-22	50,000,000	—
Asian Development Bank 0.25% 09-May-22	40,000,000	—
Asian Development Bank 1.68% 02-Aug-22	50,000,000	—
Asian Development Bank 2% 21-Sep-22	50,000,000	—
Austria Republic of 0.43% 23-May-22	50,000,000	—
Bank Nederlandse Gemeenten 0.38% 27-Apr-22	50,000,000	—
Bank Nederlandse Gemeenten 1.15% 25-Jul-22	40,000,000	—
Banque et Caisse d' Epargne de l' Etat 0.39% 21-Jun-22	50,000,000	—
Caisse Des Depos ET Consignations 0.79% 28-Jun-22	50,000,000	—
City of Gothenburg 0.21% 22-Apr-22	50,000,000	—
City of Gothenburg 0.85% 17-Jun-22	50,000,000	—
City of Gothenburg 1.85% 18-Aug-22	50,000,000	—
Council of Europe Development Bank 0.70% 22-Jun-22	40,000,000	—
Erste Abwicklungsanst 0.25% 11-May-22	50,000,000	—
Eurofima 1.46% 31-Aug-22	42,000,000	—
FMS Wertmanagement 0.67% 10-Jun-22	40,000,000	—
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.45% 09-Sep-22	50,000,000	—
Municipality Finance Plc 0.16% 09-May-22	50,000,000	—
Municipality Finance Plc 0.27% 10-May-22	50,000,000	—
Municipality Finance Plc 1.29% 10-Aug-22	50,000,000	—

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

USドル・ポートフォリオ

(2022年4月末日現在)

	米ドル	千円(IVおよびVは除く。)
I 資産総額	2,288,743,157.42	294,927,443
II 負債総額	596,385.21	76,850
III 純資産総額(I - II)	2,288,146,772.21	294,850,593
IV 発行済口数	228,814,677,221口	
V 1口当たり純資産価格(III/IV)	0.01	1円

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=128.86円)による。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、
ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

(i) 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

(ii) 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

(iii) 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部 特別情報

管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2022年7月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約6,554万円)および6,250万ユーロ(約85億7,813万円)である。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2017年9月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2018年9月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2019年9月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2020年9月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2021年9月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび6,250万ユーロ

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

2 事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。(i)管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または(ii)十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または(iii)受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、(i)の場合には直ちに、(ii)および(iii)の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社とその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

また、管理会社はファンドの管理事務の業務および機能も担う。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ファンドの一般的な管理運用業務およびAIFM規則の確実な遵守(投資対象および投資方針を考慮しながら、ポートフォリオの資産の投資および再投資を含む。)につき責任を負う。管理会社は、投資運用契約に従い、ポートフォリオに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託した。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しない。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がファンドの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保する。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとする。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

2022年7月末日現在、管理会社は、ダイワ外貨MMFを含むアイルランド籍契約型投資信託5本(純資産総額：2,143,678,408.39米ドル、123,620,746,098円および1,799,921,211.53ノルウェー・クローネ)の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	MMF	1	2,026,467,052.44米ドル
アイルランド	その他	4	117,211,355.95米ドル
			123,620,746,098円
			1,799,921,211.53ノルウェー・クローネ

3 管理会社の経理状況

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年4月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=135.83円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

我々は、損益計算書、その他の包括利益計算書、財政状態計算書、資本変動計算書および注1に記載される重要な会計方針の要約を含む関連する注記から構成される2021年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「当社」という。）の財務書類について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告評議会によって英国で公表された財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準である。

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2021年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 財務書類は、財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 財務書類は、2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の財務書類監査に対する監査人の責任区分に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）により公表された倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

我々が行った監査業務に基づき、我々は、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

継続企業の前提に関する我々の責任および取締役の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容

取締役は、財務書類を含む年次報告書中に開示されたその他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、取締役報告書、取締役およびその他の情報ならびに取締役の責任に関する報告書に含まれる情報で構成される。財務書類および我々の監査報告書は、その他の情報の一部を構成するものではない。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または以下で明確に記載されたものを除き、いかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査作業に基づき、記載内容と財務書類または我々の監査知識との間に重要な誤記載または相違があるかどうか考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の記載内容においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。

我々は、我々の監査の過程で行われたその他の情報に関する我々の作業にのみ基づき、以下を報告する。

- ・ 我々は、取締役報告書においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書は、2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する意見

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

例外により報告することが要求される事項

2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

それぞれの責任および使用制限

財務書類に対する取締役の責任

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には継続企業の前提に関する事項を開示する責任、ならびに経営陣が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の責任の全体的な記載については、IAASAのウェブサイト

<http://www.iaasa.ie/Publications/Auditing-standards/International-Standards-on-Auditing-for-use-in-Ire/Description-of-the-auditor-s-responsibilities-for-> で提供されている。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社の株主全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社の株主に述べることが要求されている事項を、株主に対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社の株主全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジョン・アハーン

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス1

2022年1月24日

Independent auditor's report to the member of SMT Fund Services (Ireland) Limited (continued)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of SMT Fund Services (Ireland) Limited ('the Company') for the year ended 30 September 2021 set out on pages 10 to 33, which comprise the income statement, statement of other comprehensive income, statement of financial position, statement of changes in equity and related notes, including the summary of significant accounting policies set out in note 1. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland issued in the United Kingdom by the Financial Reporting Council.

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2021 and of its profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Independent auditor's report to the member of SMT Fund Services (Ireland) Limited (continued)

Report on the audit of the financial statements (continued)

Other information

The directors are responsible for the other information presented in the Annual Report together with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report, directors and other information and statement of director's responsibilities. The financial statements and our auditor's report thereon do not comprise part of the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except as explicitly stated below, any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work we have not identified material misstatements in the other information.

Based solely on our work on the other information undertaken during the course of the audit, we report that:

- we have not identified material misstatements in the directors' report;
- in our opinion, the information given in the directors' report is consistent with the financial statements; and
- in our opinion, the directors' report has been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

Opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by Sections 305 to 312 of the Act are not made. We have nothing to report in this regard.

Independent auditor's report to the member of SMT Fund Services (Ireland) Limited (continued)

Report on the audit of the financial statements (continued)

Respective responsibilities and restrictions on use

Responsibilities of directors for the financial statements

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 6, the directors are responsible for: the preparation of the financial statements including being satisfied that they give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on IAASA's website at <http://www.iaasa.ie/Publications/Auditing-standards/International-Standards-on-Auditing-for-use-in-Ire/Description-of-the-auditor-s-responsibilities-for>.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.


John Ahern
for and on behalf of
KPMG
Chartered Accountants, Statutory Audit Firm
1 Harbourmaster Place
IFSC
Dublin 1

Date: 24 January 2022

(1) 貸借対照表

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

2021年9月30日現在

	注記	2021年9月30日		2020年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
無形資産	6	4,845,121	658,113	3,808,308	517,282
有形固定資産	7	682,948	92,765	624,106	84,772
		<u>5,528,069</u>	<u>750,878</u>	<u>4,432,414</u>	<u>602,055</u>
流動資産					
債権	8	11,460,782	1,556,718	7,087,874	962,746
現金および預金	9	31,835,678	4,324,240	29,278,295	3,976,871
		<u>43,296,460</u>	<u>5,880,958</u>	<u>36,366,169</u>	<u>4,939,617</u>
債務：1年以内支払期限到来金額	10	<u>(5,638,212)</u>	<u>(765,838)</u>	<u>(5,889,429)</u>	<u>(799,961)</u>
正味流動資産		<u>37,658,248</u>	<u>5,115,120</u>	<u>30,476,740</u>	<u>4,139,656</u>
純資産		<u><u>43,186,317</u></u>	<u><u>5,865,997</u></u>	<u><u>34,909,154</u></u>	<u><u>4,741,710</u></u>
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	11	62,992,338	8,556,249	62,992,338	8,556,249
資本剰余金	12	4,050,000	550,112	4,050,000	550,112
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金		(112,583)	(15,292)	118,389	16,081
損益勘定		<u>(23,743,438)</u>	<u>(3,225,071)</u>	<u>(32,251,573)</u>	<u>(4,380,731)</u>
株主持分合計		<u><u>43,186,317</u></u>	<u><u>5,865,997</u></u>	<u><u>34,909,154</u></u>	<u><u>4,741,710</u></u>

添付の注記は当財政状態計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

中村佳史

ピーター・キャラハン

2022年1月24日

取締役

取締役

(2) 損益計算書

エスエムティー・ファンド・サービスズ (アイルランド) リミテッド

損益計算書

2021年9月30日終了年度

	注記	2021年9月30日		2020年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		34,627,650	4,703,474	30,796,780	4,183,127
管理事務費	3	(29,221,929)	(3,969,215)	(28,671,314)	(3,894,425)
利息および税金加減前経常利益		5,405,721	734,259	2,125,466	288,702
(支払) 利息		(82,816)	(11,249)	(32,172)	(4,370)
税引前経常利益	4	5,322,905	723,010	2,093,294	284,332
経常活動に係る税金	5	3,185,230	432,650	2,437	331
当期利益		8,508,135	1,155,660	2,095,731	284,663

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

エスエムティール・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

その他の包括利益計算書

2021年9月30日終了年度

	注記	2021年9月30日		2020年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
当期利益		8,508,135	1,155,660	2,095,731	284,663
その他の包括利益					
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分	18	(263,968)	(35,855)	409,118	55,570
その他の包括利益に係る所得税	5	32,996	4,482	(51,140)	(6,946)
当期におけるその他の包括利益、 所得税控除後		(230,972)	(31,373)	357,978	48,624
当期包括利益合計		8,277,163	1,124,287	2,453,709	333,287

エスエムティール・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

資本変動計算書

2021年9月30日終了年度

	払込請求済 株式資本	資本剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ準備金	損益勘定	資本合計
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
2020年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	118,389	(32,251,573)	34,909,154
当期包括利益合計					
当期利益	—	—	—	8,508,135	8,508,135
当期におけるその他の包括利益	—	—	(230,972)	—	(230,972)
当期包括利益合計	—	—	(230,972)	8,508,135	8,277,163
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	—	—	—	—	—
所有者による拠出および 所有者への分配合計	—	—	—	—	—
2021年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(112,583)	(23,743,438)	43,186,317
2019年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(239,589)	(34,347,304)	32,455,445
当期包括利益合計					
当期利益	—	—	—	2,095,731	2,095,731
当期におけるその他の包括利益	—	—	357,978	—	357,978
当期包括利益合計	—	—	357,978	2,095,731	2,453,709
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	—	—	—	—	—
所有者による拠出および 所有者への分配合計	—	—	—	—	—
2020年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	118,389	(32,251,573)	34,909,154

注記

（2021年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。）

1 会計方針

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）は、登記上の事務所をダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5に持つ非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立されアイルランドに本拠を置く。

当財務書類の機能通貨および表示通貨はユーロである。

当社の直接的親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは連結財務書類に当社を含む。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの連結財務書類は、公けに入手可能であり、アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

当財務書類では、当社は（本FRSの目的上）適格事業体とみなされ、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・期首から期末までの発行済株式数の調整、
- ・キャッシュ・フロー計算書および関連する注記、ならびに
- ・主要経営陣報酬。

当社の最終親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の連結財務書類が同等の開示を含んでいるため、当社はまた、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・FRS第102号セクション26株式報酬により要求される一定の開示、ならびに
- ・2014年会社法第39条附則3の公正価値の会計規則に含まれない金融商品に関する、FRS第102号セクション11基礎的金融商品およびFRS第102号セクション12その他の金融商品に関する事項により要求される開示。

以下に記載の会計方針は、別途記載されない限り、当財務書類に表章されるすべての期間に一貫して適用される。

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

当財務書類は、財務報告評議会により発行され、アイルランド勅許会計士により公布された英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準である財務報告基準第102号（「FRS第102号」）に基づいて作成されている。当社はまた、2014年会社法の要件の対象である。

財務書類は、以下の会計方針で定められている特定の金融商品についての公正価値基準への修正を除き、取得原価主義に従って作成されている。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する（例：経済的耐用年数）。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。また、他のグループ会社に対するサービスの再請求から稼得された収益を含む。取引高および管理事務費は、サービス・プロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。すべての金額は、通常の商業レートで請求される。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートをを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定される日にユーロに換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

基礎的金融商品

売掛金およびその他の債権／買掛金およびその他の債務

売掛金およびその他の債権は、当初、帰属する取引費用を取引価格に加えた額として認識される。買掛金およびその他の債務は、当初、帰属する取引費用を取引価格から減じた額として認識される。当初の認識後、それらは、実効金利法を用い、売掛金については減損を控除して測定される。

現金

現金は、銀行預金および手許預金から成る。定期預金は満期が1年から3年の要求払い預金である。

その他の金融商品

基礎的金融商品とみなされない金融商品（その他の金融商品）

基礎的金融商品の定義を満たさないその他の金融商品は、当初、公正価値で認識される。当初の認識後、その他の金融商品は、公正価値で測定され、その公正価値の変動は、下記を除き損益として認識される。

-公的な取引が行われておらず、公正価値が容易に測定できない資本性金融商品に対する投資は減損を控除した取得原価で測定され、

-指定されたヘッジ関係におけるヘッジ商品は、下記の通り認識される。

デリバティブ金融商品およびヘッジ

デリバティブ金融商品は、公正価値で認識される。公正価値への再測定における利益または損失は直ちに損益として認識される。ただし、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たす場合、生じた利益または損失の認識はヘッジ項目の性質による（以下を参照のこと。）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識されている資産もしくは負債、または収益もしくは費用に影響を与える確定約定に関連する特定のリスクに帰属するキャッシュ・フローの変動性に対する当社のエクスポージャーをカバーするために使用される。デリバティブ金融商品が、認識されている資産もしくは負債のキャッシュ・フローの変動性、または可能性の非常に高い予定取引のヘッジとして指定されている場合、デリバティブ金融商品に係る利益または損失の有効部分は、その他の包括利益（「OCI」）に直接認識される。ヘッジの非有効部分は直ちに損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が非金融資産または非金融負債に認識された場合は、OCIに認識されたヘッジ利益またはヘッジ損失は、資産もしくは負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含まれる。あるいは、ヘッジ項目が損益として認識される場合は、ヘッジ利益またはヘッジ損失は損益に再分類される。

ヘッジ商品が失効、売却、終了もしくは行使された、または事業体がヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジ対象とされた予定取引が依然として発生が予想される場合、その時点での累積利益または累積損失は資本に残り、取引が発生した時に、上記の方針に従って認識される。ヘッジ対象の取引の発生が見込まれなくなった場合には、資本に認識されていた累積未実現利益または累積未実現損失は、直ちに損益計算書に認識される。

税制

当期の損益に係る税金は、現行税および繰延税により構成される。税金は、損益計算書において認識されるが、資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する税金は除外され、資本またはその他の包括利益に直接認識される。

現行税は、財政状態計算書日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて当期に発生が予想される課税所得もしくは課税損失に係る未払税または未収税および前年度の未払税への調整である。

繰延税は、財務書類の認識対象とは異なる期間における収益または費用が税金の査定に含まれることから生じる一時差異によって生じる。次の一時差異については計上されない。予見できる将来において解消する可能性が低く、一時差異の解消を報告事業体が管理できる範囲において、税額控除を留保するすべての条件が満たされた場合の固定資産の原価の減価償却累計額と税額控除の差異。繰延税は、収益または費用の特定のタイプが非課税であるためか、一定の課税金または引当金が対応する収益または費用より多額または少額であるために生じる永久差異には認識されない。

繰延税は、貸借対照表日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて、関連する差異の解消に適用されると予測される税率で測定される。繰延税の残高は割引されない。

控除の対象とならない税損失およびその他の繰延税金資産は、繰延税金負債またはその他の将来の課税対象所得の戻入れに対して回収できる可能性が高い範囲でのみ認識される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

無形資産

研究および開発

研究活動に係る支出は、発生時に損益計算書において費用として認識される。

開発活動に係る支出は、製品または工程が技術的、商業的に実現可能であり、当社が開発を完結する意思、技術力および十分な資産を持ち、将来の経済的便益が見込まれる場合、ならびに当社が開発中の無形資産に帰属する支出を確実に測定できる場合は、資産に計上される。開発活動は新規のまたは大幅に改良された製品・工程の設計、建設もしくは生産テストを含む。資産に計上される支出は、原材料費、直接労務費および間接費と資産化された借入費用の適正部分を含む。その他の開発費用は、発生時に損益計算書において費用として認識される。資産に計上される開発費用は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。

無形固定資産は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の原価で計上される。償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費用に含まれる。

	耐用年数
ソフトウェア	7年

資産価値は、厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。開発の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費に含まれる。

	耐用年数
什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

財務書類は継続企業を前提として作成され、取締役会は、その親会社と協議の上、当社の事業を発展し続ける意向である。三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。2016年1月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから3,400万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの普通株式3,400万株の新しい株式資本を発行した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務および管理会社サービスを提供することを引き受けている。

3 管理事務費

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
人件費	18,988,007	18,197,043
その他の管理事務費	10,233,922	10,474,271
	<u>29,221,929</u>	<u>28,671,314</u>

人件費は以下から構成される。

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
賃金給料	14,362,213	13,270,915
社会福祉費	1,513,570	1,472,961
年金費用	947,617	886,575
その他の費用	2,164,607	2,566,592
	<u>18,988,007</u>	<u>18,197,043</u>

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、217人であった（2020年9月：215人）。当社は、当期中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常利益

税引前経常利益は、以下を控除後に算定されている。

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	94,000	106,000
その他の報酬	759,276	790,276
確定拠出型年金制度	48,016	43,849
取締役への退職金は発生していない。		
監査人報酬：		
監査	23,000	23,000
税務顧問業務	12,550	6,050
その他の保証業務	81,750	81,773
その他の非監査業務	—	—
減価償却費	352,275	322,438
無形資産の償却	525,530	577,613
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	1,051,431	1,143,479
その他の資産	55,953	69,231
	<u>1,051,431</u>	<u>1,143,479</u>

5 経常活動に係る税金

(a) 損益計算書に認識された税金合計

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
現行税		
当期の所得に係る現行税	3,052	3,224
前年度に関する不足／（過剰）引当金	—	—
繰延税金		
前年度の不足／（過剰）引当金	—	—
一時差異の発生および取消	(3,188,282)	(5,661)
（税額控除）／税金費用合計	<u>(3,185,230)</u>	<u>(2,437)</u>

(b) OCIに認識された税金合計

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
繰延税	<u>(32,996)</u>	<u>51,140</u>

(c) 税金の調整

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
税引前経常利益	<u>5,322,905</u>	<u>2,093,294</u>
12.5%の標準税率に基づく法人税（2020年9月： 12.5%）	665,363	261,661
資本引当金を（超える）／超えない減価償却費	(145,699)	(114,536)
税務上控除されない費用	301	627
高税率から生じる差額	1,526	7,246
損失控除／繰越欠損金	(534,721)	(157,435)
繰延税金資産の認識	(3,172,000)	—
税額（控除）合計	<u>(3,185,230)</u>	<u>(2,437)</u>
健康保険料に係る所得税	<u>75,146</u>	<u>71,592</u>

健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の費用に含まれている。

6 無形固定資産

2021年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2020年9月30日現在	11,147,818	11,147,818
期中付加	1,562,343	1,562,343
期中除却	-	-
2021年9月30日現在	12,710,161	12,710,161
減価償却費		
2020年9月30日現在	7,339,510	7,339,510
期中償却額	525,530	525,530
期中除却	-	-
2021年9月30日現在	7,865,040	7,865,040
2021年9月30日現在正味簿価	4,845,121	4,845,121

2020年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2019年9月30日現在	9,669,143	9,669,143
期中付加	1,478,675	1,478,675
期中除却	-	-
2020年9月30日現在	11,147,818	11,147,818
減価償却費		
2019年9月30日現在	6,761,897	6,761,897
期中償却額	577,613	577,613
期中除却	-	-
2020年9月30日現在	7,339,510	7,339,510
2020年9月30日現在正味簿価	3,808,308	3,808,308

Advent Geneva and Paladyneをファンド管理事務システムのコアとする開発に関連する無形資産は、全額償却されている。

当社は、2019年8月1日に稼働したフロントエンドの顧客レポート配信ポータルからVermillionへの置き換えに取り組んでいる。当期中に付加された金額は、Paladyne、NTAS開発費用および管理事務システムのコアをより一層開発する費用に関連する。

7 有形固定資産

2021年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2020年9月30日現在	1,379,423	699,505	2,277,245	4,356,173
期中付加	23,127	54,411	333,578	411,116
期中除却	(18,085)	—	—	(18,085)
2021年9月30日現在	1,384,465	753,916	2,610,823	4,749,204
減価償却費				
2020年9月30日現在	1,244,935	642,668	1,844,464	3,732,067
期中償却額	50,754	52,152	249,369	352,275
期中除却	(18,085)	—	—	(18,085)
2021年9月30日現在	1,277,604	694,820	2,093,833	4,066,257
2021年9月30日現在正味簿価	106,861	59,096	516,991	682,948

2020年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2019年9月30日現在	1,495,299	1,550,749	3,731,193	6,777,241
期中付加	16,669	54,666	366,465	437,800
期中除却	(132,545)	(905,910)	(1,820,413)	(2,858,868)
2020年9月30日現在	1,379,423	699,505	2,277,245	4,356,173
減価償却費				
2019年9月30日現在	1,326,131	1,482,813	3,459,553	6,268,497
期中償却額	51,349	65,765	205,324	322,438
期中除却	(132,545)	(905,910)	(1,820,413)	(2,858,868)
2020年9月30日現在	1,244,935	642,668	1,844,464	3,732,067
2020年9月30日現在正味簿価	134,488	56,837	432,781	624,106

8 債権：1年以内に期限到来の金額

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
報酬未収金	4,441,565	3,685,620
前払金および未収収益	1,171,363	1,343,841
その他の債権	47,959	229,155
デリバティブに係る短期資産	20,241	165,687
関連会社に対する債権	2,549,449	1,654,644
繰延税金	3,230,205	8,927
	11,460,782	7,087,874

上記の繰延税金資産の金額には、未使用の税務上の欠損金の当初認識に係る3,172,000ユーロが含まれている。繰延税金資産は、今後5年間の予想収益性に基づいて計算されている。当社の継続的な収益性により、次の報告期間に発生する繰延税金資産の戻入純額は634,400ユーロと予想される。

さらに、当社には689,371ユーロ（2020年9月：4,526,633ユーロ）の未計上の繰延税金資産がある。回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

関連会社に対する債権の金額には、運用業務契約に規定された業務に関する残高が含まれている。当該残高は未使用、無利息および要求払いである。

9 現金および預金

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
当座預金	6,732,985	5,148,262
コーラブル預金	25,102,693	24,130,033
	<u>31,835,678</u>	<u>29,278,295</u>

10 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
未払費用	3,663,474	3,396,873
法人税	3,052	3,224
未払利息	53,932	9,787
買掛金	542,478	1,243,791
デリバティブに係る短期負債	121,653	3,131
親会社に対する債務	821,593	821,593
関連会社に対する債務	432,030	411,030
	<u>5,638,212</u>	<u>5,889,429</u>

未払費用には、282,194ユーロの源泉課税（PAYE）（2020年：348,328ユーロ）、170,357ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2020年：168,031ユーロ）および52,430ユーロのその他の税金（2020年：65,391ユーロ）に関する債務が含まれている。親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子であり、要求払いである。

11 払込請求済株式資本

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
授権資本：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株		
額面1ユーロの普通株式100,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面1ユーロの普通株式62,500,000株	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

2016年1月8日に、当社は、授権株式資本を額面1ユーロの普通株式50,000,000株から100,000,000株に増加した。2016年1月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから3,400万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの株式3,400万株の新しい株式資本を発行した。割当による手取金は当社事業の継続する開発資金として使われる予定である。

12 資本剰余金

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）によって2013年9月に行われた、親会社は貸付金の弁済を請求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、弁済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、財政状態計算書の長期負債から資本金へ再分類された。

13 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2021年9月30日		2020年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	708,891	50,858	822,476	55,952
2年～5年で満期	2,741,571	12,290	2,835,564	63,148
5年超に満期	—	—	614,899	—
	<u>3,450,462</u>	<u>63,148</u>	<u>4,272,939</u>	<u>119,100</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドおよび英国を拠点とする保管会社である三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）（旧：スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド）に対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

14 年金費用

	2021年9月30日 ユーロ	2020年9月30日 ユーロ
当期年金費用	947,617	886,575
期末現在未払年金費用	<u>69,017</u>	<u>66,502</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

15 利害関係者

当社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の完全子会社であり、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の連結財務書類はげけに入手可能である。当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないというFRS第102号セクション33「関連当事者に係る開示」に準拠し、免除規定を享受している。

16 最終的親会社

当社の直接的親会社は、アイルランドにおいて設立されたスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

17 後発事象

当社は、2020年3月以来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の脅威に対応しなければならなかった。当社は、在宅勤務の環境で効果的かつ効率的に運営する課題に引き続き取り組んでいる。COVID-19の影響は、ワクチン接種により非常に前向きな進展がみられるものの、今後何か月も継続すると予想される。当社は、COVID-19によるあらゆる影響の不確実性と、政府支援の減少時に生じうる経済的調整を考慮して、収益予測に慎重な見直しを採用している。

財務書類上で修正または開示を要求されるその他の後発事象はなかった。

18 金融商品－ヘッジ会計

以下の先渡為替契約が、2021年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,145,000	€1,785,454	—	(€56,062)	(€56,062)
売却：日本円				
¥606,000,000	€4,660,063	€13,965	(€27,698)	(€13,733)
売却：英ポンド				
£2,542,500	€2,909,271	€6,276	(€37,893)	(€31,617)
		€20,241	(€121,653)	(€101,412)

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、2021年12月1日から2022年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。未決済契約に係る公正価値は、WM/ロイターの先物為替レートを用いて計算された。当期の234,683ユーロの損失（2020年：96,866ユーロの損失）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが、損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€20,241		€20,241
合計	—	€20,241	—	€20,241
負債				
先渡為替契約		€121,653		€121,653
合計	—	€121,653	—	€121,653

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書に直接認識されている。

以下の先渡為替契約が、2020年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル \$ 2,035,000	€1,778,445	€51,974	—	€51,974
売却：日本円 ¥480,000,000	€3,948,410	€76,918	—	€76,918
売却：豪ドル \$ 40,000	€24,316	—	(€84)	(€84)
売却：英ポンド £2,127,500	€2,370,239	€36,795	(€3,047)	€33,748
		€165,687	(€3,131)	€162,556

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、2020年12月1日から2021年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。未決済契約に係る公正価値は、WM/ロイターの先物為替レートを用いて計算された。当期の96,866ユーロの損失（2019年：363,218ユーロの損失）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが、損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€165,687		€165,687
合計	—	€165,687	—	€165,687
負債				
先渡為替契約		€3,131		€3,131
合計	—	€3,131	—	€3,131

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書に直接認識されている。

19 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項（b）に準拠して、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、同法の第357条に準拠して、2021年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

20 財務書類の承認

当財務書類は、2022年1月24日に取締役会によって承認された。

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of financial position

as at 30 September 2021

	<i>Note</i>	30 September 2021	30 September 2020
		€	€
Fixed assets			
Intangible assets	6	4,845,121	3,808,308
Tangible fixed assets	7	682,948	624,106
		<u>5,528,069</u>	<u>4,432,414</u>
Current assets			
Debtors	8	11,460,782	7,087,874
Cash at bank and in hand	9	31,835,678	29,278,295
		<u>43,296,460</u>	<u>36,366,169</u>
Creditors: amounts falling due within one year	10	<u>(5,638,212)</u>	<u>(5,889,429)</u>
Net current assets		<u>37,658,248</u>	<u>30,476,740</u>
Net assets		<u>43,186,317</u>	<u>34,909,154</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	11	62,992,338	62,992,338
Additional paid in capital	12	4,050,000	4,050,000
Cash flow hedge reserve		(112,583)	118,389
Profit and loss account		<u>(23,743,438)</u>	<u>(32,251,573)</u>
Total shareholders' funds		<u>43,186,317</u>	<u>34,909,154</u>

The accompanying notes form an integral part of this statement of financial position.

On behalf of the board

Director
Keiji Nakamura

Director
Peter Callaghan

24 January 2022

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Income statement

for the year ended 30 September 2021

	<i>Note</i>	30 September 2021 €	30 September 2020 €
Turnover		34,627,650	30,796,780
Administrative expenses	3	<u>(29,221,929)</u>	<u>(28,671,314)</u>
Profit on ordinary activities before interest and taxation		5,405,721	2,125,466
Interest expense		<u>(82,816)</u>	<u>(32,172)</u>
Profit on ordinary activities before taxation	4	5,322,905	2,093,294
Taxation on ordinary activities	5	<u>3,185,230</u>	<u>2,437</u>
Profit for the year		<u>8,508,135</u>	<u>2,095,731</u>

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this income statement.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of other comprehensive income for the year ended 30 September 2021

	<i>Note</i>	30 September 2021 €	30 September 2020 €
Profit for the year		<u>8,508,135</u>	<u>2,095,731</u>
Other comprehensive income			
Effective portion of changes in fair value of cash flow hedges	18	(263,968)	409,118
Income tax on other comprehensive income	5	<u>32,996</u>	<u>(51,140)</u>
Other comprehensive income for the year, net of income tax		<u>(230,972)</u>	<u>357,978</u>
Total comprehensive income for the year		<u><u>8,277,163</u></u>	<u><u>2,453,709</u></u>

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of changes in equity for the year ended 30 September 2021

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2020	62,992,338	4,050,000	118,389	(32,251,573)	34,909,154
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	8,508,135	8,508,135
Other comprehensive income for the period	-	-	(230,972)	-	(230,972)
Total comprehensive income for the period	-	-	(230,972)	8,508,135	8,277,163
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2021	62,992,338	4,050,000	(112,583)	(23,743,438)	43,186,317

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2019	62,992,338	4,050,000	(239,589)	(34,347,304)	32,455,445
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	2,095,731	2,095,731
Other comprehensive income for the period	-	-	357,978	-	357,978
Total comprehensive income for the period	-	-	357,978	2,095,731	2,453,709
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2020	62,992,338	4,050,000	118,389	(32,251,573)	34,909,154

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021

1 Accounting Policies

SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Company”) with a registered office at Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, is a private company limited by shares and incorporated and domiciled in Ireland.

The functional and presentation currency of these financial statements is Euro.

The Company’s immediate parent undertaking, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited includes the Company in its consolidated financial statements. The consolidated financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

In these financial statements, the Company is considered to be a qualifying entity (for the purposes of this FRS) and has applied the exemptions available under FRS 102 in respect of the following disclosures:

- Reconciliation of the number of shares outstanding from the beginning to end of the period;
- Cash Flow Statement and related notes; and
- Key Management Personnel compensation.

As the consolidated financial statements of the Company’s ultimate parent, Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. include the equivalent disclosures, the Company has also taken the exemptions under FRS 102 available in respect of the following disclosures:

- Certain disclosures required by FRS 102.26 *Share Based Payments*; and,
- The disclosures required by FRS 102.11 Basic Financial Instruments and FRS 102.12 *Other Financial Instrument Issues* in respect of financial instruments not falling within the fair value accounting rules of Schedule 3, paragraph 39 of the Companies Act 2014.

The accounting policies set out below have, unless otherwise stated, been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

These financial statements are prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 ('FRS 102') The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland and issued by the Financial Reporting Council, and promulgated for use in Ireland by Chartered Accountants Ireland. The Company is also subject to the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements are prepared under the historical cost basis except for the modification to a fair value basis for certain financial instruments as specified in the accounting policies below.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense (e.g. useful economic life). The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income and interest expense

Interest income and income expense are recognised in the income statement on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. It also includes income earned from the recharge of services to other group companies. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts paid to other service providers. All amounts are charged at normal commercial rates.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are measured at fair value, are translated into euro at the date the fair value was determined.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the income statement.

Basic Financial Instruments

Trade and other debtors / creditors

Trade and other debtors are recognised initially at transaction price plus attributable transaction costs. Trade and other creditors are recognised initially at transaction price less attributable transaction costs. Subsequent to initial recognition they are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment losses in the case of trade debtors.

Cash

Cash comprises cash at bank and in hand. Term deposits have maturities of 1 to 3 years, and are repayable on demand

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Other financial instruments

Financial instruments not considered to be Basic financial instruments (Other financial instruments)

Other financial instruments not meeting the definition of Basic Financial Instruments are recognised initially at fair value. Subsequent to initial recognition other financial instruments are measured at fair value with changes recognised in the income statement except as follows:

- investments in equity instruments that are not publicly traded and whose fair value cannot otherwise be measured reliably shall be measured at cost less impairment; and
- hedging instruments in a designated hedging relationship shall be recognised as set out below.

Derivative financial instruments and hedging

Derivative financial instruments are recognised at fair value. The gain or loss on remeasurement to fair value is recognised immediately in income statement. However, where derivatives qualify for hedge accounting, recognition of any resultant gain or loss depends on the nature of the item being hedged (see below).

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to cover the Company's exposure to variability in cash flows that is attributable to particular risk associated with a recognised asset or liability or a firm commitment which could affect income or expenses. Where a derivative financial instrument is designated as a hedge of the variability in cash flows of a recognised asset or liability, or a highly probable forecast transaction, the effective part of any gain or loss on the derivative financial instrument is recognised directly in Other comprehensive income ("OCI"). Any ineffective portion of the hedge is recognised immediately in the income statement.

For cash flow hedges, where the forecast transactions resulted in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, the hedging gain or loss recognised in OCI is included in the initial cost or other carrying amount of the asset or liability. Alternatively when the hedged item is recognised in income statement the hedging gain or loss is reclassified to the income statement.

When a hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or the entity discontinues designation of the hedge relationship but the hedged forecast transaction is still expected to occur, the cumulative gain or loss at that point remains in equity and is recognised in accordance with the above policy when the transaction occurs. If the hedged transaction is no longer expected to take place, the cumulative unrealised gain or loss recognised in equity is recognised in the income statement immediately.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Taxation

Tax on the income statement for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised directly in equity or other comprehensive income, in which case it is recognised directly in equity or other comprehensive income.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the statement of financial position date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is provided on timing differences which arise from the inclusion of income and expenses in tax assessments in periods different from those in which they are recognised in the financial statements. The following timing differences are not provided for: differences between accumulated depreciation and tax allowances for the cost of a fixed asset if and when all conditions for retaining the tax allowances have been met, to the extent that it is not probable that they will reverse in the foreseeable future and the reporting entity is able to control the reversal of the timing difference. Deferred tax is not recognised on permanent differences arising because certain types of income or expense are non-taxable or are disallowable for tax or because certain tax charges or allowances are greater or smaller than the corresponding income or expense.

Deferred tax is measured at the tax rate that is expected to apply to the reversal of the related difference, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date. Deferred tax balances are not discounted.

Unrelieved tax losses and other deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that they will be recovered against the reversal of deferred tax liabilities or other future taxable profits.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Intangible assets

Research and development

Expenditure on research activities is recognised in the income statement as an expense as incurred.

Expenditure on development activities may be capitalised if the product or process is technically and commercially feasible and the Company intends and has the technical ability and sufficient resources to complete development, future economic benefits are probable and if the Company can measure reliably the expenditure attributable to the intangible asset during its development. Development activities involve the design, construction or testing of the production of new or substantially improved products or processes. The expenditure capitalised includes the cost of materials, direct labour and an appropriate proportion of overheads and capitalised borrowing costs. Other development expenditure is recognised in the income statement as an expense as incurred. Capitalised development expenditure is stated at cost less accumulated amortisation and less accumulated impairment losses.

Intangible fixed assets are stated at cost less accumulated amortisation and accumulated impairment losses. Amortisation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Software	7 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not amortised until they are brought into use.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the income statement when they are due.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the Company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the Company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the Company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the Company and that the Company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management company services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

The financial statements are prepared on a going concern basis, and it is the intention of the directors to continue to develop the activities of the Company in consultation with its parent. Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the Company. On 25 January 2016, the Company issued new share capital of 34 million €1 ordinary shares, upon the receipt of an investment of €34 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration and management company services for an agreed fee.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

3 Administrative expenses

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
Staff costs	18,988,007	18,197,043
Other administrative expenses	10,233,922	10,474,271
	<u>29,221,929</u>	<u>28,671,314</u>
	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
<i>Staff costs comprise:</i>		
Wages and salaries	14,362,213	13,270,915
Social welfare costs	1,513,570	1,472,961
Pension costs	947,617	886,575
Other costs	2,164,607	2,566,592
	<u>18,988,007</u>	<u>18,197,043</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 217 (September 2020: 215). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited (“SMTTIL”) during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

4 Profit on ordinary activities before taxation

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	94,000	106,000
Other remuneration	759,276	790,276
Defined pension contribution scheme	48,016	43,849
 No retirement benefits are accruing for directors.		
<i>Auditor's remuneration:</i>		
Audit	23,000	23,000
Tax advisory services	12,550	6,050
Other assurance services	81,750	81,773
Other non-audit services	-	-
 Depreciation	 352,275	 322,438
Amortisation of intangible assets	525,530	577,613
 <i>Operating lease rentals:</i>		
Land & buildings	1,051,431	1,143,479
Other assets	55,953	69,231

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

5 Taxation on ordinary activities

	30 September 2021 €	30 September 2020 €
(a) Total tax recognised in the income statement		
<i>Current tax</i>		
Current tax on income for the period	3,052	3,224
Under /(over) provision in respect of prior year	-	-
<i>Deferred taxation</i>		
Under / (Over) provision in prior period	-	-
Origination and reversal of timing differences	<u>(3,188,282)</u>	<u>(5,661)</u>
Total tax (credit) / expense	<u><u>(3,185,230)</u></u>	<u><u>(2,437)</u></u>
	30 September 2021 €	30 September 2020 €
(b) Total tax recognised in OCI		
Deferred tax charge / (credit)	<u><u>(32,996)</u></u>	<u><u>51,140</u></u>
	30 September 2021 €	30 September 2020 €
(c) Tax reconciliation		
Profit on ordinary activities before taxation	<u>5,322,905</u>	<u>2,093,294</u>
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2020: 12.5%)	665,363	261,661
(Excess) / deficiency of depreciation over capital allowances	(145,699)	(114,536)
Expenses not deductible for tax purposes	301	627
Differences arising from tax at the higher rate	1,526	7,246
Loss relief (utilised) / carried forward	(534,721)	(157,435)
Recognition of Deferred Tax Asset	<u>(3,172,000)</u>	-
Total tax (credit)	<u><u>(3,185,230)</u></u>	<u><u>(2,437)</u></u>
Income tax on health insurance premiums	<u><u>75,146</u></u>	<u><u>71,592</u></u>

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

6 Intangible Fixed Assets

As at 30 September 2021	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2020	11,147,818	11,147,818
Additions during the year	1,562,343	1,562,343
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2021	<u>12,710,161</u>	<u>12,710,161</u>
Amortisation		
At 30 September 2020	7,339,510	7,339,510
Amortisation for the year	525,530	525,530
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2021	<u>7,865,040</u>	<u>7,865,040</u>
Net book value at 30 September 2021	<u><u>4,845,121</u></u>	<u><u>4,845,121</u></u>
As at 30 September 2020	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2019	9,669,143	9,669,143
Additions during the year	1,478,675	1,478,675
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2020	<u>11,147,818</u>	<u>11,147,818</u>
Amortisation		
At 30 September 2019	6,761,897	6,761,897
Amortisation for the year	577,613	577,613
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2020	<u>7,339,510</u>	<u>7,339,510</u>
Net book value at 30 September 2020	<u><u>3,808,308</u></u>	<u><u>3,808,308</u></u>

The intangible asset relating to the development of Advent Geneva and Paladyne as the core fund administration system has been fully amortised.

The Company has been working to replace its front-end client reporting delivery portal with Vermillion which went live on 1 August 2019. The additions during the current period are related to Paladyne, NTAS development costs and further development of the core administration system.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

7 Tangible Fixed Assets

As at 30 September 2021	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2020	1,379,423	699,505	2,277,245	4,356,173
Additions during the year	23,127	54,411	333,578	411,116
Disposals during the year	(18,085)	-	-	(18,085)
At 30 September 2021	<u>1,384,465</u>	<u>753,916</u>	<u>2,610,823</u>	<u>4,749,204</u>
Depreciation				
At 30 September 2020	1,244,935	642,668	1,844,464	3,732,067
Depreciation for the year	50,754	52,152	249,369	352,275
Disposals during the year	(18,085)	-	-	(18,085)
At 30 September 2021	<u>1,277,604</u>	<u>694,820</u>	<u>2,093,833</u>	<u>4,066,257</u>
Net book value at 30 September 2021	<u>106,861</u>	<u>59,096</u>	<u>516,991</u>	<u>682,948</u>
As at 30 September 2020				
Cost				
At 30 September 2019	1,495,299	1,550,749	3,731,193	6,777,241
Additions during the year	16,669	54,666	366,465	437,800
Disposals during the year	(132,545)	(905,910)	(1,820,413)	(2,858,868)
At 30 September 2020	<u>1,379,423</u>	<u>699,505</u>	<u>2,277,245</u>	<u>4,356,173</u>
Depreciation				
At 30 September 2019	1,326,131	1,482,813	3,459,553	6,268,497
Depreciation for the year	51,349	65,765	205,324	322,438
Disposals during the year	(132,545)	(905,910)	(1,820,413)	(2,858,868)
At 30 September 2020	<u>1,244,935</u>	<u>642,668</u>	<u>1,844,464</u>	<u>3,732,067</u>
Net book value at 30 September 2020	<u>134,488</u>	<u>56,837</u>	<u>432,781</u>	<u>624,106</u>

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

8 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
Fee debtors	4,441,565	3,685,620
Prepayments and accrued income	1,171,363	1,343,841
Other debtors	47,959	229,155
Short term asset on derivatives	20,241	165,687
Amount owed by related companies	2,549,449	1,654,644
Deferred tax	3,230,205	8,927
	<u>11,460,782</u>	<u>7,087,874</u>

The deferred tax asset recorded above includes an amount of €3,172,000 that relates to the initial recognition of unused tax losses. The deferred tax asset has been calculated on the basis of the next 5 years projected profitability. The net reversal of the deferred tax asset expected to occur in the next reporting period is €634,400, due to the on-going profitability of the company.

In addition the Company has a further unrecognised deferred tax asset of €689,371 (September 2020: €4,526,633). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

The amount owed by the related companies includes a balance relating to services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

9 Cash at bank and in hand

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
Current accounts	6,732,985	5,148,262
Callable deposits	25,102,693	24,130,033
	<u>31,835,678</u>	<u>29,278,295</u>

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

10 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
Accruals	3,663,474	3,396,873
Corporation tax	3,052	3,224
Interest payable	53,932	9,787
Trade creditors	542,478	1,243,791
Short term liability on derivatives	121,653	3,131
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	432,030	411,030
	<u>5,638,212</u>	<u>5,889,429</u>

Accruals include creditors in relation to PAYE of €282,194 (2020: €348,328), PRSI of €170,357 (2020: €168,031) and other taxes of €52,430 (2020: €65,391).

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free.

The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

11 Called up share capital

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
100,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
62,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

On 8 January 2016, the Company increased its authorised share capital from 50,000,000 to 100,000,000 ordinary shares of Euro 1 each. On 25 January 2016, the Company issued new share capital of 34 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €34 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The proceeds of the allotment will be used to fund the continued development of the Company business.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

12 Additional paid in capital

	30 September 2021	30 September 2020
	€	€
Additional paid in capital	<u>4,050,000</u>	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the Company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the “Parent Company”) that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the Company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non-repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the statement of financial position from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

13 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2021		30 September 2020	
	Land and buildings	Other	Land and buildings	Other
	€	€	€	€
Operating leases which expire:				
Within one year	708,891	50,858	822,476	55,952
In the second to fifth years inclusive	2,741,571	12,290	2,835,564	63,148
Over five years	-	-	614,899	-
	<u>3,450,462</u>	<u>63,148</u>	<u>4,272,939</u>	<u>119,100</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support services to SMT Trustees (Ireland) Limited and Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited (London Branch), formerly known as Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited, a custody company based in the UK. In return, the Companies have agreed that a fee will be paid for the services provided.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

14 Pension costs

	30 September	30 September
	2021	2020
	€	€
Pension charge for year	<u>947,617</u>	<u>886,575</u>
Pension charge payable at end of year	<u>69,017</u>	<u>66,502</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its executive directors and employees.

15 Related parties

The Company is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemption under Section 33 of FRS 102 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

16 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in Ireland. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

17 Post balance sheet events

The Company has had to contend with the challenges of COVID-19 since March 2020. The Company continues to deal with the challenges of operating in a working from home environment in an effective and efficient manner. Whilst the vaccine deployment is a very positive development, nevertheless the impact of COVID-19 will continue for many months to come. The Company is adopting a prudent outlook to its revenue projections to take account of the uncertainties of the full COVID-19 impact and the economic adjustments that will occur once Government supports begin to recede.

There were no other post balance sheet events which require amendment to or disclosure in the financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

18 Financial instruments – Hedge accounting

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2021.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar \$2,145,000	€1,785,454	-	(€56,062)	(€56,062)
Sell Japanese Yen ¥606,000,000	€4,660,063	€13,965	(€27,698)	(€13,733)
Sell British Pounds £2,542,500	€2,909,271	€6,276	(€37,893)	(€31,617)
		<u>€20,241</u>	<u>(€121,653)</u>	<u>(€101,412)</u>

These cash flow hedges will settle quarterly over the period 1 December 2021 – 30 September 2022. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward fx rates. During the year a loss of €234,683 (2020: loss of €96,866) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	€	€	€	€
Assets				
Forward currency contracts		€20,241		€20,241
Total	-	€20,241	-	€20,241
Liabilities				
Forward currency contracts		€121,653		€121,653
Total	-	€121,653	-	€121,653

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

18 Financial instruments – Hedge accounting (continued)

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2020.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar \$2,035,000	€1,778,445	€51,974	-	€51,974
Sell Japanese Yen ¥480,000,000	€3,948,410	€76,918	-	€76,918
Sell Australian Dollar \$40,000	€24,316	-	(€84)	(€84)
Sell British Pounds £2,127,500	€2,370,239	€36,795	(€3,047)	€33,748
		€165,687	(€3,131)	€162,556

These cash flow hedges settled over the quarterly over the period 1 December 2020 – 30 September 2021. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward fx rates. During the year a loss of €96,866 (2019: loss of €363,218) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1 €	Level 2 €	Level 3 €	Total €
Assets				
Forward currency contracts		€165,687		€165,687
Total	-	€165,687	-	€165,687
Liabilities				
Forward currency contracts		€3,131		€3,131
Total	-	€3,131	-	€3,131

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2021 (continued)

19 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2021, in accordance with Section 357 of the Act.

20 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 24 January 2022.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年7月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.25円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

中間未監査財務諸表

2022年3月31日現在

	2022年3月31日現在		2021年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産：				
無形資産	5,453,870	748,544	4,845,121	664,993
有形固定資産	822,213	112,849	682,948	93,735
	6,276,083	861,392	5,528,069	758,727
流動資産：				
債権および前払金	6,920,423	949,828	5,660,888	776,957
債権—会社間勘定	2,860,514	392,606	2,549,449	349,912
繰延税資産	3,216,523	441,468	3,230,205	443,346
法人税資産	0	0	0	0
デリバティブに係る短期資産	122,055	16,752	20,241	2,778
現金および預金	34,815,538	4,778,433	31,835,678	4,369,447
	47,935,053	6,579,086	43,296,460	5,942,439
債務：				
1年以内支払期限到来金額	(4,568,572)	(627,037)	(4,205,952)	(577,267)
法人税	(3,052)	(419)	(3,052)	(419)
繰延税負債	0	0	0	0
債務—会社間勘定	(1,244,623)	(170,825)	(1,253,623)	(172,060)
未払利息	(86,026)	(11,807)	(53,932)	(7,402)
デリバティブに係る短期負債	(112,898)	(15,495)	(121,653)	(16,697)
純資産	48,195,965	6,614,896	43,186,317	5,927,322
資本金および準備金				
払込請求済株式資本	62,992,338	8,645,698	62,992,338	8,645,698
規制上の自己資本	4,050,000	555,863	4,050,000	555,863
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金	(2,014)	(276)	(112,583)	(15,452)
期首損益勘定	(23,743,438)	(3,258,787)	(32,251,573)	(4,426,528)
当期損益勘定	4,899,079	672,399	8,508,135	1,167,742
	48,195,965	6,614,896	43,186,317	5,927,322

中村佳史

取締役

ピーター・キャラハン

取締役

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

中間未監査財務諸表

2022年3月31日に終了した6か月間

	2022年3月31日 に終了した6か月間		2021年9月30日 に終了した12か月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
営業収益	20,212,882	2,774,218	34,627,650	4,752,645
受取利息	(69,098)	(9,484)	(82,816)	(11,366)
収益合計	20,143,784	2,764,734	34,544,834	4,741,278
費用				
管理事務費	(15,231,023)	(2,090,458)	(29,221,929)	(4,010,710)
税引前経常(損)益	4,912,761	674,276	5,322,905	730,569
経常活動に係る税金	(13,682)	(1,878)	3,185,230	437,173
当期留保(損)益	4,899,079	672,399	8,508,135	1,167,742
		中村佳史		ピーター・キャラハン
		取締役		取締役

4 利害関係人との取引制限

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらに係る者によるポートフォリオ資産の取引は下記の場合を除き禁じられている。

ダイワ外貨MMFは、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)これらの主要株主(自己または他人名義(ノミニー名義を含む。))であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われると同様になされ、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i)公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii)適正な価格もしくは実勢利率により行われる場合はこの限りでない。

下記、(a)、(b)または(c)に従って行われる取引も行うことができる。

(a) 受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)により、資格を有する独立の第三者とみなされる者が、取引の行われる価格が正当であることを証明する場合。

(b) 取引が、組織化された投資証券の取引所において、当該取引所の規制の下で最良の条件で実行される場合。

(c) 上記(a)または(b)に定める条件が現実的でない場合には、受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が承認する条件にて、(a)の原則を遵守して、取引が実行される場合。

この点について、ポートフォリオは、所定の投資方針および投資制限の範囲内で、かつ上記の規定に従い、管理会社の関連法人が発行した債務証券に投資するか、またはかかる関連法人に資金を預託することができるよう企図されている。

投資運用会社または投資運用会社の関連法人は、ダイワ外貨MMFの資産が通常の状態より流動性に欠けるとみなす場合、ダイワ外貨MMFの組入資産からかかる資産を購入する。当該取引はいずれも、上記規定およびアイルランド中央銀行の要件に従い遂行される。

利益相反

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらの関係会社、役員および株主(「関係者」と総称する。)は、場合によりダイワ外貨MMFおよびいずれかのポートフォリオの管理・運営との利益相反関係を惹起するその他の投資および職業的活動に関与し、または関与しうる。これは他のファンドの管理・運営、証券売買、投資および運営の助言、仲買業務およびいずれかのポートフォリオが投資する会社を含む他の会社またはファンドの取締役、役員、顧問または代理人として業務を行うことが含まれる。特に、投資運用会社および投資顧問会社がダイワ外貨MMFまたはいずれかのポートフォリオと同様または重複する投資対象を持つ他の投資信託への助言に関与しうる事が予想される。各関係者はかかる関与によって各々の義務の履行が損われることがないように確保する。管理会社の取締役は、利益相反が生じた場合、正当にかつ受益者の利益のために解決されるよう努力する。

5 その他

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの会社に更改および譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、(i)アイルランド高等法院の命令により、または(ii)株主総会の特別決議によって解散される。

別紙A

定 義

本書において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

特定の日時に関する言及は、アイルランド時間とする。

会計基準日	毎年12月31日をいう。管理会社は、アイルランド中央銀行の同意を得て会計基準日を適宜変更することに同意できる。
会計期間	最初の会計期間は、ダイワ外貨MMFの認可日に開始し、その後の会計期間の場合は前会計期間の満了の翌日から開始し、会計基準日に終了する期間をいう。
発生基準時	すべてのポートフォリオについて、関連ポートフォリオの純資産価額の計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時をいう。
ユニット・トラスト法	修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド中央銀行が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいう。
管理費用	ダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの代理人となる訴訟において管理会社に発生し、またはダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの設立もしくはその継続的管理に関して管理会社に発生し、またはその他の理由により管理会社に発生した一切の費用、手数料および経費(立替金、弁護士費用および専門報酬を含むがこれらに限定されない。)を賄うために必要な、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオから支払われるべき金額が含まれる。これには、受益者に対するあらゆる様式での通知書(報告書、目論見書および新聞公告等を含むがこれらに限定されない。)の翻訳費用を含む費用、手数料および経費、ならびに管理会社と管理事務代行会社、登録事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社および/または代行協会員が当事者となっている契約に基づき発生した、これらの者の報酬、費用、手数料および経費ならびに一切の合理的立替金に係るVAT(もしあれば)も含まれる。
A I F	A I F M規則に定義されるオルタナティブ投資ファンドをいう。
A I F M	オルタナティブ投資ファンド運用会社、すなわち、エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドをいう。
A I F M委託規則	免除、一般的運営条件、受託会社、レバレッジ、透明性および監督に関してA I F M指令を補足する2012年12月19日付委員会委託規則第231/2013号をいう。
A I F M Dまたは A I F M指令	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいい、文脈上要求される場合は、これに基づき作成されアイルランドで適用される委託法および実施法を含む。
A I F M法令	ユニット・トラスト法、A I F M指令、A I F M委託規則、A I F M規則およびアイルランド中央銀行要件をいう。

A I F M規則	2013年欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則（2013年法律第257号）をいう。
A I F ルールブック	A I F M法令に従ってアイルランド中央銀行が発行するA I F ルールブックをいう。
申込書	管理会社が随時定める、受益証券の申込人が記入すべき申込書をいう。
監査法人	プライスウォーターハウスクーパースをいう。
オーストラリア・ドル 基準通貨	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。 あるポートフォリオについて、別紙に特定される当該ポートフォリオの会計基準通貨をいう。
営業日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオの別紙に特定される日をいう。
アイルランド中央銀行 クラス	アイルランドの中央銀行およびその後継機関をいう。 ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。
CMS	本書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、①リスク要因、取引相手のリスク」および「第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等」に詳細が記載されるとおり、キャッシュ・マネジメント・スウィープ・スキームを意味する。
CMS カウンターパーティ	CMSに関連する資金が保有される一つまたは複数の共同顧客口座を有する第三者カウンターパーティのことをいう。
CNAV MMF	公債コングスタントNAV MMF（「公債CNAV MMF」ということがある。）としてMMF規則に基づき認可されているマネー・マーケット・ファンドをいう。
回収勘定	(i) 投資者からファンドに支払われる申込金の受領、ならびに(ii) 受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用される、A I F Mが運用する勘定をいう。
集団投資事業 データ保護法令	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。 一般データ保護規則（規則2016/679）により導入されたEUのデータ保護制度および2018年アイルランド・データ保護法をいう。
取引日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される毎月2日以上の日をいう。
取引期限	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される取引日の特定の時間をいう。
受託会社	ファンドの受託会社として、エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいう。
支払金	受託会社に関し、(i) 本書の条項に従い受託会社により指名された副保管銀行の通常の商取引上の料率による手数料および立替費用を含むがこれに限定されない、本書に基づく受託業務に関連して受託会社が適切に支払った一切の支出金、(ii) 受託業務およびダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの管理ならびにこれらに付随・関連するすべての事項(その設立を含む。)に関連して受託会社が負担し、または被るおそれのあるあらゆる

	る種類の経費、課徴金および費用、(iii)ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオ（その設立を含む。）に関連し、またはこれにより生じ、または被った一切の弁護士報酬その他の専門家の費用、ならびに、(iv)受託会社が権限の行使または義務の履行により負担するVATの支払債務を含む。
販売会社	管理会社が指名する一または複数の販売者およびその承継者で、本書に詳述される一または複数の販売者として行為する者をいう。
分配再投資日	すべてのポートフォリオについて、宣言された分配金が受益者のために再投資される日で、各ポートフォリオについて各暦月の最終取引日の直前の取引日とする。
公租公課	特定の取引または評価に関する、印紙税等、租税、政府課徴金、資産運用手数料、代理人費用、仲介手数料、銀行手数料、譲渡手数料、登録手数料、その他の手数料(ポートフォリオ資産の組成もしくは増加、受益証券の作成、交換、販売、購入もしくは譲渡、または投資対象もしくは証書等の購入(もしくは購入予定)を問わない。)で、当該取引時点または評価時点に関し、もしくは事前もしくはその際に支払われるものをいう。ただし、受益証券発行時に代理人またはブローカーに支払われる手数料は含まない。
EMIR	店頭（OTC）デリバティブ、中央清算機関（CCP）および取引情報蓄積機関（TR）に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則（EU）No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準を含む委員会規則をいう。
ESMA	欧州証券市場監督局をいう。
報酬に関するESMA ガイドライン	2013年7月7日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関するESMAガイドラインをいう。
ユーロ	1957年3月25日付ローマにおけるEC条約(1992年2月7日付マーストリヒトにおける条約で修正済み)に従い採択された欧州連合加盟国の法定単一通貨をいう。
アイルランド免税投資家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム ・ 租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社 ・ 租税法第739条B(1)に規定する投資事業 ・ 租税法第737条に規定する特別投資スキーム ・ 租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体 ・ 租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト ・ 保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャー ・ 租税法第739条Bに規定する適格管理会社 ・ 租税法第739条Jに規定する投資リミテッド・パートナーシップ ・ 租税法第787条Iに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行為する個人退職年金勘定（「PRSA」）の管理

	<p>者であり、受託証券が P R S A の資産である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット・ユニオン法第 2 条に規定するクレジット・ユニオン ・国家資産管理機構 ・国家財政管理機構または財務省が単独の実質的所有者である（2014年 国家財政管理機構（改正）法第37条の意味における）ファンドの投資 ビークルまたは国家財政管理機構を通じて行為する当国 ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人 税が課される会社、または ・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させる ファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員に よる書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる 他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者 <p>ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければならない。</p>
E U	欧州連合をいう。
ファンド	ダイワ外貨MMFをいう。
G D P R	指令95/46/E C を廃止する、個人データの取扱いに関する自然人の保 護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会お よび理事会規則（E U）2016/679、およびこれに付随する適用ある国内 法令をいう。
グローバル副保管会社	グローバル副保管契約に従って、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支 店が副保管者としての資格において任命したブラウン・ブラザーズ・ハ リマンをいう。
仲介機関	現時点において以下の者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・他者に代わって投資事業者から支払を受けることを事業とする者、も しくはこれを事業に含む者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者
投資顧問会社	投資運用会社に任命される一または複数の投資顧問またはその承継者 で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資顧問として 行為する者をいう。
投資運用会社	管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、 本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行 為する者をいう。
投資運用契約	随時改訂される2004年6月30日および2004年7月30日付の管理会社および 投資運用会社との間の投資運用契約（総称して「投資運用契約」とい う。）をいう。
アイルランド	アイルランド共和国をいう。
アイルランド居住者	以下の者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、税務上アイルランドの居住者である個人 ・トラストの場合、税務上アイルランドの居住者であるトラスト ・会社の場合、税務上アイルランドの居住者である会社 <p>個人の場合は、課税年度に関して、(1)かかる課税年度中に183日間以上 または(2)いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに</p>

所在している場合に、各課税年度中に31日間以上アイルランドに所在していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされる。アイルランドにおける所在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに所在している場合、所在したものとみなされる。かかる新たな判断基準は、2009年1月1日から有効となっている（以前は、アイルランドにおける所在日数を決定する際、個人は、1日の終了時（深夜0時）においてアイルランドに所在している場合、所在したものとみなされていた。）。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者（二名以上である場合）の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者である。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者である。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者である。

- －会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないこととみなされる場合、または
- －会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくはアイルランドとの二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合。かかる例外は、アイルランドにおいて設立された会社で、（アイルランド以外の）関連する法域において運営および管理されているが、当該法域が設立地でないために当該法域の居住者とはならない会社が、税務上、いずれの法域の居住者にも該当しない場合には適用されない。

2014年財政法は、2015年1月1日以降に設立された会社について、上記の居住規則を改定した。この新しい居住規則は、アイルランドで設立された会社およびアイルランドで設立されてはいないがアイルランドで運営および管理されている会社が税務目的上アイルランドの居住者となることを確保する。ただし、当該会社が、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約により、アイルランド以外の地域の居住者である（よってアイルランドの居住者ではない）とみなされる場合はこの限りではない。当該日より前に設立された会社について、この新たな規則は、（限られた状況を除き）2021年1月1日まで効力を生じない。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法第23条Aに定める立法規定を参照すべきである。

管理会社

ファンドのAIFMでもあるエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認

	可されたファンドおよび各ポートフォリオの管理会社およびA I F Mとしての後継会社をいう。
加盟国	欧州連合の加盟国をいう。
最低保有額	関連する別紙に特定される受益者に保有される受益証券の最低保有口数または価額をいう。
最低申込額	関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。
MMF 規則	2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（改訂済）をいう。
純資産価額	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する（適用あれば）純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算される関連ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格をいう。
ニュージーランド・ドル	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいう。
OECD加盟国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国および米国が加盟する経済開発協力機構をいう。
アイルランド通常居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、税務上アイルランドの通常居住者である個人 ・トラストの場合、税務上アイルランドの通常居住者であるトラスト <p>個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった（すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる）場合、通常居住者とみなされる。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者である。したがって、2016年1月1日から2016年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である個人がかかる課税年度にアイルランドを離れた場合、2019年1月1日から2019年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。</p> <p>トラストの通常居住者は不明確で、税務上の居住に連動する。</p>
ポートフォリオ	サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って投資を行う目的で管理会社が適切と考える名称により指定するダイワ外貨MMFのサブ・ファンドをいい、随時アイルランド中央銀行の事前の承認をもって管理会社により設立される。
英文目論見書	アイルランド中央銀行の要求に従って、管理会社がダイワ外貨MMFに関して発行する目論見書ならびに補足目論見書およびその補足文書をいう。
公認決済機関	（ユーロクリア、クリアストリーム・バンキング・エージェンシー、クリアストリーム・バンキング・エスエーおよびCRESTを含むがこれらに限られない）租税法第246条Aに記載された公認決済システム、または租税法パー

公認の証券取引所	ト27第1章Aにおいてアイルランド歳入委員会に公認決済システムとして指定されるその他の受益証券決済システムをいう。
買戻し申込書	別紙Dに定めるとおりファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。
申告書	管理会社が随時定めるとおり、保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部を買戻すことを希望する受益者が記入する買戻し申込書をいう。
関係期間	租税法スケジュール2Bに規定する受益者に関連する申告書をいう。
R I A I Fまたは個人投資家向けA I F	受益者が受益証券を取得した時点に開始する8年間、およびその後については前期間終了直後に開始する8年間をいう。
特定米国人	ファンド、すなわちA I Fルールブックに定義される個人投資家向けA I Fをいう。 「特定米国人」とは、下記(i)から(iii)のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。
	(i) 米国市民または米国居住者である個人
	(ii) 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人
	(iii) (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託
	(1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取り引される法人
	(2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される)拡大関連者グループの一員である法人
	(3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関
	(4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関
	(5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン
	(6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行
	(7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託
	(8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき証券取引委員会に登録されている事業体
	(9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
	(10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
	(11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。)のディーラー
	(12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー

副保管会社	かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。 ファンド資産の保管のため、随時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。
別紙	ポートフォリオおよび／または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。
英ポンド	英国の法定通貨である英ポンドをいう。
租税法	1997年アイルランド租税統合法(改正済)をいう。
タクソノミー規則	随時改正されるサステナブル投資を促進するための枠組みの設定に関する欧州議会および理事会規則(EU)2020/852をいう。
基準価格	関連するポートフォリオの別紙に特定される基準価格をいう。
信託証書	随時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された2019年1月21日付改訂・再録信託証書をいう。
英国	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。
受益証券	受益証券または、本書に別段の記載のある場合を除き、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの資産の未分割の持分1口の受益権を表章する証券をいう。
受益者	ダイワ外貨MMFに関して管理会社によりまたはこれを代理して随時維持される受益者名簿に一または複数の受益証券の保有者として登録される受益者または者をいう。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいう。
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびアメリカ合衆国の管轄権に服するその他のすべての地域をいう。
米国人	(i)アメリカ合衆国の居住者である自然人、(ii)アメリカ合衆国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは会社、(iii)受託者が米国人である財団、(iv)米国内に所在する外国法人の代理店または支店、(v)米国人の利益のためまたは勘定でディーラーまたはその他の受託者によって保有されている非一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、(vi)米国内で組織、設立されたまたは(個人の場合は)米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者によって保有されている一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、ならびに、(vii)(A)アメリカ合衆国以外の法域の法律の下で組織または設立され、かつ(B)自然人、財団または信託ではない認可された投資家(証券法に基づくルール501(a)に定義されている。)により組織され設立されまたは保有されている場合を除いて、主に証券法の下で登録されていない証券に投資することを目的として米国人により形成されたパートナーシップまたは会社をいう。
評価時点	各ポートフォリオについて、該当する別紙に特定される時点をいう。
VAT	付加価値税をいう。

別紙B

USドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。

1. 用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国、日本およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 各営業日であり、かつ、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいい、少なくとも1ヶ月に1日以上はあるものとする。
- 「基準価格」 0.01米ドルをいう。
- 「評価時点」 USドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時（アイルランド時間）または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

2. 基準通貨

基準通貨は米ドルとする。

3. 投資目的

USドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

4. 投資方針

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分（その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。）のうちの一つが付与されている（S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。）。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた（または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす）場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマース・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均^(注1)は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間^(注2)は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

(注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。

(注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。

ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資する。

(a) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品

(b) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品の政府債によって担保されたリバースレポ契約、および

(c) 現金

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。

ポートフォリオは、サステナブルな投資を投資目的としておらず、環境、社会およびガバナンス(以下「ESG」という。)を促進していない。そのため、ポートフォリオはタクソノミー規則の適用を受けない。ポートフォリオの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準は考慮されない。

投資運用会社は、サステナビリティ・リスク(「それが発生した場合に、関連する投資対象の価値に現実的にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会またはガバナンス上の事象または状況(以下「ESG事象」という。))と定義される。)をポートフォリオの投資決定プロセスに組み込んでいないため、現時点では発生しうるサステナビリティ・リスクがポートフォリオのリターンに与える可能性が高いインパクトの評価を行っていない。これは、ポートフォリオが環境または社会

的な価値を促進するものではなく、サステナブルな投資を投資目的としていないからである。

したがって、管理会社は、ポートフォリオの受益者の最善の利益に適うのは上記の投資目的および投資方針に従うことであると考えます。

5. 報酬および手数料

運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、USドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、USドル・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、USドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、USドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、USドル・ポートフォリオの資産から立替費用の返済を受領する権利を有する。

6. リスク要因

前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク ① リスク要因」に加えて、以下はUSドル・ポートフォリオ特有のリスク要因である。

制限付き証券

USドル・ポートフォリオが制限付き証券に投資を行う限り、USドル・ポートフォリオは追加のリスクを負う可能性がある。「制限付き証券」とは、1933年米国証券法に基づき登録されていない証券である。当該証券が登録されていないため、少人数の投資家が当該証券に投資を行う資格を有し、よって、当該投資家は、制限付き証券に投資するUSドル・ポートフォリオが容易に当該証券を処分することができない可能性があるというリスクを負担する。本ポートフォリオは、制限付き証券の処分を試みる場合、買い手の発見に係る追加の取引費用、または極端な場合には証券の登録費用を負担する可能性がある。

別紙C

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件—ポートフォリオの効率的運用

1. 個人投資家向けAIFは、ポートフォリオの効率的運用のための取引であっても、それが個人投資家向けAIFが宣言している投資目的を変更し、またはその募集文書に記載された一般的リスクポリシーと比べて追加的リスクが大幅に加わるものとなる可能性がある場合には、かかる取引を行わない。

レポ取引および有価証券貸借

2. レポ取引および有価証券貸借取決めは、通常の市場慣行に従ってのみ行うことができる。

3. レポ取引または有価証券貸借取決めで取得する担保は、常に、下記の基準に適合したものでなければならない。

(a)流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければならない。

(b)評価：担保は、1日に1回以上評価されうるものでなければならず、また、毎日値洗いされなければならない。

(c)発行体の信用力：担保の発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければならない。

4. レポ取引または有価証券貸借取決めの期限まで、かかる取引または取決めで取得した担保は、

(a)投資した金額または貸し出す有価証券の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならない、

(b)保管機関または保管機関の代理人の名義に譲渡されなければならない、かつ

(c)相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければならない。

(d)(b)項は、個人投資家向けAIFが国際証券集中保管機構またはこの種類の取引を専門機関として一般的に公認されている関連する機関の担保管理サービスを使用する場合に適用される。保管機関は、担保取決め上、明示された参加者でなければならない。

5. 非現金担保：

(a)売却し、担保に供し、または再投資することができない。

(b)相手方当事者のリスクにおいて保有されなければならない。

(c)相手方当事者から独立した事業体により発行されなければならない。

(d)ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければならない。

6. 現金担保：

現金は以下に対して以外には投資することはできない。

(a)関連機関への預金

(b)国債またはその他の公債

(c)関連する機関が発行した預金証書

(d)満期まで3ヶ月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状

(e)受け入れる担保が本段落の(a)乃至(d)および(f)のカテゴリに該当する買戻契約

(f) AAAまたはこれと同等の格付を有する日々の取引のマネー・マーケット・ファンド。投資が関連ファンドにおいて投資される場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付、転換または買戻手数料を課することができる。

7. 6. 現金担保の項に従って、個人投資家向けAIFのリスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、分散的に投資されなければならない。個人投資家向けAIFは、常に、現金担保によってその返済義務を果たすことができることを確認していなければならない。

8. 投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができない。

9. 本セクション第4段落(b)項の規定にかかわらず、個人投資家向けAIFは、一般的に公認の国際証券集中保管機構により組織された有価証券貸借組織に加入することができる。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとする。

10. 本セクション第5段落および第6段落の意図を損なうことなく、個人投資家向けAIFは、レポ取引による取引を行って、担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出すことが認められる。その場合、AIFルールブック、セクション1. iv (金融派生商品) 第1項で要求される世界的エクスポージャーを判断する際、レポ取引を考慮に入れなければならない。発生する世界的エクスポージャーは、派生商品の使用を通じて生じる世界的エクスポージャーに追加しなければならない。それらの合計は個人投資家向けAIFの純資産額の100%を超過してはならない。担保が無リスクのリターンを超えるリターンをもたらす金融資産に再投資されたときには、個人投資家向けAIFは、世界的エクスポージャーを計算する際、以下の事項を計算に含めなければならない。

(a) 現金担保を保有する場合は、受取金額、および

(b) 非現金担保を保有する場合は、関連する証券の市場価値

11. レポ取引または有価証券貸借取決めの相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされなければならない。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を受容することができる。

12. 個人投資家向けAIFは、随時有価証券貸借取決めに終了させて、貸し出したすべての有価証券の返却を求める権利を有するものとする。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常市場慣行に基づくその他の期間内に、当該有価証券を返却する義務を負うことを規定しておかねばならない。

13. レポ取引、有価証券の貸付または有価証券の借入は、AIFルールブックのパート1、セクション1. iii (借入能力) 第2項およびAIFルールブックのパート1、セクション1. i (一般的制限) 第2項の目的上、それぞれ、借入または貸付を構成しない。

デリバティブ取引 — 金融派生商品

14. 個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行う場合、それが投資を目的としたものであれ、ヘッジングを目的としたものであれ、AIFルールブック第1章セクション1. iv(金融派生商品)を遵守しなければならない。個人投資家向けAIFが買戻/売戻契約(以下「レポ取引」という。)を行って担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出す場合の世界的エクスポージャーの計算に関しては、AIFルールブック第1章第18項乃至第22項も適用される。
15. 下記第16段落を条件として、個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行うのは、これらの金融商品が加盟国または非加盟国における、規制され、定常的に運営される、公認の一般に公開された市場で取引される金融商品である場合に限られる。
16. 個人投資家向けAIFは、店頭市場で取引される金融派生商品(以下「店頭デリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、その際、以下を条件とする。
- (a) 相手方当事者がEEA加盟国で金融商品市場指令に従って承認されている関連する機関もしくは投資会社であるか、米国証券取引委員会によって連結監督事業体(以下「CSE」という。)として規制される事業体であること。
- (b) 相手方当事者が関連する機関ではない場合、相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされるものであること。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFポートフォリオが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を許容することができる。
- (c) 店頭デリバティブ取引の相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、個人投資家向けAIFは、当該相手方当事者との店頭デリバティブ取引の正の時価評価額を使用してエクスポージャーを計算する。個人投資家向けAIFは、相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制することができる場合には、同じ相手方当事者に対するデリバティブのポジションを相殺することができる。ただし、相殺が許容されるのは、同一の相手方当事者との間の店頭デリバティブ証券に関してのみであり、同じ相手方当事者に対して個人投資家向けAIFが有するその他のエクスポージャーに関しては相殺計算することはできない。
- (d) 個人投資家向けAIFは、以下の事項を確認していなければならない。
- 相手方当事者が、店頭デリバティブを合理的な正確性をもって、信頼できる基準にのっとり評価すること、および
 - 個人投資家向けAIFの判断で随時店頭デリバティブを公正価格で売却、現金化または相殺計算することができること
- (e) 個人投資家向けAIFは、毎週、その店頭デリバティブについて信頼できる検証可能な評価を得るものとし、また、それを達成するために適切なシステム、コントロールおよびプロセスを文書化し実施していることを確実にする。評価の仕組みおよび手続きは、関連する店頭デリバティブの内容および複雑さに照らして適切かつ相当なものでなければならず、また、適切に文書化しなければならない。
- (f) 信頼できる検証可能な評価とは、相手方当事者による市場呼び値のみに依存するのではなく、以下に記載する基準を満たした公正価格に対応する個人投資家向けAIFによる評価をいうものとして理解される。

- － 評価の基準が当該金融商品の信頼できる最新の市場価格であるか、またはかかる評価がない場合には、適切な、認知された方法論に基づいた価格設定モデルであること
 - － 評価が以下のいずれかによって検証されること
 - － 適切な頻度かつ個人投資家向けA I Fが当該評価を確認できるような方法による、店頭デリバティブの相手方当事者とは独立の、適切な第三者
 - － 個人投資家向けA I Fのうち資産管理を担当する部門とは独立した、この目的のために十分に装備された特定のユニット
17. A I Fルールブックの第1章セクション1. ii (投資制限) 第15項に従って、個人投資家向けA I Fは、店頭デリバティブの相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、相手方当事者が個人投資家向けA I Fに対して下記第18段落に記載した基準を満たした担保を差し入れた場合のみ、かかるエクスポージャーを縮減することができる。
18. 個人投資家向けA I Fが受け取る担保は、常に、以下の基準を満たしていなければならない。
- (a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければならない。
 - (b) 評価：担保は、1日に1回以上評価され、また毎日値洗いされなければならない。
 - (c) 発行体の信用力：発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければならない。
 - (d) 保護預かり：担保は、保管機関またはその代理人の名義に譲渡されなければならない。
 - (e) 実行可能性：当該事業体が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けA I Fが使用することができるものでなければならない。
 - (f) 非現金担保の場合：
 - － 売却し、担保に供し、または再投資することができない。
 - － 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければならない。
 - － 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければならない。
 - － ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければならない。
 - (g) 現金担保は、無リスク資産以外に再投資してはならない。
19. 個人投資家向けA I Fは、個人投資家向けA I Fの相手方当事者に関するリスクに対するエクスポージャーを計算する際に、店頭デリバティブの相手方当事者に移転されたすべての担保を考慮に入れる。店頭デリバティブの相手方当事者に移転された担保は、当該相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制できる場合のみ、純額ベースで考慮する。

発行体集中リスクおよび相手方当事者エクスポージャー・リスクの計算

20. 個人投資家向けA I Fは、コミットメント法に従って、金融派生商品を利用することによって発生する潜在的リスクを基準として、A I Fルールブック第1章セクション1. ii (投資制限)に記載された上限を計算する。
21. 店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャーの計算には、店頭デリバティブの相手方当事者に関するリスクへのエクスポージャーを含めなければならない。
22. 個人投資家向けA I Fは、顧客資金規則またはブローカーが支払不能状態に陥った際に個人投資家向けA I Fを保護するその他の類似の取決めによって防御されない取引所また店頭で取引されたデリバティブに関してブローカーに対して差し入れた当初証拠金およびブローカーから受け取る追

加証拠金から発生するエクスポージャーを、A I Fルールブック第1章セクション1. ii（投資制限）第15項で言及された店頭取引相手方当事者に関する上限内で計算する。

23. 個人投資家向けA I Fは、A I Fルールブック第1章セクション1. ii（投資制限）で言及された上限を計算する際に、次の事項を斟酌する。

(a) 有価証券の貸付または買戻契約を通じて発生した相手方当事者に対する純エクスポージャー、および

(b) 担保の再投資によって発生したエクスポージャー

純エクスポージャーとは、個人投資家向けA I Fが受け取る金額から、個人投資家向けA I Fが差し入れた担保を差し引いた金額をいう。

24. 個人投資家向けA I Fは、発行体の集中に関する上限との関係でエクスポージャーを計算する際、そのエクスポージャーが店頭取引の相手方当事者、ブローカーまたは決済機関のいずれに対するものであるかを立証する。

25. 個人投資家向けA I Fは、金融派生商品（譲渡性有価証券、金融市場商品または投資ファンドに組み込まれた金融派生商品を含む。）の原資産に関するエクスポージャーのポジションが、関連する場合には直接投資から生じるポジションと合わせて、本書に記載する要件として定められた投資上限を超過することを許容してはならない。個人投資家向けA I Fが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、それらの投資は、A I Fルールブックのパート1、セクション1. ii（投資制限）で明示された制限と合計する必要はない。A I Fルールブックのパート1、セクション1. ii（投資制限）に規定された制限を計算する際、結果的なポジションのエクスポージャーを判断するうえで、金融派生商品（組込み金融派生商品を含む。）について考慮しなければならない。このポジションのエクスポージャーは、発行体の集中度を計算する際に考慮に入れなければならない。適切な場合にはコミットメント法を用いて、またより保守的に行うときには発行体による債務不履行の結果発生する可能性のある損失の最大額を用いて計算しなければならない。また、ポジションのエクスポージャーは、世界的エクスポージャーの計算に当たってバリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）（下記第32段落でより詳細に定義する）を使用するか否かにかかわらず、すべての個人投資家向けA I Fがその計算をしなければならない。

本規定は、指数ベースの金融派生商品のうち、対象指数がA I Fルールブック第1章セクション1. i（一般的制限）第4項に記載された基準に適合するものには適用されない。

カバー要件

26. 個人投資家向けA I Fは、いかなる時点においても、金融派生商品に関わる取引によって負担するあらゆる支払義務および交付義務を充足することができなければならない。

27. 個人投資家向けA I Fは、金融派生商品の取引を監視し、それらが本書の要件に従って適切にカバーされていることを確実にするためのリスク管理プロセスを構築し維持する。

28. 個人投資家向けA I Fは、個人投資家向けA I Fに代わって将来的なコミットメントを生じさせ、または生じさせる可能性のある金融派生商品については、以下に記載するようにカバーされていることを確実にする。

(a) 自動的に、または個人投資家向けA I Fの裁量により、現金決済される金融派生商品の場合は、個人投資家向けA I Fは、常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。また、

(b) 原資産の物理的交付が必要となる金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常にその資産を保有していなければならない。ただし、個人投資家向けAIFは、以下に該当する場合は十分な流動資産をもってエクスポージャーをカバーすることができる。

- 原資産が流動性の高い固定金利証券で構成される場合。および/または、
- 原資産を保有しなくてもエクスポージャーを十分にカバーことができ、当該金融派生商品がリスク管理プロセスの対象となっており、詳細が目論見書に規定されていると個人投資家向けAIFが考える場合。

リスク管理プロセスおよび報告

29. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、自身の金融派生商品取引活動に関する十分なリスク管理プロセスを構築し、それ以降当該プロセスを維持する。個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、構築したリスク管理プロセスとその維持方法について、アイルランド中央銀行に書面で通知する。この通知には、以下に記載する事項を含める。

- (a) 譲渡可能な有価証券および金融市場商品に組み入れられるデリバティブを含め、許容される金融派生商品の種類
- (b) 潜在的リスク
- (c) 関連する数量的上限ならびにその監視および実施方法、および
- (d) リスク推定方法

当初の届け出事項に重大な修正が生じる場合は、それらの変更を実施する前に、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

30. 個人投資家向けAIFは、毎年、自身の金融派生商品のポジションについて、アイルランド中央銀行に報告書を提出する。かかる報告書には、以下の事項を記載する。

- (a) 個人投資家向けAIFが利用する金融派生商品の種類についての真実かつ公正な見解を反映した情報
- (b) 潜在的リスク：数量的上限およびその管理および実施方法、および
- (c) それらのリスクを推定するために使用する方法

個人投資家向けAIFは、自身の年次報告書と一緒にこの報告書を提出する。

世界的エクスポージャーの計算

31. 個人投資家向けAIFは、少なくとも1日に1回、以下のいずれかの形で自身の世界的エクスポージャーを計算する。

- (a) 個人投資家向けAIFの純資産額の総額を超過しない範囲で組込みデリバティブを含めた金融派生商品を通じて個人投資家向けAIFが生み出したエクスポージャーおよびレバレッジの増加分、または
- (b) 個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスク

32. (a) 個人投資家向けAIFは、自身の世界的エクスポージャーを計算する際に、個人投資家向けAIFの投資戦略、利用する金融派生商品の種類および複雑性ならびに金融派生商品を含んだ個人投資家向けAIFのポートフォリオの割合を考慮した適切なリスク測定方法を利用する。

(b) 個人投資家向けAIFは、コミットメント法またはVaR法を用いて自身の世界的エクスポージャーを計算する。個人投資家向けAIFは、アイルランド中央銀行が事前に承認した場合に

限り、他の新しいリスク管理方法で自身の世界的エクスポージャーを計算することができる。本規定の目的において、VaRとは、特定の期間にわたっての特定の信頼水準で予想される損失の最大額の測定方法をいう。

33. 個人投資家向けAIFは、追加のレバレッジまたは市場リスクへのエクスポージャーを生み出すために買戻契約を含めた技法および手段を使用する場合は、これらの取引を考慮に入れて世界的エクスポージャーを計算する。
34. 個人投資家向けAIFは、継続的に世界的エクスポージャーの上限を遵守する。
35. 個人投資家向けAIFは、以下に記載する場合には、コミットメント法を使用することはできない。
 - (a) 個人投資家向けAIFが、個人投資家向けAIFの投資方針のうちの無視することのできないだけの部分について、複雑な投資戦略を用いる場合、および／または
 - (b) 個人投資家向けAIFがエキゾティック派生商品に対して無視できないエクスポージャーを有している場合、および／または、
 - (c) コミットメント法では個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスクを適切に把握できない場合
36. レポ取引および貸株取引はAIFルールブック第1章の目的上、それぞれ借入または貸付を構成しない。

為替リスクに対する防御

37. ダイワ外貨MMFは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができる。
 - (a) ダイワ外貨MMFの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。
 - (b) ダイワ外貨MMFの通貨エクスポージャーが移転される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ外貨MMFの英文目論見書に全て開示されなければならないこと。
 - (c) 定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

別紙D

公認の証券取引所の一覧

アイルランド中央銀行の要件に従い定められる、ポートフォリオの資産が随時投資される可能性のある証券取引所および規制市場は、欧州連合加盟国内に所在するものに加え、以下の一覧のとおりである。アイルランド中央銀行は、承認された市場の一覧を公表していない。

(i) 以下に所在する証券取引所：

- － 欧州連合加盟国
- － 欧州経済地域加盟国 (欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)
- － 以下の各国
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - 香港
 - ニュージーランド
 - スイス
 - アメリカ合衆国
 - イギリス

(ii) 以下の証券取引所または市場：

- | | | |
|---------|---|---------------|
| アルゼンチン | － | ブエノスアイレス証券取引所 |
| | | コルドバ証券取引所 |
| | | ロサリオ証券取引所 |
| ボツワナ | － | ボツワナ証券取引所 |
| ブラジル | － | リオデジャネイロ証券取引所 |
| | | サンパウロ証券取引所 |
| チリ | － | サンティアゴ証券取引所 |
| | | チリ証券取引所 |
| 中華人民共和国 | － | 上海証券取引所 |
| | | 深圳証券取引所 |
| コロンビア | － | ボゴタ証券取引所 |
| | | メデリン証券取引所 |
| | | オクシデンテ証券取引所 |
| エジプト | － | アレキサンドリア証券取引所 |
| | | カイロ証券取引所 |
| インド | － | バンガロール証券取引所 |

		デリー証券取引所
		ムンバイ証券取引所
		インド国立証券取引所
インドネシア	—	ジャカルタ証券取引所
		スラバヤ証券取引所
イスラエル	—	テルアビブ証券取引所
コートジボアール	—	西アフリカ証券取引所 (BRVM)
ケニア	—	ナイロビ証券取引所
マレーシア	—	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	—	モーリシャス証券取引所
メキシコ	—	メキシコ証券取引所
モロッコ	—	カサブランカ証券取引所
ナイジェリア	—	ナイジェリア証券取引所
パキスタン	—	イスラマバード証券取引所
		カラチ証券取引所
		ラホール証券取引所
フィリピン	—	フィリピン証券取引所
ロシア	—	モスクワ証券取引所
シンガポール	—	シンガポール証券取引所
南アフリカ	—	ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	—	韓国証券取引所
		KOSDAQ証券取引所
スリランカ	—	コロombo証券取引所
台湾(中華人民共和国)	—	台湾証券取引所
タイ	—	タイ証券取引所
トルコ	—	イスタンブール証券取引所
ウクライナ	—	ウクライナ証券取引所
ベトナム	—	ホーチミン証券取引所
		ハノイ証券取引所
ジンバブエ	—	ジンバブエ証券取引所

(iii)以下の市場：

国際証券市場協会により組織された市場

英国金融行為監督機構の刊行物「投資事業中間諮問資料集(「グレイ・ペーパー」の代替版)」(随時変更済)に記載されている「マネー・マーケット機関のリスト」により組織された市場

AIM—ロンドン証券取引所により規制され運営される英国におけるオールタナティブ・インベストメント・マーケット

日本証券業協会が規制する日本における店頭市場

アメリカ合衆国のNASDAQ

ニューヨークの連邦準備銀行が規制するプライマリー・ディーラーが運営するアメリカ合衆国政府証券市場

全米証券業協会が規制するアメリカ合衆国における店頭市場(すなわち、アメリカ合衆国証券取引委員会および同証券業協会が規制するプライマリーおよびセカンダリーのディーラー(ならびに連邦通貨監督官、連邦準備銀行および連邦預金保険公社が規制する金融機関)が運営するアメリカ合衆国における店頭市場)

フランスにおける譲渡債務証券の店頭市場(Titres de Créances Négotiable)

NASDAQヨーロッパ(NASDAQヨーロッパは、最近形成された市場であり、一般的な流動性の水準は、他の確立された取引所におけるものに比して優れているということができない。)

カナダ証券業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

オーストラリア金融市場協会

SESDAQ(シンガポール証券取引所の第二部)

(iv) 以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引される全てのデリバティブ取引所：

－欧州連合加盟国

－欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)

アメリカ合衆国の以下の取引所

－シカゴ商品取引所

－シカゴ・オプション取引所

－シカゴ商業取引所

－米国ユーレックス取引所

－ニューヨーク先物取引所

－ニューヨーク商品取引所

－ニューヨーク商業取引所

中国の上海先物取引所

香港の香港先物取引所

日本の以下の取引所

－大阪取引所

－東京金融取引所

－東京証券取引所

ニュージーランドのニュージーランド先物オプション取引所

シンガポールの以下の取引所

－シンガポール国際金融取引所

－シンガポール商品取引所

ポートフォリオの資産価値を決定する目的に限り、「公認の証券取引所」という用語には、ポートフォリオがその効率的運用のために、または為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブ

ブ契約に関して、当該契約が定期的取引される組織化された取引所または市場を含むものとみなされる。